

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和6年第3回幕別町議会定例会  
(令和6年9月4日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
3 山端隆治      4 内山美穂子      5 小田新紀
- 日程第2 会期の決定  
（諸般の報告）  
行政報告
- 日程第3 報告第9号 令和5年度幕別町健全化判断比率の報告について
- 日程第4 報告第10号 令和5年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第5 報告第11号 令和5年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第6 報告第12号 令和5年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第7 報告第13号 令和5年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第14号 令和5年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第9 議案第74号 財産の取得について（庁用車両）
- 日程第10 議案第75号 工事請負契約の締結について（忠類第一幹線明渠排水路整備工事）
- 日程第11 認定第1号 令和5年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第12 認定第2号 令和5年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第3号 令和5年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第4号 令和5年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第5号 令和5年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第6号 令和5年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第7号 令和5年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第8号 令和5年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第19 認定第9号 令和5年度幕別町水道事業会計決算認定について

# 会議録

令和6年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和6年9月4日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月4日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)  
議長 寺林俊幸  
副議長 中橋友子  
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀  
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘  
11 岡本眞利子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 芳滝 仁 17 藤原 孟
- 6 欠席議員  
12 小島智恵 16 谷口和弥
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 笹原敏文 農 業 委 員 会 会 長 中村富士男  
企 画 総 務 部 長 山端広和 住 民 生 活 部 長 寺田 治  
保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁 経 済 部 長 高橋修二  
建 設 部 長 小野晴正 会 計 管 理 者 武田健吾  
忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健 札 内 支 所 長 川瀬吉治  
教 育 部 長 白坂博司 政 策 推 進 課 長 宇野和哉  
総 務 課 長 西田建司 地 域 振 興 課 長 谷口英将  
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲 経 済 建 設 課 長 吉仲有希
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀

# 議事の経過

(令和6年9月4日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

- 議長（寺林俊幸） ただ今から、令和6年第3回、幕別町議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

## [議事日程の報告]

- 議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、3番山端議員、4番内山議員、5番小田議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から9月25日までの22日間といたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日から9月25日までの22日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

- 議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。  
はじめに、本年7月24日に開催しました民生常任委員会において、委員長および副委員長の互選の結果、委員長に荒貴賀委員、副委員長に小田新紀委員が選任されましたので、幕別町議会運営に関する基準第107に基づき、報告いたします。  
次に、町長から令和6年幕別町功労者の報告について、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。  
のちほどご覧いただきたいと思います。  
次に、事務局から諸般の報告をさせます。  
議会事務局長。  
○議会事務局長（合田利信） 12番小島議員、16番谷口議員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

## [行政報告]

- 議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
飯田町長。  
○町長（飯田晴義） 令和6年第3回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。  
本年も10月1日に128年目の開町記念日を迎えます。

偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の精神で本町発展の礎を築かれて以来、町民各位の限らない郷土愛により、幕別町が十勝の中核的な町として発展を続けておりますことに対し、深甚なる敬意と感謝を捧げるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、表彰者選考委員会からいただきました答申を尊重し、本年は社会功労賞として2人、産業功労賞として1人の方々を顕彰させていただくことといたしました。

受賞されます皆さんの永年にわたるご活躍とご功績に対しまして、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、パリオリンピックにおける桑井亜乃さんの審判活動について申し上げます。

本年7月26日に開幕したパリオリンピックにおきまして、本町出身の桑井さんが、7月28日の女子7人制ラグビーの一次リーグA組のニュージーランド対中国で主審を、同日、B組のオーストラリア対南アフリカで副審を担当するなど、合わせて10試合で審判を務め、8月23日に幕別町に帰町され、オリンピックでの思いや今後についてお話をいただきました。

オリンピックの舞台に選手と審判で出場するのは世界初の快挙でありましたが、桑井さんは「自分の笛一つでゲームが変わってしまうことから、ぶれずに自分を信じてグラウンドに立った」とオリンピックでの活動の感想を話され、今後はオリンピックの舞台ではなく、国内15人制男子ラグビーのトップリーグでの審判を目指していると力強く抱負を語っていただきました。

日本の女子ラグビー界のパイオニアとして、選手、審判それぞれの新たな道を切り拓いてこられた桑井さんの、今後の活躍に大いに期待するところであります。

次に、本年度の普通交付税等について申し上げます。

7月23日、国は令和6年度普通交付税大綱に基づき、各自治体へ交付する普通交付税の総額を17兆5,470億円、前年度との比較では2,876億円、1.7パーセントの増と決定いたしました。

算定に当たっての昨年度からの主な改正内容は、こども・子育て政策に係る基準財政需要額をより的確に算定するため、測定単位を18歳以下人口とすること、こども子育て費が新たに設けられたほか、昨年度に引き続き、地域社会のデジタル化の取組に係る財政需要が反映されるとともに、光熱費の高騰を踏まえ、学校、福祉施設、文化施設等地方公共団体の施設に係る光熱費が措置されたところであります。

本町におきましては、こども子育て費の新設や林野水産行政費の単位費用の増などに伴い、基準財政需要額が増となりましたが、一方で、固定資産税の増により基準財政収入額も増となったものであります。

本年度の普通交付税額は、58億9,527万3,000円で、前年度当初算定額との対比では2,108万7,000円、0.4パーセントの増となっており、当初予算計上額との比較におきましては、約4,500万円が留保財源となったところであります。

令和5年度繰越金や特別交付税など、他の財源の状況も勘案しながら、今後の財政運営を慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、途別小学校の閉校について申し上げます。

途別小学校は、明治35年9月、地域発展の礎を子どもたちの教育に託そうとする先人の熱い思いのもと、途別簡易教育所として開校以来、1,600人を超える卒業生を輩出するとともに、地域の教育や文化の拠点として、さらには地域住民の心の拠り所として大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、ここ数年20人を超えていた児童数が本年度は14人、また、来年度は入学児童が見込めず、学級数や教職員数が減る見込みであることなど、今後、これまでと同様の教育環境を維持することが難しいとの判断により、8月5日、途別小学校PTAをはじめ、地域の3つの町内会（途別、日新2、上稲志別）および途別小学校同窓会の各代表者連名で、町と町教育委員会に対して、令和7年度末をもって、途別小学校を閉校し、札内南小学校へ統合する旨の要望書が提出されたところであります。

提出に至る経緯といたしましては、昨年8月からPTAにおいて、小学校の今後の在り方についての協議を重ねられ、本年3月、PTAの総意により閉校の確認を行い、さらに5月には、住民説明会が開催され、閉校について地域から全会一致の承認を得たと伺っております。

私としては、途別小学校の輝かしい歴史を閉じなければならないという苦渋の選択をされた地域の方々の思いを尊重し、今後は、子どもたちのことを第一に考え、可能な限りの対応をさせていただくとともに、円滑な統合に向けた準備や校舎等の跡利用について、地域と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、幕別認定こども園の施設整備について申し上げます。

幕別認定こども園につきましては、幕別地区における少子化に伴う児童数の減少並びに幕別中央保育所およびわかば幼稚園の施設の老朽化といった課題に対応すべく認可保育所に幼稚園機能を備えた「保育所型認定こども園」を、旧幕別中央保育所の施設を活用し、本年4月に開園したところであります。

また、施設整備につきましては、令和2年に策定した「幕別中央保育所とわかば幼稚園の今後の方向に係る考察について」を基本としながら、旧わかば幼稚園園舎の増築・改修も含めて検討してまいりました。

現在利用している旧幕別中央保育所の施設は、昭和48年の建築から50年を経過し、施設の老朽化が進んでいる状態にあり、加えて、駐車場が隣接地にないことなどの課題を早期に解消する必要がありますことから、できる限り短期間で移行できるよう、このほど、旧わかば幼稚園園舎の改修および不足する乳児室や調理室等の増築により施設を整備することとし、本定例会に関連する予算を提案させていただいたところであります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの予防接種について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、本年度から予防接種法第5条第1項に規定する定期予防接種のB類疾病として、予防接種の実施主体が市町村となりましたことから、本年第2回町議会定例会におきまして、予防接種に要する予算を議決いただいたところであります。

現在は、10月1日からの接種開始に向けて準備を進めているところでありますが、詳細な接種期間や予約方法のほか、定期予防接種の対象とならない方の任意接種の方法など、医療機関により実施内容が異なりますことから、広報10月号や町ホームページなどを通じて、分かりやすい情報提供に努め、安全かつ円滑な接種の実施に向けて取り組んでまいります。

次に、幕別町ゼロカーボン総合補助金について申し上げます。

本年2月にゼロカーボンに向けた町全体の取組計画である幕別町地球温暖化対策実行計画を策定し、第1回町議会定例会において2050年に二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティまくべつ」を宣言したところであります。

この長期にわたる取組を計画的に行うため、その期間を3期に分け各種事業を実施すべく幕別町ゼロカーボンロードマップを作成し、施策の展開を図って行くこととしており、第1期の施策の一つとして、7月10日から幕別町ゼロカーボン推進総合補助金事業を開始したところであります。

本事業は、各家庭から排出される二酸化炭素の削減を行うことを目的に、再エネ設備や省エネ機器等の導入に対し補助を行うものでありますが、9月2日現在、33件、317万1,000円の補助金の交付決定を行ったところであり、引き続き予算の範囲内で申請を受け付けるとともに、広報9月号で補助事業について再度周知を行ったところであります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

今年は、春から温暖で、作付け作業も順調に進み、農作物全般にわたり生育も平年より早く順調に推移しております。

9月1日現在の主な農作物の生育状況につきましては、秋まき小麦が、昨年より1日遅い7月15日に収穫を始め、7月25日に終えたところであり、10アール当たりの粗原単収は、約11.3俵と平年を上回る収量になる見込みとお聞きしております。

このほか、馬鈴しょは平年並みに生育しておりますが、7月の高温少雨の影響でやや小玉傾向にあり、てん菜は5日早く生育し、高温と降雨の影響で褐斑病も発生しておりますが、根周も順調に肥大しており、豆類も8日ほど早く生育し、着莢数が多いことから、おおむね平年を上回る収量となる見込みであります。

また、飼料用作物は、1番草の収穫は収量・質とも良好で、現在2番草の収穫期を迎えているところであり、サイレージ用とうもろこしにつきましては、11日早く生育しており、良質な粗飼料の確保が期待されております。

しかしながら、7月以降の猛暑と少雨により、ニンジンなどの根菜類を中心に細長い形に育つ傾向が見られるなど出荷量にも影響が出ており、酪農では乳量の低下が見られるなど、農業経営への影響が懸念されるところであります。

いずれの作物におきましても、今後の収穫期に向け、好天に恵まれ、農業者の皆さんの的確な管理により、農作業事故が無く、豊穰の秋を迎えられますことを心から願っております。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月末現在における公共工事の発注済額は、28億205万円で、発注率にいたしますと85.43パーセントとなっております。

現在までのところ、忠類24号線などの道路整備工事のほか、あかしや南団地公営住宅建替工事、アイヌ文化拠点施設生活館棟整備工事、下水道処理区統合連絡管渠整備工事などの発注を終えております。

今後は、橋梁の長寿命化工事や道路舗装強化工事などの発注を予定しており、安全に工事が進められるよう適切な工期設定と適時発注に努めてまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第9号、令和5年度幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第9号、令和5年度幕別町健全化判断比率の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度の実質赤字比率等の健全化判断比率を、監査委員からの審査意見を付けて、議会に報告するものであります。

監査委員からは、別添写しのとおり、令和6年8月28日付けで、是正改善を要する事項に関して特に指摘事項はない旨の審査意見が提出されております。

はじめに、実質赤字比率であります。

算定対象となる一般会計において、実質収支が黒字でありましたので、算定されておられません。

連結実質赤字比率につきましても、算定対象となります一般会計と国民健康保険特別会計以下、7特別会計および水道事業会計において、各会計の実質収支等が黒字でありましたので、算定されないものであります。

次に、実質公債費比率であります。

令和5年度は9.8パーセントで、令和4年度の9.6パーセントに比べ、0.2ポイント増加しております。

主な要因は、比率算定において分子となる公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金の増加であります。

次に、将来負担比率であります。

令和5年度は81.1パーセントで、令和4年度の89.3パーセントに比べ、8.2ポイント減少しております。

主な要因は、分子となる地方債残高の減少、分子から差し引かれる基金残高の増加、分母となる標準税収の増加に伴う標準財政規模の増加であります。

算定された実質公債費比率と将来負担比率は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定める早期健全化基準を下回っております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号を終わります。

#### [一括議題、報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第4、報告第10号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから日程第5、報告第14号、令和5年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についての5議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第10号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから、報告第14号、令和5年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでを一括して、ご報告申し上げます。

議案書の2ページから6ページまでにわたっております。

この度の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の会計ごとに、本町においては、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計、農業集落排水特別会計と水道事業会計の五つの会計であります。この五つの会計の資金不足比率を、監査委員からの意見を付けて議会に報告するものであります。

監査委員からは、別添写しのとおり、令和6年8月28日付けで、五つの会計のいずれにおいても特に指摘事項はない旨の審査意見が提出されております。

5つの会計の資金不足比率につきましては、いずれの会計も実質収支等が黒字となっておりますことから算定されないものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、5議件について、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号から報告第14号までを終わります。

#### [委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第9、議案第74号および日程第10、議案第77号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、議案第74号および日程第10、議案第77号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第9、議案第74号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第74号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の16ページ、議案説明資料の15ページをご覧ください。

本議案は、庁用車両の取得が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において、議決事件に定められている予定価格が1,000万円以上の動産の買入れでありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の15ページをご覧ください。

今回、取得しようとする財産は、職員が公用車として使用する車両5台であります。

本年2月に策定いたしました「エコオフィス幕別プラン第3期」において、職員が公用車として使用する車両は、以後、電動車、プラグインハイブリッド車、メタンガス車または水素自動車とし、計画的に更新することと位置づけております。

今回は、プラグインハイブリッド車5台を導入するものであります。

財源には、起債充当率が90パーセント、後年次の元利償還金の30パーセントが普通交付税基準財政需要額に算入されます脱炭素化推進事業債を活用するものであります。

下段に記載しております規格形式のとおり、車両はプラグインハイブリッド車で、5人乗りであります。

議案書の16ページをご覧ください。

1 財産の名称および数量は、庁用車両5台であります。

2 取得の方法、3 取得金額、4 取得の相手方についてであります。

本年8月21日に、釧路トヨタ自動車株式会社帯広支店、帯広三菱自動車販売株式会社の2者により指名競争入札を執行いたしましたところ、2,109万4,400円をもちまして、帯広三菱自動車販売株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります帯広市大通南23丁目11番地、帯広三菱自動車販売株式会社、代表取締役、鈴木修士氏を相手方として財産を取得しようとするものであります。

納期は、令和7年2月28日と定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第77号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第77号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加で提出いたしました議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをご覧ください。

本議案は、忠類第一幹線明渠排水路整備工事に係る工事請負契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において、議決事件に定められている予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事の概要をご説明いたしますので、議案説明資料の1ページをご覧ください。

整備工事位置図は、本年から令和8年までを期間として施工いたします整備工事全延長と令和6年に施工する箇所を太い実線で示しております。

右側が北方向、幕別方向であります。

忠類第一幹線明渠排水路は、昭和41年から54年までの14年間で、北海道の普通河川改修補助事業により、忠類市街地の国道236号の東側を南北に流れる下チュウレイ川を積ブロック工法により整備した明渠排水路であります。

施工後約50年が経過し、積ブロックが経年劣化により大きく内側に傾き、加えて脱落している箇所も生じ、老朽化が進んでおりますことから、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金を活用し、排水路を再整備しようとするものであります。

図面中央部の上下、東西に走る忠類北11線の北側の錦橋の北側、下流部から、アルコ236周辺までが整備工事全延長928メートルで、本年は、右側の122.36メートルを再整備するものであります。

2ページをご覧ください。

工事平面図であります。

本図面は、1ページの位置図と方角が異なり、反転しております。

左側が北方向で、排水路の下流側であります。

本年は、図面左、下流部から図面中央の上流部まで122.36mの区間を整備するものであります。

3ページをご覧ください。

再整備する排水路の標準断面図であります。

図面下部に記載の底板コンクリートと、その上部の積ブロック等を全て撤去し、新排水路を整備するものであります。

現状の排水路は、老朽化した積ブロックやコンクリートの欠損箇所がえぐられ、ブロック外側の土砂が流入して水路底版に大量に堆積し、雑草等が繁茂した状況となり流下能力が低下しております。

このことから、本来の流下能力を回復するため、水路の敷幅は3.0メートル、深さは1.6メートル、中ほどに「H. W. L」と記載しております、ハイウォーターレベル、洪水調節量を考慮し設計した計画高水流量が河道断面を流下する時の水位である計画高水位は、0.76メートルと現状の規模・規格で再整備するものであります。

以上が工事概要であります。

議案書の1ページをご覧ください。

1 契約の目的は、忠類第一幹線明渠排水路整備工事であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年8月28日に、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社アスワン、コウケツ建設工業株式会社、株式会社萬和建設、幕別興業株式会社、株式会社下沢組、ナカムラ技建株式会社の8者により指名競争入札を執行いたしましたところ、6,420万7,000円をもちまして、加藤建設株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町忠類白銀町205番地1、加藤建設株式会社、代表取締役、加藤茂樹氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和7年2月28日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[委員会設置、付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第11、認定第1号、令和5年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第19、認定第9号、令和5年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの、9議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり、委員会条例第5条および第7条の規定により、議長および議員選出監査委員を除く17人の委員で構成する令和5年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思えます。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものといたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件については、議長および議員選出監査委員を除く17人の委員で構成する令和5年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに、決定いたしました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、9月5日から9月10日までの6日間は、休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、9月5日から9月10日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月11日、午前10時からであります。

10:35 散会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和6年第3回幕別町議会定例  
(令和6年9月11日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
6 長谷陽子    7 酒井はやみ    8 荒 貴賀
- 日程第2 一般質問（6人）

# 会議録

令和6年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和6年9月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)  
議長 寺林俊幸  
副議長 中橋友子  
2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀 6 長谷陽子  
7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘 11 岡本真利子  
13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 芳滝 仁 16 谷口和弥 17 藤原 孟
- 6 欠席議員  
1 畠山美和 12 小島智恵
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 笹原敏文 企 画 総 務 部 長 山端広和  
住 民 生 活 部 長 寺田 治 保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁  
経 済 部 長 高橋修二 建 設 部 長 小野晴正  
会 計 管 理 者 武田健吾 忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健  
札 内 支 所 長 川瀬吉治 教 育 部 長 白坂博司  
政 策 推 進 課 長 宇野和哉 総 務 課 長 西田建司  
地 域 振 興 課 長 谷口英将 糠 内 出 張 所 長 宮田 哲  
防 災 環 境 課 長 半田 健 保 健 課 長 西嶋 慎  
ほか、関係係長
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
事務局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀

# 議事の経過

(令和6年9月11日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番長谷議員、7番酒井議員、8番荒議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、事務局から諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

○事務局長（合田利信） 1番畠山議員、12番小島議員から本日欠席する旨、17番藤原議員から遅参する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

## [一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○16番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

夏場の暑さから町民の健康を守る対策の強化を。

帯広測候所がまとめた7月の十勝管内の気象概況によりますと、十勝地方は晴れた日も多かった影響で、7月の平均気温は、16観測地点で観測史上1位となりました。隣接した自治体である帯広市では「夏日」「真夏日」「猛暑日」の日数が、それぞれ平年を大きく上回るなど、管内各地で記録的な暑さとなりました。8月になっても24日に帯広市と幕別町糠内が34.5度を記録するなど、暑い日が続いています。

7月23日には管内全域に、道内で今季初の熱中症警戒アラートが発表されました。幕別町はその翌日、町民の熱中症対策として暑さをしのげる「幕別町役場庁舎」「図書館本館」「図書館札内分館」「図書館忠類分館」「札内コミュニティプラザ」「道の駅忠類」の6町有施設をクールスポットとして開設し、各施設の開館時間内はいつでも利用ができるとしました。

地域独自の動きとしては、暁町近隣センターでは同近隣センター運営委員会が管理する会計から、エアコン1台を6月26日に設置し、利用団体が計画どおりに行事を開催できるようにしたところです。

しかしながら、地球温暖化による夏場の暑さは今後も続く予想され、さまざまな対策を実施していかなくてはならないと考えます。

ついては、以下の点を伺います。

- (1) 熱中症などによって体調不良になったと把握している町民の数は。
- (2) 幕別町が町民に対して実施した熱中症予防対策は。
- (3) クールスポットとして利用した各町有施設の利用状況は。
- (4) 来年度新たにクールスポットとして開設する町有施設を増やす考えは。
- (5) 高齢者世帯を対象にエアコン購入費の助成事業を実施する考えは。

二つ目であります。

空き店舗対策の指定区域を広げ、にぎわいを確かなものに。

にぎわいのある商店街づくりのために、幕別地域、札内地域、忠類地域の中心市街地に指定区域を設定して、その区域内で空き店舗等を購入または賃借して出店する個人、法人または商店街団体等に商店街活性化店舗開店等支援事業補助金を交付しています。

令和6年度からは、「空き店舗についても対象物件とする」「賃貸だけではなく、購入した空き家・空き店舗の改修についても補助の対象とする」「改修費の補助限度額を300万円に引き上げる」といった点を変更し、にぎわいのある商店街づくりをさらに進めようとしているところです。

ついては、以下の点を伺います。

- (1) 令和6年度の当該補助金の交付状況は。
- (2) 当該指定区域を拡大する考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「夏場の暑さから町民の健康を守る対策の強化を」についてであります。

近年、地球温暖化を反映した気温の上昇傾向が続いており、気象庁による帯広の8月の平均気温は、本年が22.7度、昨年が23.7度となっており、20年前の平成16年の20.3度、10年前の平成26年の20.8度と比較して、約2度から3度上昇しております。

また、アメダス帯広観測所において、最高気温が30度以上の真夏日の日数は、平成25年から令和4年の10年間の平均が15日間に対して、昨年は31日間、本年は8月末現在で22日間と増加傾向にあり、環境省と気象庁は、十勝管内を対象に昨年は4日、本年は1日、熱中症警戒情報を発表したところであります。

国は、熱中症対策を強化するため、昨年5月に改正気候変動適応法を公布し、国が熱中症対策の実行に関する計画を定めることや、より深刻な健康被害が発生し得る極端な高温時に備えた熱中症警戒情報の一段上の熱中症特別警戒情報を創設し、市町村において、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）や熱中症対策普及団体を指定することができることとしたところであります。

ご質問の1点目、「熱中症などによって体調不良になったと把握している町民の数は」についてであります。

熱中症については、医師による問診と診察で診断されますことから、町として発生状況を把握することはできませんが、熱中症およびその疑いにより、とちか広域消防局が119番通報を受け、幕別消防署が出動し救急搬送された人数について、とちか広域消防局にお聞きしたところ、本年8月末現在では8人、昨年が36人、令和4年が8人、3年が12人、2年が11人となっております。

ご質問の2点目、「幕別町が町民に対して実施した熱中症予防対策は」についてであります。

熱中症は、体温調整機能が弱い子どもや、調整機能が低下している高齢者において発症するケースが多い傾向にあり、特に高齢者の場合は暑さを感じにくくなり、また水分を蓄える筋肉量の減少や、喉の渇きを感じにくいなど水分摂取量が減少することにより、脱水症状を起こしやすく熱中症になるケースが多くなります。

エアコンを設置している保育所、認定こども園、学童保育所、小中学校などの公共施設以外における熱中症予防対策といたしましては、町では、これまで、町ホームページや広報紙による熱中症予防に関する注意喚起を行っているほか、居宅介護支援事業所のケアマネジャーや社会福祉協議会等が参加する地域ケア会議、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会などさまざまな機会を通じて、高齢者に対する熱中症予防に関して、周知の協力依頼を行っているところであります。

また、町が直接関わる要支援者や要介護認定に係る訪問調査の対象者のうち、特に高齢者世帯と接する際には、小まめな水分補給やエアコン、扇風機等の使用による室温管理など、熱中症予防に関する注意喚起を行っております。

このほか、十勝地方全域を対象に熱中症警戒情報が発表された7月23日には、防災行政無線や町ホームページ、登録制メールおよびLINEの登録者に対する注意喚起を実施したほか、翌24日には、熱中症による町民の健康被害を防止するため、役場庁舎、札内コミュニティプラザ、道の駅忠類、図書館本館、図書館札内分館、図書館忠類分館の町有施設6か所をクールスポットとして設置したところであります。

ご質問の3点目、「クールスポットとして利用した各町有施設の利用状況は」についてであります。

気候変動適応法第21条では、市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、適当な冷房設備を有し、熱中症特別警戒情報が発表されたときは、町民等に開放することができる施設を、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定できるとされております。

本町におきましては、暑さの感じ方も人それぞれであることから、熱中症警戒情報や熱中症特別警戒情報の発表の有無にかかわらず、暑さをしのげる場所として、町有施設6か所を、法的位置づけによらないクールスポットとして自由に利用していただくこととしたところであります。

6か所それぞれの施設は、日常的に町民に対して開放している施設であり、クールスポットとして涼みに来た方の人数は把握し切れておりませんが、施設の担当部署に確認したところ、図書館本館では涼みに来た方がいたとの報告を得ておりますことから、一定程度の利用があったものと認識いたしております。

ご質問の4点目、「来年度新たにクールスポットとして開設する町有施設を増やす考えは」についてであります。

クールスポットとして活用できる公共施設としては、町民が開館中いつでも自由に訪れることが可能で、休憩スペースが確保できる施設であることが好ましいことから、このたび、これらに該当する6施設を指定したところであります。

冷房設備のある施設としては、このほか保健福祉センター、農業担い手支援センター、忠類コミュニティセンター、百年記念ホール、幼稚園、常設へき地保育所、小中学校など36施設ほどありますが、冷房設備の設置が施設の一部に限られていることや、誰もが予約なくいつでも自由に利用できる冷房設備を備えた部屋等を確保することが難しい状況にあります。

来年度に向けては、本年度のクールスポット6か所の利用状況の精査と、冷房設備を有する36施設の活用を再検討するとともに、町有施設以外の商業施設など民間施設に対する協力の要請も含め、利用可能な施設の拡大に向けて取り組んでまいります。

ご質問の5点目、「高齢者世帯を対象にエアコン購入費の助成事業を実施する考えは」についてであります。

先ほど申し上げましたように、熱中症は、体温調整機能が弱い子どもや調整機能が低下している高齢者において発症するケースが多い傾向にあり、特に高齢者の場合は暑さが感じにくくなり、また水分を蓄える筋肉量の減少や、喉の渇きを感じにくいなど水分摂取量が減少することにより、脱水症状を起しやすく熱中症になるケースが多くなります。

熱中症の予防としては、一つ目に、運動、食事、睡眠に配慮した暑さに負けない体力づくり、二つ目に、日々の生活の中で、気温、湿度、衣服、冷却グッズなどに注意を払うこと、三つ目に、特に注意が必要な場面での、水分補給や休憩などの暑さから身を守る行動を取ることが必要とされております。

す。

このような予防策のうち、扇風機やエアコンで室温を適度に保つことは、有効な対策であることは十分承知しているところであり、管内では士幌町が、本年度から熱中症対策としてエアコン未設置の高齢者世帯を対象に、エアコンの購入費用の助成を開始したところであります。

現在、町では、「ゼロカーボンシティまくべつ」の実現に向けた取組として、幕別町ゼロカーボン推進補助金を本年度から実施しており、補助要件は、統一省エネラベルの省エネ基準達成率が100パーセント以上の暖房機能を有する空気清浄機能または換気機能付きエアコンを購入した場合を対象とし、これまでに3件の交付決定を行っているところであります。

また、先月9日から今月20日まで、幕別町商工会が幕別町電子地域通貨まくPayの利用額に対して最大30パーセント、上限1万5,000円の還元を行うキャンペーンを実施しているなど、制度の目的は異なるものの、冷房設備を購入する際の支援制度として活用いただくことも可能と考えております。

このようなことから、現時点では高齢者のみを対象とした助成は考えておりませんが、ただ今申し上げた支援制度を活用していただくとともに、三つの熱中症予防等について地域での見守りや声かけなど、情報発信の強化を通じて、夏場の暑さから町民の健康を守る取組に努めてまいりたいと考えております。

次に、「空き店舗対策の指定区域を広げ、にぎわいを確かなものに」についてであります。

時代の変遷とともに、自家用乗用車の普及の高まりや大型店の郊外への進出により、既存の商店街の人通りが減少し、後継者不足も相まって廃業を決断する商店が増加しつつある中で、にぎわいのあるまちづくりはもとより、地域コミュニティの維持のためにも、商店街の再生を図ることは全国的な課題となっており、本町の商店街においても同様の課題を抱えております。

このようなことから、本町においては、点在する空き店舗を有効活用し、新たな事業者の参入を促進するため、平成21年度から商店街活性化店舗開店等支援事業を創設し、指定区域内の空き家および空き店舗を活用した事業に対して支援を行ってきたところであります。

ご質問の1点目、「令和6年度の商店街活性化店舗開店等支援事業補助金の交付状況は」についてであります。

本年度の補助金の交付状況は、8月末現在で、令和5年度に事業を開始した2件の改修費分50万円と家賃分16万6,700円、4月に事業を開始した1件の改修費分50万円と家賃分12万4,750円の合計3件、129万1,450円を交付したところであり、いずれも幕別地区であります。

ご質問の2点目、「指定区域を拡大する考えは」についてであります。

経営者の高齢化や後継者不在により、廃業を選択する事業者の増加が見込まれる中で、空き店舗の発生を抑え商店街のにぎわいを維持することは、重要な課題であると認識しておりますことから、これまでも指定区域を設け、空き家および空き店舗を利用して開店する事業者に対し、重点的に支援を行ってきたところであります。

現在の指定区域の設定に当たっては、都市計画の用途地域の色塗りの区分を基本とし、幕別・札内地区においては、設定当時の商業地域と近隣商業地域に過去に商店が存在していた地域を加えた地域を、忠類地区においては旧忠類駅前、国道・道道沿線など商店が存在している地域を区域として設定しており、現時点における利用可能な物件は幕別24件、札内11件、忠類8件ほど見込まれますことから、当面は現在の指定区域を拡大する考えはありません。

町としては、引き続き専任の地域おこし協力隊員を配置した空き施設利用サポートセンターを最大限活用していただき、1件でも多くの事業者の開店が実現するよう取り組んでまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 夏場の暑さに対する対策、熱中症に対する質問というのは、私自身が令和元年のこの9月議会で行わせていただきました。そのときには、管内で熱中症による死亡者が2名出たと、そういう新聞報道がある中で、これは必要だなということの思いの中でやらせていただいたのですけ

れども、新聞報道のことで言えば、今年はまだそういった状況は発生していないのだと。だけれども、暑さはさらに令和元年度よりも増している印象を受けて、この問題は町民生活においては、非常に重要なものになるであろうということを鑑みて、この質問を再度させていただいているところでもあります。

一つ目と二つ目は関連していますので、二つ併せてやらせていただきたいと思います。

ご答弁の中で、今年度、救急搬送が8件あったというお答えがありました。令和元年度においても、やはりこれは各医療機関とつながって数を示してくれたかと、そういったことにならないようなものだと思うものですから、そういうことで数字を示していただいて、回答をいただいています。とかち広域消防の8名ということの数字であれば、もう少し具体的なことが把握できているのではないかと思うものですから、数字を分かれば教えていただきたいと思うのです。

年齢区分がいろいろとあると思うのです。18歳未満は何人いたのか、それから65歳以上、何人いるのか、これをひとつ教えてください。それから、重症度も示されていると思います。死亡、重症、中等症程度、軽症、どんな割合でいるのか。それから、どこで熱中症になったか、そのことも示されていると思います。住居なのか、公共施設なのか、道路なのか、そういったことをちょっと分かる範囲で、私にご答弁をいただけませんか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今年の幕別町の8件の内訳でございます。

まず、年齢区分につきましては、18歳未満につきましてはゼロ人です。65歳以上の方につきましては6人おりました。次に、傷病程度であります。死亡、重症はゼロ人で、中等症が1名、そして軽症が7名。次に発生場所につきましては、住居が4名、仕事場、工場などの屋内が1名、スーパー等の公衆出入りの屋内が1名、そして公衆出入口、屋外ですけれども、これは2名となっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 今、示していただいた数字から、やはり熱中症、若い人よりも高齢者が多くて、そして今年度言えば重症とか死亡とか、そういったことにつながるようなケースはなかったけれども、8人のうちの4人が住宅の中で、要するに自宅にて熱中症になっている。これまでと同じような傾向がここで示されていて、特に暑いからどこかに出かけていなくなったとか、重作業、重たい作業をしていなくなったとかということに関係なく、この熱中症というものが起きているのだということが示されたのではないかと思うわけであります。

改正気候変動適応法のご説明いただいたところでありました。この年の5月30日に熱中症対策実行計画というものが閣議決定されているところであります。目標は中期的な目標、2030年として、熱中症による死亡者数が、現状から半減することを目指すということになっているわけであります。今、死亡者数が幕別町においてはゼロなわけだから、引き続きゼロを目指すということになっていくのだと思うのですけれども、この中では、国や地方公共団体、事業者、国民、基本的役割を示し、熱中症対策の具体的な施策を大きく8項目示しています。

その8項目の2項目めには、高齢者、子ども等の熱中症弱者のための熱中症対策、さらに熱中症対策普及団体や福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体を通じた見守り、声かけの強化、そしてエアコン利用の有効性の周知、そういうことの2項目が示されているところであります。

そして8項目のうちの4項目めには、地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策ということで五つの項目が掲げられていて、地方公共団体における体制整備、指定暑熱避難施設の指定、暑熱から避けるためのエアコンのある施設の場の確保など、書かれている中では、やはりいろいろな対策があるのだということが前提であったとしても、ハードとしてエアコンが必要だということ、もうどうしてもそこに明々白々にあるということで、出てくるのだと思うのです。

今、36か所の町内公共施設にエアコンがあるということでありましたけれども、今後の、また町民が使う肝心なところの中に、例えばコミュニティセンターなどのところには、エアコンの設置がない

と思われるのですけれども、これからの町有施設への設置の計画などは、どのようにされているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） エアコンの具体的な箇所づけ、設置の箇所づけにつきましては、今のところ持ち合わせておりません。新型コロナの交付金を活用しまして、まずは一番弱者は子どもたちであったり学校であったりする。常時そこで過ごす子どもたちあるいは人たちのための整備をしたところでありまして、一応の整備は、今のところ終わったという認識であります。ただ、去年の暑さを見ますと、今年はそうでもなかったのですが、非常に体力を消耗するような、熱中症の危険性をはらんでいるような暑さでありましたので、ここは今年のことを考えるとそうでもないのですが、来年以降、どうなるかは全く分かりませんので、状況を見ながら、まずは既存の施設の中の有効利用を考えつつ、それでも対応できないとするならば、新たな設置は考えなければならぬと思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 今、町長からご答弁がありましたコロナのいろいろな交付金を利用して、小学校、中学校などに早くに設置した。管内の中でも早かった。このことの施策については、以前にも一般質問でお話をさせていただいたこともあると思うのですけれども、町長には先見の明があったと、そんなふうに考えているところでもあります。

三つ目、四つ目のクールスポットに関わってきます。暁町近隣センターのことを書きました。何度もこの議場の中でお話をしてお願ひもして、そして独自につけていいかということの許可もいただいて、そして設置に至ったわけです。幕別町とは覚書も交わして、設置の費用のこと、それから今後の経費のこと、周囲のこと、そういったことなどを覚書にして、そして設置をさせていただきました。何とか7月の猛暑には間に合って、設置させていただいたところでもあります。

設置させていただいた結果は、言うまでもないですけれども、利用者の方からは大変喜ばれていて、使いやすくなったと、涼しくてよかったと、それはいろいろな団体からの声が届いているところでもあります。それはもう当然なことなのかなと思うし、それから、よそのエリアから、たまたま利用した方ということになるのでしょうか。そういった方からは、何でこのセンターだけあるのと、そういった声もあって、うらやましがられている、そんなことも報告させていただきたいと思ひます。

この暁町近隣センターが、そういう施設を持ったものだから、私もこのシェルターが6か所設置されたということについては、この人口2万5,410人ということが、8月末現在の幕別町の人口でありますけれども、それにふさわしい数かといえ、やはりあるにこしたことはないものだと思うものですから、そういったところに開放したいと思ひたのですけれども、残念ながら常駐者がいない、そういったことの中では諦めました。

利用しやすい施設にするということの中では、町内の方に呼びかけて、それまでカラオケに使うアナログテレビ、要はアナログチューナーだから、もうテレビとしては機能しなくて、映像だけが出るだけのものしかなかったのですけれども、それもデジタルテレビを寄贈してもらって、長く滞在する、楽しくしてもらおう、そういうことの機能もつけて、もちろんNHKの視聴料も支払う手続もして、そして準備もしていたのですけれども、残念ながらそこには至らなかった。そういったことも考えていきたいと思ひてはいるのです。

クールスポットについては、6か所なのですけれども、さらに今後増やしていくのだと、それから公共施設だけではなく、ほかのところにも呼びかけていくのだということの答弁がございましたから、それはとても大事なことで、そのとおりだと思いますので、そのままそのご答弁を歓迎して受け入れていきたいと思ひます。

どれぐらい利用されたかということが、はっきりまだ分からないのですね。要するにふだん利用している方がいる。それらに混ざって暑くて何人利用されたかということが分からない。札内コミュニティプラザのことで言ったら、ふだんからもう目いっぱい利用されているような印象を受けて、空いているテーブルが少なくということの中で、使われたかどうかということになってくるわけであ

ります。それで、このことについては、来年度に向けてもどんなことになっていくのか。暑いからクールスポットとして利用しに来たのだということの町民が、どれぐらいいたかということについての把握については、つかむことが重要ではないかと思うので、やっていただきたいということと、それから音更町の例をちょっと出したいと思います。

音更町内は、気候変動適応法の対象になる言い方なのだけれども、クールスポットではなくクーリングシェルターという言い方でもって、熱中症特別警戒アラートが出なくても使うということで、10か所設定されているところでもあります。地図で見ますと、やはりあちらも南北に長いそういう市街地の発達の上をされている町ですけれども、結構きれいに点在しているのかなというふうな印象を受けました。そして、町のホームページの中で、民間施設への指定も呼びかけていて、ご協力を呼びかけていて、ホームページ上で協定書も明示して募集をかけているところでもあります。それに農協の子会社が運営する住宅型有料老人ホームが、20人まで受入れできますよということで応えてくれたということが、新聞報道でされているところでありました。音更町では、この住宅にクーリングシェルターと記されたのぼりを配布して、立ててもらっているということでありました。

こういった取組も、幕別町も積極的にしていただきたいと思うのですけれども、町有施設についても増やしていただきたい、増やしていく必要があると思うし、こういう民間への声かけも重要だと思うのですけれども、その辺の考えについて、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほどの答弁でも申し上げたように、まずはエアコンがある町有施設の使い方を工夫する中で、クールスポットとして活用ができないのかということが1点ございます。それと、やはり皆さんがよく行く店舗等の商業施設ですね、ここはやはり誰にも気兼ねすることなく行けるわけですから、そこは事業者のご理解をいただきながら活用ができないのかということと、やっぱり探っていく必要があるだろうし、クールスポットとして指定をしたからには、自由にそこでくつろげるような、そういう表示もしなくてはならないなと思っておりますし、また、各町内会の会長さんに対しまして、こういうものができましたよというお知らせも、しっかりしなくてはならないなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） はい、分かりました。

中には、そういう広場のようなスペースを持っている商業施設もあるのですけれども、そういうものなれば、買物に来て、買物しながら涼んでいるということであれば、それは何も問題ないでしょうが、なかなか長くずっとということになってくると、うまくいかない。ご協力をしっかりと求めていっていただきたいと思います。

五つ目です。高齢者世帯を対象にエアコン購入費の助成を実施する考えはということでは、ほかに二つの手だてもあってということの中で、高齢者独自には考えていないということでありました。

その手だてですけれども、一つは、ゼロカーボンの推進総合補助金の利用ということでありましたけれども、実績があるようですが、まずは補助率が5分の1以下で、そして限度額が町内事業者だと8万円までということなのです。町外事業者だったならば、同じく5分の1で5万円までということと、暖房機能を有する空気清浄機または換気機能付エアコンが補助金の対象になるということとありますけれども、やはり利用のこの制度の趣旨が違うことは、結構金額の違いにもなって表れるのかと思うわけです。ちょっと例えば10万円ですつきましたよといっても、5分の1だから2万円ということになるわけですね。金額としてはもっと、もっとできないものかなと、そんな思いに駆られます。

もう一つは、まくPayがありましたけれども、これもそこで5万円使い切ってしまうということの使い方では、本来のこのまくPayの使い方ではなくて、これを機会にまくPayを身近なものにしてもらって、ずっと町内事業者の中で買物をしてもらってということが必要なわけだから、このことも大きくこういうやり方がありますよということで、進められる中身ではないのかなと思うわけです。

土幌町のことが答弁で書かれました。管内で唯一やっていらっしゃることとあります。土幌

町のエアコンの購入費助成事業について言うと、対象経費の2分の1で、7.5万円まで助成ということです。ですから、10万円のエアコンを設置したと。設置料込みで10万円ということであれば、2分の1だから5万円までになると。15万円なら7万5,000円、補助額全部がなるという、そんな大きな金額です。大変喜ばれているということが新聞報道でされていて、対象が75歳以上の高齢者のみの世帯か、要介護1以上の認定を受けている、または身体障害者手帳を所持、または療育手帳ですとか、そういうのがあれば70歳以上の高齢者世帯から対象になると。当初、事業費として予算に300万円を計上して、今年度4月から開始したけれども、予想以上の反響があつて、6月の補正で300万円を追加したと。4月末時点で52件の申請があり、40個のエアコンの設置が完了したということの新聞報道がされているところであります。

やはりこれぐらいの金額になってくると、高齢者の方も、ずっとこれまで何十年も我慢できたのだから我慢できるだろうとか、もう残りの人生を数えていったならば、積極的なことにならないだとか、そんなようなことなどがお話をしていると、新たにエアコンをつけるということの積極的なものにならない理由になっているのですけれども、そういったことも少し解消できて、聞けば、もう夜は窓や戸を全開にして寝ているのだとかとなってくると、もう防犯上も大変なことになってくるのですよ。私はここで繰り返しますけれども、高齢者世帯に向けたエアコンの助成制度を検討していただくこと、このことを町長にお勧めしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはさまざまな施策、サービスの提供をさせていただいている中で、どこに重点的に対応していくかということが、なかなか難しいわけで、潤沢にお金があれば、あれもやります、これもやります、補助率も100パーセントですなんていうこともできるのですが、なかなかそこは選択が難しいわけでありまして、これが本当に、どうしても生活する上での必需品になってしまえば、これは補助制度あるなしにかかわらず、買うのかなと思います。今は、その過渡期にあるのかということでもありますので、せめて奨励事業として立ち上げるのがいいのかどうなのかということ、これは分かるわけでありまして、これを恒久的施策にするということは、今は考えられない。実は本州では、もう既に90パーセントを超えているのです、普及率が。北海道は35パーセントなので、その90パーセントぐらいまで行くには、ひよっとしたら支援が必要かなということは考えられるわけでありまして、それを今ここでこの場で補助制度を立ち上げますというのは、なかなかこれ勇気の要ることでありまして、さまざまな施策の中でどこに重点を置くかということは、全て総合的に勘案した中で検討したいと思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 町長の今のご答弁は、もっともな部分が多かったなとお聞きしていました。

今、この場でなんていうことはもちろん思ってもいないことですし、しかしながら、昨日も清水町の議会の一般質問で、私は全然関係していない議員さんでありますけれども、この問題で高齢者世帯に対するエアコンの助成のことについては、質問がなされていて、検討しますということの答弁がされていたということで、お聞きしているところでありますけれども、やはりこういういい事例が出てくると、うちの町ではどうなのかということが出てくる、そのことを十分含んで、今後の施策に生かしていただきたいと思います。

それでは質問の二つ目、空き店舗対策の指定区域を広げてということになります。

令和6年度の補助金の交付状況については、ご答弁をいただきました。もう少し大きいのかと思ったならば、まだいろいろこれから詰まる話がたくさんあるのかなと、8月末で合計3件ということでありましたけれども、これからどんどん増えていくのかなと、そういう印象を持っているところであります。

100万円までの限度額の時代、令和4年は1件だったし、令和5年は2件だったし、それは今回の決算のための資料によって見た数字でありますけれども、今回既にそれをクリアしていると。100万円までの限度額が、従来、補助率2分の1で100万円までだったけれども、それが300万円までにな

ったということは、武器になるかと思います。

地域おこし協力隊の方が、私の目にはとても有能な方に見えていて、懇談をする話の中では、幕別町に対してこだわりがあって、こういった話にのっているという人は皆無である。十勝のいろいろなさまざまな自然や気候やそういったものが好きで、十勝ならどこでもいい。その中であちこちの地域に当たる。そして着いた先でアプローチがあって、ではどこにしようかなということの中で、幕別を選んでくださった方たちなのだとということでありました。繰り返しになりますが、だから金額が大きくなったということは、ひとつ武器になるだろうということと言えるのだと思うのです。

それで、まだこれからいろいろあるのでしょうかけれども、その相談を担当する窓口のほう、今は地域おこし協力隊の方1人なのかと思うのですが、その募集については長くされていると思うのですが、やはり人が多いほうが、窓口としていろいろと希望者の方と交渉するには優位なのだと思うのですが、その辺の状況についてはどうですか。お1人で目いっぱいなのではないかと思うのですが、採用に向けての進捗度を聞かせていただけませんか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（本間 淳） 市街地のにぎわいづくりということで、現在、地域おこし協力隊員を1名募集しております。つい先日ですが、応募がありまして、現在、面接試験を経て、採用するかどうかという検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） それはいい途中経過ではありますけれども、お話を聞きました。積極的な幕別町の呼び込みを進めていただきたいなと思っていますところであります。

それで、当該指定地域の拡大の考えについてでありますけれども、にぎわいがある商店街づくりということでの、そういう補助金でありますから、目的はすごくそういう指定をしているということについては理解ができるものがあるのですけれども、このこともありつつ、ほかの地域にも同様かあるいは少し補助金の額が違って、あったほうがよりこの町を選ぶ条件になってくるのではないかと思うのだけれども、その辺の考えはどうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まちづくり、特に都市計画という観点になりますけれども、やはり難しいのは、どこでもばらばらばらばらいろいろなものが立地すればいいということではなくて、やっぱり効率性というものがありますので、それともう一つ商店街として街になること、街というか集約されることによって魅力が増すという相乗効果もありますので、ですから当初の商業地域と近接商業地域プラスかつて商店があったところもエリアに包み込んで、その中に商店街が形成されることが、住民にとっても使いやすい、買い回りがしやすいということがあるのだろうということがありましたし、決して物件がないわけではありませんので、まずはそこをしっかりと埋まることが必要かと思っていますので、地域の拡大については、次の段階で検討をすべきことかと思っています。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 今の町長のお考えは、すごく理解ができる中身があったと思うのですが、一つ、またこれも近郊自治体のお話もさせていただきたいと思います。

音更町です。音更町は空き店舗活用事業補助金という名目の中で、対象となる経費の2分の1以内で100万円という限度額でやっていらっしゃると。対象地域は音更町内であればどこでもいいというやり方でやっている。

芽室町であります。芽室町は、元気な商店街づくりに向けた補助制度ということで、三つ大きく持っている。起業支援補助金、町外からの進出や町内の業者が誰かの事業を継承する、そういう場合に出る補助金、それから既にやっている事業者が、新たな分野に挑戦するというときの補助金、これも二つとも補助率2分の1で、芽室町は幕別町で言うと、当該指定地域ということなのでしょうが、まちなかエリアという言い方をされていて、まちなかエリアの場合は200万円が限度額、まちなかエリ

ア外では100万円が限度額ということでやっていらっしゃる。それから、事業規模拡大というものがもう一つあって、これは職種が変更しないそのままの事業なのだけれども、その事業を拡大するということの申請があったとき、補助率2分の1、エリア関係なく50万円の補助金を出しているという、そういう制度でやっているのだということの中で、私、さっきも言いましたけれども、十勝のどこに住もうということの中で、やはり条件が、自分の夢や希望と一致するところに住むということになってくるのだと思うのです。幅広く持っていたほうがいいのは、もう当然なのだと思うのです。

こんなふうにして、これも検討事項に加えていただきたいと思うのだけれども、町長、どうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それぞれの町の商店街の形成が全く異なっておりますので、なかなかよそでやっているからうちでもやろうとは、すぐにはならないわけでありませけれども、まずはうちは幕別町で言うと本町、本町地区の商店街が歯抜け状態になっている。札内も駅前を中心に国道沿線に幾らでも立地しますけれども、駅前を中心に指定をした地域について、非常に寂しくなっている、歯抜け状態になっている、そこをまずは何とか盛り立てていけないのかなということが、この事業の目的であります。

郊外でも、立地する人は幾らでも立地するというのはおかしいですけれども、この前の事例を見ると、明倫と古舞の間にパン屋さんができたとか、駒畠にもパン屋さんができたとか、そういうケースは、その人の経営方針とか、それがあってお金をもらえばそれはいいのでしょうけれども、それよりもこういうところにこういう店をつくりたいのだという思いが強くて、立地されたのだと思います。対象が広ければそれはいいのでしょうけれども、まずは我が町としては、旧商店街というものに活気を戻したい。そこで、人が買い回りをしていただきたいと、そういうことでやっていますので、なかなか区域を広げてということは、私は本当に次の段階になってくるのかと思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 町長の答弁を、何か部分的にでも否定するようなものは全然ないのです。まずは今あるもの、本町地域、札内地域も確かにシャッター街がひどい状況ですし、忠類地域においても、まだまだ発展の余地がある、そのように思うものですから、今回の質問の表題にしましたけれども、にぎわいを確かなものにするため、いろいろな施策を、これからも考えていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩をいたします。

10:52 休憩

(10:52 芳滝議員退席)

11:05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、長谷陽子議員の発言を許します。

長谷陽子議員。

○6番（長谷陽子） 1、不適切な事務処理や不祥事の防止について。

幕別町では、これまでも職員のコンプライアンス（法令遵守）の意識の向上に取り組んできたと思いますが、ここ数年、不適切な事務処理や不祥事が続いています。町のホームページによると、令和2年11月1日以降における職員の「懲戒処分」は6件あり、町民の信頼を損ねていることは、大変残念な気持ちです。

現在、役場内にイライラ、モヤモヤが蔓延しているかどうかは定かではありませんが、不祥事が発生

した企業や行政等の組織内には間違いなくそれらがあつたと言われています。

「職場を活性化し、よい職場風土と良好な人間関係をつくっていけば不適切な事務処理や不祥事は起きない」というのが、私の考えでありますことから、以下の点を伺います。

(1) 不適切な事務処理や不祥事はなぜ繰り返し起きるのか、再発防止に向けたこれまでの取組と今後の対策についての具体的な考えは。

(2) よい職場風土と良好な人間関係をつくり上げていく手だてについての考えは。

2、カスタマーハラスメントから職員を守ることにについて。

近年、お客さまから理不尽なクレームを突きつけられる「カスタマーハラスメント」が全国的な問題となっています。カスハラ被害は民間企業にとどまらず自治体でも発生していることから、幕別町においても不当なクレーマーから職員を守る対策を強化する必要があると思います。

全日本自治団体労働組合が2020年10月から12月までに、全国16県の自治体で働く人を対象に実施した実態調査では、回答した約1万4,000人のうち、46パーセントが過去3年の間にカスハラを受けたと答えています。カスハラを受けたことのある人に与える影響として、「出勤が憂鬱になった」との回答が最も多く、これに「仕事に集中できなくなった」と「眠れなくなった」が続いており、事態の深刻さがうかがえるところです。

住民が行政サービスや職員の対応などについて不平、不満を伝えること自体に問題があるわけではありません。業務改善やサービス向上につながる場合もあることは私も経験上承知していますが、度を越えた悪質なクレームは、対応する職員に精神的な苦痛を与えるだけでなく、通常の業務にも支障を及ぼします。

大切なのは、カスハラに当たると考えられる事案を現場任せにせず、組織的に対応することが求められており、このことは、前段で申し上げました「よい職場風土」にも通じるものがあると考えます。

カスハラから職員を守るのは自治体トップである「首長」の責任であり、カスハラを許さない姿勢を明確にし、安心して働くことのできる職場環境づくりに努めていただきたいと考え、以下の点を伺います。

(1) カスハラを受けた町職員へのメンタルケアの対応は。

(2) 直近5年間において、カスハラを理由とする早期退職者の状況は。

(3) カスハラから職員を守る具体的な対応策は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 長谷議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「不適切な事務処理や不祥事の防止について」であります。

職員は、地方公務員法の中で「全体の奉仕者」であることや、法令等に従う義務、信用失墜行為の禁止義務、秘密を守る義務などの責務が規定されており、さらに、幕別町職員服務規程で、町民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公正に、かつ能率的に職務を遂行するように努めなければならないと規定しております。

また、採用時に町職員としての服務の根本基準や責務などを自覚した上で、服務に関する宣誓をしておりますので、公務員としての一定の倫理観および法令遵守の意識を持って、日々職務に精励しているものと認識いたしておりますが、常にその意識を持ち続けて業務に当たるよう職員に対して、毎年、年頭年末における訓示や必要に応じて文書および口頭で、綱紀の保持に努めるよう喚起しているところであります。

ご質問の1点目、「再発防止に向けたこれまでの取組と今後の対策についての具体的な考えは」についてであります。

令和4年2月1日以降、公表している6件の懲戒処分につきましては、不適切な事務処理など、公務上の非違行為が3件、交通事故、セクハラなど公務外の非違行為が3件となっており、「幕別町職員の懲戒処分等に関する基準」に照らし合わせて、非違行為の動機や態様はどのようなもので、故意

または過失の度合いはどの程度であったのか、他の職員および社会に与える影響はどのようなものであったのかなどを総合的に判断の上、個別の事案ごとに厳正かつ適正な処分を行ったところであります。

懲戒処分が発生する原因としては、全体の奉仕者である公務員としての倫理観やコンプライアンスの意識の欠如と、日常的な職員間のコミュニケーション不足などによるものと認識いたしており、今後、再発防止に向け繰り返しコンプライアンスを徹底するとともに、職員相互のコミュニケーションの活性化を図ることが必要であると考えております。

このため、本年も6月に、会計年度任用職員を含む全職員を対象とした職員研修として、コンプライアンスおよび他者への尊敬や礼節をわきまえた行動を身につけるための「コンプライアンス・ハラスメント研修」を開催するとともに、日頃から管理職の指導を通じ、日常的にコンプライアンスの強化や倫理観の共有、醸成等を促し、組織全体の意識を高めることにより、町民の皆さんに信頼していただけるよう努めているところであります。

ご質問の2点目、「よい職場風土と良好な人間関係をつくり上げていく手だてについての考えは」についてであります。

よい職場風土は、良好な人間関係から成り立つものと認識しており、職員同士が良好な人間関係をつくり上げていくためには、業務上の疑問点や悩みなどを気軽に話し合える関係性を築くことが大切であります。

職員が成果を出す多くの場合、周囲の協力や上司のアドバイス、適切な指示によるところが大きく、こうした協力、指示は互いの信頼関係があってこそ機能するものであり、本人はもちろん、関係した全ての職員が達成感を共有することで働きがいを感じ、次の仕事に向けての主体性が生まれてくるものと考えております。

このため、コミュニケーション能力や成果を出し得るスキルを身につけるため、採用時の初任者研修をはじめ、経験年数や職に応じた研修、担当業務に応じた専門研修、他の自治体への派遣など、職場の内外を問わず、生涯にわたってスキルを高めることができるようさまざまな機会を設けているところであります。

このほか、職員それぞれが組織の重要な一員であると感じられるよう、個々の価値観を尊重することや、業務における目標や進捗確認を共有すること、互いの成功事例を共有すること、仕事と私生活のバランスを尊重することなどさまざまな手だてが考えられるところであります。

職員個人が成果を出す場合を例に挙げて申し上げましたが、一個人が単独で成果を上げることはまれで、実際には、係単位あるいは課または部単位で共通の認識の下、その組織が一丸となって取り組むことによって成果が出るものがほとんどであります。これは「個人」が「組織」に置き換わっただけで、成果に向けて取り組んでいく姿勢や周囲の協力連携関係は全く同じように不可欠であると認識しておりますので、管理職とともに、日常的に職場の良好な環境づくりを心がけてまいりたいと考えております。

次に、「カスタマーハラスメントから職員を守ることについて」であります。

カスタマーハラスメントについては、令和4年2月に厚生労働省が作成した「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」の中で、「顧客からのクレーム、言動のうち、当該クレーム、言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段、態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段、態様により、労働者の就業環境が害されるもの」と定義しております。

本町では、職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保するため、平成16年9月から「幕別町不当要求行為等の防止に関する要綱」を施行し、本町の事務事業に対する不当要求および暴力的不当要求行為に対し、組織的に取り組むこととしております。

また、令和4年11月には、不当要求行為等の防止に関する対策の一つとして、基本的かつ具体的な対応方法をまとめたマニュアルとなる「不当要求行為等の対応について」を策定し、「カスタマーハラスメント」においても、同様に対応しているところであります。

ご質問の1点目、「カスハラを受けた町職員へのメンタルケアの対応は」についてであります。

「カスタマーハラスメント」などのハラスメントを受けた職員からの個別の苦情相談に対しては、令和2年11月に策定した「幕別町ハラスメントの防止等に関する規程」および「幕別町ハラスメントの防止等に関する指針」に基づき対応しております。

その規程および指針の中では、ハラスメント防止のための職員と所属長の責務、ハラスメントに関する相談体制および措置等について定めておりますが、「行政サービスの利用者の程度を超えた要求」は、ハラスメントとして捉え、それに関連する苦情相談があった場合には、組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図ることとしております。

具体的には、苦情相談に適切に対応するため、企画総務部総務課長と総務係長を相談担当職員として、必要に応じ、職員団体が推薦する職員や衛生委員会の委員とともに対応することとしております。

平成16年9月の「幕別町不当要求行為等の防止に関する要綱」施行後、カスタマーハラスメントの事案は、令和4年度に1件発生を確認しておりますが、該当職員のメンタルケアには至らなかったところであります。

今後におきましても、職場の健康管理として、メンタルヘルスなどに関する相談や心身の健康問題で職員が勤務に支障をきたすこととなった場合の支援など、引き続き、職員が安心して働ける環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「直近5年間において、カスハラを理由とする早期退職者の状況は」についてであります。

直近5年間の会計年度任用職員を除く職員の早期退職者数は、令和元年度が4人、2年度が6人、3年度が7人、4年度が5人、5年度が10人ですが、早期退職理由につきましては、転職による場合がほとんどで、カスタマーハラスメントを理由とする早期退職者は確認されておられません。

ご質問の3点目、「カスハラから職員を守る具体的な対応策は」についてであります。

幕別町不当要求行為等の防止に関する要綱では、不当要求行為等に対しては、職員個人が問題を抱え込むことのないよう、所属長を中心とした組織において毅然とした対応することとしております。

また、防止する上で重要な対策については、全庁横断的な対応を図るため、副町長を委員長とする幕別町不当要求行為等防止対策委員会において審議することとしております。

防止対策委員会では、令和4年度に、「不当要求行為等対応マニュアル（案）」の作成のほか、電話の通話録音装置やボイスレコーダーの配置などについて、3回の審議を行ったところであります。

これらの審議に基づき策定したマニュアルについては、不当要求行為等の典型的な事例をはじめ、被害を防止するために職員が知っておかなければならない基本的事項や組織的対応方法について示したものであり、全ての職員は配布されたマニュアルに基づき、執務を行っているところであります。

このほか、会計年度任用職員を含む全職員を対象に開催した不当要求行為等対応研修において、改めて町担当職員からマニュアルに準じて執務を行う旨説明するとともに、本町の顧問弁護士である中島氏を講師とし、法的対応や刑罰法規等の講話を受け、不当要求行為等に対する組織的な取組や毅然とした態度で適切に対処するための対応方法について、共有が図られたものと考えております。

また、令和5年9月には、不当要求行為等が電話であった場合の対応として、ICレコーダーおよび電話録音用イヤホンマイクなどの持ち運び可能な電話通話録音装置40台を、本庁舎、忠類総合支所および札内支所の主に管理職に配布し、課内の誰もが利用できるよう対応しているところであります。

カスタマーハラスメントを含めた不当要求行為者に対しましては、毅然として厳正な態度で臨み、いかなる場合にもこれを拒否しなければならないため、コンプライアンスの徹底と十分な説明責任を果たすことを職員一人ひとりが認識し、今後も組織的に対応してまいりたいと考えております。

以上で、長谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 長谷議員。

○6番（長谷陽子） 今は、カスタマーハラスメントの対策を強化する動きは、全国的に広がっていると聞きます。幕別町役場において、他のハラスメントはなかったのでしょうか。仕事を辞める人が多

過ぎませんか。昨年は10人、今年はまだ既に4人が辞めていると聞きます。自己都合の一言で片づけてよいのか、職場を去るまでの間で何があったのか、原因を調査し、対策を立てているのでしょうか。職員は町の財産です。早期退職者が多いのは、幕別町にとっては長い目で見れば損失ではありませんか。引き続き、町長の強いリーダーシップの下、ご指導いただくことを期待して、私の質問は終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、長谷陽子議員の質問を終わります。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原議員。

○9番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

高齢者の尊厳が守られる介護保険制度に。

介護保険制度は介護の社会化を目指して平成12年に始まりました。そのためには全国に介護事業所が存在し、必要なサービスを受けられることが大前提です。

今、介護現場はどこも人材不足で十分なサービスが提供できず、経営に困難を来しています。特に、訪問介護事業所はすでにゼロの自治体が存在し徐々に拡大しています。残り1か所しかないところもあり、都市部から住宅が点在している農村地域や中山間地域などに多くなっており、既に十勝でも清水町内に1か所あった訪問介護事業所が昨年3月に廃止されています。背景には、介護労働者の平均賃金が高齢職に比べて約7万円低いこと、人材不足を理由に施設職員の配置基準が改悪され身体的負担が拡大していることが挙げられています。

今年4月から介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が約2から3パーセント削減されました。さらに物価高騰や光熱費の上昇等で費用増も深刻です。また、職員の高齢化、身体的負担で人材確保が困難になっており、介護事業所の閉所が続く可能性があります。高齢者が地域で人として生きる権利が守られ、安心して暮らし続けられるよう、介護保険の国庫負担割合を増やし、保険料、利用料の軽減、介護報酬の引上げが必要です。

また、介護報酬改定では8月から施設入居者の食費、居住費の負担軽減制度であった補足給付改定が行われ、令和7年8月から多床室の室料負担を実施するとしています。

以下、次の点について伺います。

1、令和6年度介護報酬改定に対し国に求めていくことについて。

(1) 訪問介護基本報酬引下げの撤回を。

(2) 特定施設における人員配置基準に特例的な柔軟化が取り入れられているが、人員削減となるので撤回を。

(3) 補足給付改定の撤回を。

(4) 令和7年8月からの多床室の室料負担を実施しないこと。

2、令和6年度介護報酬改定による影響について。

(1) 訪問介護の基本報酬が約2から3パーセント減額されましたが、町内事業所の運営と訪問介護利用者に影響を及ぼしていないか。

(2) 6月に介護職員処遇改善加算が引き上げられましたが実施されているか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「高齢者の尊厳が守られる介護保険制度に」についてであります。

介護保険制度は、創設から24年がたち、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着し、発展してきており、サービス利用者数は561万人で、平成12年の制度開始時の149万人と比較すると3.7倍を超え、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年（2025年）が近づく中、介護を必要とする高齢者数は今後も増えていくことが見込まれております。

一方、国勢調査に基づく15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年の8,638万人から令和2

年の7,508万人と約13.1パーセントの減となっており、介護サービスを担う人材が不足していくことが推測されます。

ハローワークおびひろが8月30日に発表した、本年7月の管内のパートタイムを含む有効求人倍率は1.00倍ですが、産業別では、ホームヘルパーとケアワーカーは、454人の求人数に対して求職者数は150人であり、有効求人倍率は3.03倍と他産業に比べて大きく上回っている状況であります。

ご質問の1点目、「令和6年度介護報酬改定に対し国に求めていくことについて」であります。

国は、本年1月22日に令和6年度からの介護報酬の具体的な単位数を発表し、基本報酬の見直しについては、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に進めつつ、サービスごとの経営状況の違いも含めたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で1.59パーセントの増としたほか、改定率の外枠として処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や光熱水費基準費用額の増額による介護施設増収効果として0.45パーセントの増が見込まれるものとしたところであります。

一つ目の「訪問介護基本報酬引下げの撤回を」につきましては、令和6年度介護報酬の改定において、訪問介護の基本報酬は、身体介護、生活援助、通院等乗降介助のいずれも単位数が引き下げられました。

国は訪問介護の基本報酬を引き下げた理由を、昨年11月に公表した介護事業経営実態調査において、訪問介護の収益率が7.8パーセントと全サービスの平均収益率の2.4パーセントに比べて高かったこととしております。

また、国は基本報酬引下げの補填策として、中山間地域や豪雪地帯等における継続的なサービス提供やみとり期の利用者など、重度者へのサービス提供を行う事業所などに対する「特定事業所加算」の見直しと処遇改善加算の加算率の増を行うものとしております。

町内の訪問介護事業所においては、基本報酬が引き下げられたことで、現在、特定事業所加算を取得していない事業所が、新たに取得する場合や加算率の高い区分へ見直す場合は、報酬改定前と比べ収入増になりますが、既に特定事業所加算を取得している事業所が同じ加算を適用する場合は、改定前と比べて減収する影響が出てくるものと認識しております。

具体的には、要介護者に対して1時間未満の身体介護サービスと45分の生活援助を提供する場合は、これまでは1回当たりの6,210円の収入が、改定後1回当たり6,070円と140円の減収となり、週3回で一月当たり12回の利用とすると1,680円の減収となります。

新たに特定事業所加算Ⅱを適用する場合は、改定後は1回当たり特定事業所加算の607円を加えた6,677円となり467円の増収、一月当たりでは5,604円の増収となりますが、これまで特定事業所加算Ⅱを適用している事業所が、報酬改定後も同じ加算を適用する場合は、これまでは1回当たり6,831円の収入が、改定後は1回当たり6,677円と154円の減収、一月当たりでは1,848円の減収となります。

このたびの介護報酬改定におきましては、本年3月に開催された国の社会保障審議会介護給付費分科会において、訪問介護の基本報酬引下げに対し、複数の委員から、その影響について調査を要望する意見が出され、本年度、国は介護報酬改定の効果検証および調査研究に係る調査を実施することとしておりますことから、町といたしましては、国の動向を見守りたいと考えております。

二つ目の「特定施設における人員配置基準に特例的な柔軟化が取り入れられているが、人員削減となるので撤回を」についてであります。

特定施設とは、介護保険法第8条第11項に定める有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームを指すものであり、本町におきましては札内に1施設が設置されております。

今回の改定では、特定施設ごとに置くべき看護職員および介護職員の合計数について、見守り機器やインカム、記録用のICT等のテクノロジーの活用を要件として、要介護である利用者の数3人に対し常勤換算方法で介護等職員の数が、現在の1人から0.9人に柔軟化されるものでありますが、本町にある特定施設では、人員配置の見直しを行う予定はないとお聞きしております。

三つ目の「補足給付改定の撤回を」についてであります。

補足給付とは、市町村民税非課税世帯に属する方が施設サービスや短期入所サービスを利用する際に、食費と居住費の負担を抑えるため、収入等に応じて設定された負担限度額を超える費用について、特定入所者介護サービス費として現物給付されるものであります。

令和4年の家計調査によりますと、高齢者世帯の光熱水費は元年の家計調査と比べると上昇しており、在宅で生活する方との負担の均衡を図る観点や5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、本年8月から居住費の基準費用額が1日当たり60円引き上げられたところであります。

しかしながら、従来から補足給付における利用者負担限度額をゼロ円としている生活保護受給者と世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者である利用者負担第1段階の多床室利用者については、引き続き利用者負担はありません。

四つ目の「令和7年8月からの多床室の室料負担を実施しないこと」についてであります。多床室の室料負担については、在宅との負担の公平性や各施設の機能、生活環境や利用実態等を踏まえて、介護医療院と介護老人保健施設のうち定められた要件を満たす場合は、令和7年8月から室料として月額8,000円相当を負担することとされたところであります。

本町における介護老人保健施設は、要件を満たさないため対象とはなりません。町外の施設においては対象となる施設もあるため、該当する施設の利用者に影響が生じるものの、非課税世帯である利用者負担第1段階から第3段階の世帯については、利用者負担を増加させない措置が取られることとなっております。

ご質問の2点目、「令和6年度介護報酬改定による影響について」であります。

一つ目の「訪問介護の基本報酬が約2から3パーセント減額されたが、町内事業所の運営と訪問介護利用者に影響を及ぼしていないか」についてであります。

現在、本町の被保険者の利用がある町内6事業所と町外20事業所の訪問介護事業所に対して介護報酬の改定による影響について聞き取りを行ったところ、町内5事業所、町外4事業所の計9事業所から回答があり、具体的には、改定前と同一のサービスを提供しつつも、減収の中、近年の物価高騰により特に燃料費が増加し、事業所としては、現状ではその他の経費節減で対応せざるを得ない状況で、特定事業所加算の取得を検討する事業所もあるとお聞きをしているところであります。

二つ目の「6月に介護職員処遇改善加算が引き上げられたが実施されているか」につきましては、町内の42の介護事業所中、介護職員処遇改善加算の届出がある40の事業所にお聞きしたところ、全ての事業所で職員の賃金に反映していることを確認しております。

町としては、高齢者が安心して介護サービスを受けるためには、介護事業者が安定して事業所を運営していく必要がある中、介護報酬の改定により、事業者が厳しい経営状況に置かれていることは認識しているところでありますが、国の動向を注視しつつ、町内介護事業者や関係団体、町が連携した中で、どのようなことが可能か研究してまいります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 質問の途中でありますが、この際、13時まで休憩をいたします。

11：42 休憩

13：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、野原恵子議員の一般質問を再開いたします。

野原議員。

○9番（野原恵子） まず、一つ目ですけれども、訪問介護基本報酬引下げの撤回をのところですけれども、今回の訪問介護の基本報酬が、4月から引き下げたことによりまして、不安の声が事業者の中からも、利用者の中からも広がっております。事業所の倒産も増えまして、ほとんどが小規模事業者です。身体介護、生活援助など、訪問介護はとりわけ独居の方をはじめ、要介護者や、家族の在宅で

の生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が継続できないのではないかと、こういう声も寄せられております。

厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が、他の介護サービスより高いことを挙げておりますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や、都市部の大手事業者が利益率の平均値を上げているものであり、実態からかけ離れております。事業者の倒産も増え、ほとんどが小規模事業者です。小規模事業者は少人数で一軒一軒回ります。人手不足に加えまして、ガソリン代や介護費用などのコストも上がっております。4月からの訪問介護の報酬引下げは、ますます経営を困難にしております。どれだけ移動に時間がかかっても、報酬は同じで増えません。訪問の移動距離が長い農村などでは、倒産や休廃業に追い込まれる可能性があります。既に訪問介護事業所がゼロの自治体は全国で97町村、これは6月末の時点です。十勝では清水町、陸別町、そして一つの事業所しかない市町村は全国で277市町村、十勝では7町村に及んでおります。事業所がなくなると、介護保険料を払っているのに訪問介護への制限や介護を受けられなくなる可能性もあります。

幕別町でも農村地域では高齢化が進み、訪問介護の利用者が増えてきます。訪問介護を受けられない可能性があるのではないかと危惧しております。介護を受けながら自宅で最期を迎えたい、家族も自宅でみとりたい、こういう思いが困難になってしまいます。地域のこのような実態をしっかりと国に示し、訪問介護基本報酬の引下げの撤回を町として求めていくべきではないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今回の国の考え方については、ちょっと大ざっぱかなという感じはしています。介護の中でも、訪問介護は非常に利益率が高いので引き下げたということなのですが、今、野原議員おっしゃったように、訪問介護をやっている事業者、とりわけ19人以下の小規模事業者というのは、19人って雇う人間ですね、これが31パーセントも占めている中で、そういうところが今撤退しようとしているという実態であろうかと思っているわけでありまして。

やはり去年の倒産ですね、倒産を見ても、これは全国レベルですけれども、67件ほどあって、過去最悪だといった実態もある中で今回の改定ということになります。分科会の中でも反対する声もあったということは承知しております。それに向けて、国においては今年度調査をすると言っておりますので、しっかりと実態を調査して、全国どこにいても訪問介護を受けられるような、そういうレベルの報酬、経営が成り立つような報酬の設定をしていただきたいなと思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 私も本当にそのとおりでと思います。ですから、地域に密着している、国民に一番密着しているのが地方の自治体ですから、そういう実態をしっかりと国に示して、介護事業者がしっかりと地域に残っていけるように、介護される方が安心して利用できるように、こういう声を全国から上げていく、こういうことが必要と考えます。国に求めていくこと、そのほかにもありますので、その点も再質問いたしまして、また最後に国に求めていく、そういうことも質問したいと思います。

次に、特定施設における人員配置基準に特例的な柔軟化が取り入れられておりますが、人員削減となるので撤回をということですが。

今、答弁にもありましたけれども、今まで介護職員の配置基準が利用者3人に1人だったのが、利用者3人に介護職員が0.9人。人を0.9というのはいかかなものかと思うのですけれども、0.9人に改定されているということです。そして、これに対しましては安全対策の具体要件として、国では次のことを挙げております。やはり不安があるということで、安全対策の具体的要件を挙げているのだと思います。職員に対する十分な休息時間の確保の勤務、雇用条件の配慮、そして緊急時の態勢整備、機具の不具合の定期チェックの実態、これはメーカーと連携を含むとなっております。また、職員に対する必要な教育ですとか、5点述べられておりますけれども、そういうことを挙げるということ自体が3人に対して0.9人に削減するという不安が国にもあるから、こういう対策を行うべきではないかということだと思っています。今の基準でも災害のとき、不測の事態など、介護職員が不足している、そういう声が実際に介護をしている介護職員の中から出ております。

それで、そのほかにも本当に多忙で、夜間などきちんとした介護に不安がある、こういう声も寄せられているときに、こういう基準になっていいのか。本当に私は介護の現場のヘルパーさんですか、介護職員の方の勤務状態を、本当に大変になっていることを聞いておりますので、さらにそれが強まるのではないかとこの危惧がありますので、こういうことに対しても、やはりしっかりと声を上げていくべきではないかと思えます。

また、答弁の中では、本町の特定施設では人員配置の見直しを行う予定ではない、答弁されておりますけれども、利用者は町外にもおります。もし、町外の施設でこういう状況になりますと、町民の、利用している方々の介護サービスが低下するのではないかと、そういう危惧もありますので、その点についてもしっかりと国に求めていくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国のこの間の改正につきましては、人材不足をどうやって補うかというところはあるかと思えます。それを ICT の活用等によって省力化を図りながら、3人について1人、もっと言い換えると、30人について10人必要だったのが、30人について9人でもやれるのではないのというところにあるかと思えます。

ただ、やはり介護現場の職員の皆さんが、このことによって、今まで以上に苦勞するということは避けなければならないと思っています。町内にはそういった施設、該当する施設ありませんけれども、この1年間の中で、他の市町村に行かれています町民の方の状況も把握をしながら、今言ったような、職員の非常につらい思いが加速化すると、さらにつらくなるといった事態を避けなければならないと思えますので、そこはまずは実態を把握した上で、動くべきところは動かなければならないと思えます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 人員不足というのは、やはり一番の要因は、若い世代がこれから少なくなるということも挙げられておりますけれども、特に待遇の改善が必要ではないかと思えます。介護職員、ケア労働、介護職員だけではなくてケア労働の賃金が、平均の給与の賃金よりも6万円から7万円低い、そういう改善もともに進めていかなければ、なかなか配置基準を引き上げていくことは困難かなと思えます。ですから、これは町だけではできない問題であって、国全体の問題でもありますので、これは国に求めていくべきではないかということでもありますので、これも含めてしっかりと実態の把握をしながら、町では実態きっちりつかんでいるかなと思えます。後でも質問しますけれども、そういう不安がちょっとありますので、そういう実態もしっかりつかんで、国に上げていく、このことが必要だと私は思えます。

こういう声を上げていくということが、社会保障、大きく言えば介護保険だけではなくて、社会保障を充実させていく、そういう役割もありますので、ぜひ声を上げていっていただきたい、そのように思えます。

次に、補足給付改定なのですけれども、これは今年の8月1日から居住費の負担ということが実際に行われております。それで、これについては、第1段階、生活保護の受給者ですとか、市町村民税で非課税の方、こういうところには負担をしないということでしたけれども、やはりこういうふうにして少しずつ負担を増やしていく、このことが今までの介護保険制度の改定とは言っておりますけれども、利用者には負担が広がっていく、そういうこととなります。それで、これは光熱水費、電気代の負担を求めていくということですが、これは多床室の方には求めないとなっておりますけれども、こういう施設を利用している中には、住宅を持っている、施設から退所して自宅に帰る、そういう方も中にいらっしゃいます。ですから、こういう負担はやはりすべきではないかと思えますが、その点は町長いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今回の改正については、自宅で暮らす場合と施設に入って暮らす場合、かかる経費はどちらもかかるよということで、それを極端に不均衡にならないよということがあつての改

正に至ったと考えております。その中においても、低所得者に対する配慮も一定程度なされておりますので、これはどこにいても、今、本当に物価が、諸物価、光熱水費が上がって大変な中で、施設のほうは全く負担をしなくていいのだよということにならないので、そこは負担の均衡を図ったものと私は解釈しています。

ただ、負担の限度というか、受忍の限度といいますか、そういうものは一定程度のところまで線引きはされていると思いますので、そこは見極めながら、負担の限界を超えているのかどうなのか判断をしながら、求めていくべきことは求めていくという行動を取りたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） その判断の仕方の分かれ道かなと思います。そして、この居住費の負担の中にも、預貯金の制限もあるということで、皆さん老後を迎えて生活が大変になるので、貯金をしようかなと思ってもう節約して貯金されている。そういうものも制限の対象になっているところにも、やはり高齢者にとっては大変不安が多いというところで、自分の命は自分で決められません。そうしますと、老後どうやって暮らしていこうかというのを考えながら暮らしている、不安が大きい、そういうこともぜひしっかりと伝えていくべきではないかと思います。

また、それに関連して、来年7月から多床室の室料負担も始まります。これには、審議会ですかね、そういうところでも不安の声というか、危惧されることが何点か挙げられております。例えば、こういう老健ですとか、介護医療に、こういうところでは、生活の場として果たして機能しているのかどうか、老健の場合は、何か月かたったら自宅に戻ります。そういうところでの生活の場として機能しているのか。それから、今の質問とダブるのですけれども、老健施設などでは98パーセントの入所者は自宅に帰る、そこにはやはり費用もかかります。そういうことですね。そして、プライバシーの配慮に欠ける8平米ぐらいの、そういうところを本当に自分の部屋として見ることができるのかどうか。既にこういう意見も出ている中での、来年からの室料の負担に計画がされております。

最初の質問と重なるのですけれども、そういうところでの負担が少しずつ増えてきております。そうしますと、やはり限られた収入の中でそういう負担が増えるということは、本当に入所を続けていけるのかどうか、そういう不安が募りますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはやはり先ほど申し上げたとおり、どこまで自分できるかというところの線引きがどこになるのかということだと思いますので、そこは実態を見ながら、把握した上でないと、なかなか今この場でどうしますということは言えませんので、そこはやはり受任の限度を超えているような場合にあっては、しっかりそこは国に対しても訴えていくべきであろうと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 私、この間、何回か介護保険制度の質問をしております。それで、2000年に介護保険制度がスタートして今年で24年になります。こういう24年の中で、介護保険制度がどのように改定されてきたのか、ちょっと調べてみました。ソーシャルワーカーの黒岡有子さんという方が、そういう関わる本を出しております。その方の介護保険制度の改正がどのように行われてきたかということもちょっと調べてみました。

それで、第2期が2003年から2005年なのですけれども、ここでは自立支援を求めるということで、介護報酬が2.3パーセント下げられております。そして、これはコストのかかる施設介護サービスの抑制が図られております。これは3施設、特養ホーム、老健施設、療養型の施設で、ここも居住費と食費、短期入所の滞在費と食費が保険給付から外されております。そして、第3期では、要支援者の利用制限、第4期では、介護報酬が3パーセント引き上げられているのですけれども、過去2回のマイナス改定で4.7パーセント引き下げられているので、スタート時を下回っている、こういうことです。そして、介護認定の改定で、介護度が低くなる事例が顕著になる。ここなのですが、これどういふことかなと思ったのですけれども、実際にソーシャルワーカーの黒岡さんの仕事の実態から、こう

ということが明らかになっているということで、ここではお示ししませんけれども、そこから介護度が低くなっているということが本当によく分かっております。

それから、第5期の2012年からは、一定所得以上の利用者が2割負担になっている。それから、第6期では、小規模事業所介護の基本報酬が9.8パーセント引き下げられておまして、特養も全体で6パーセント引き下げられている。そしてここでも、2000年から介護予防の通所サービスの基本サービス費が20パーセント引き下げられている。そして第7期、ケアマネジャーのケアプランによって、サービスを制限する新たな利用制限、そして第8期では、要介護1、2を保険給付から外して、総合事業、これ自治体の仕事になってきております。そして、今回の改定です。これから見ると、介護保険制度がどんどん自治体とそれから地域の本当に高齢化を迎える利用者に負担が多くかかってきているというのが如実に分かります。

それで、私は今回の改定を国にしっかりと求めていくべきではないかという質問に至ったわけです。そして、介護保険料ですけども、幕別町では、3,033円から今5,683円、1.87倍になっております。これは、私はやっぱり自治体だけの責任ではないとは思いますが。こういうこともしっかりと国に求めていかないと、自治体の負担がどんどん増える、利用者の負担が増える、こういうことにつながると思います。これから見ると、やはり保険料を払っているのに必要なサービスが受けられない、こういう事態が起こってくるのではないかと。もう実際に起こってきております。

それで、やはりこれから見ると、令和5年度の決算では、町民の年金収入100万円未満が4,713人、51.6パーセントです。低所得者の部類に入りますよね。高齢者で半分以上いるのですよ。介護保険は、お金のある人は受けられるのです、お金を払えば。ですから、そうなりますと、所得の低い人たちは保険料を払っていても介護を利用できない、こういう実態がますます大きくなっていくのではないかと。という危惧があると、私は思います。ですから、今回の改定は60円とか、それから金額で言えば多床室の負担ですけども、少しずつ、少しずつ、少しずつ負担が増えているのですよ。こういうことに対して町長、どう思いますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 介護保険制度そのものが、社会全体で言わば支えようという考え方の下で2000年、平成12年にスタートをしたわけなのでありますけれども、そのときの見込みから見ると、はるかに少子高齢化が進んでいる。支える人が非常に少なくなっている。そして利用者が非常に多くなっている。それは先ほどの答弁でも申し上げたように、制度発足当時149万人の利用者であったのが、今はもう561万人、3.7倍にもなっている、それだけお金が必要になってきている、経費がかかるということでありまして。そして、一方では、所得が伸びていない、失われた20年とか30年とか言われていますけれども、全く賃金が伸びていない。ですから、なおさらギャップというのですか、負担感を感じるような時代になってきているわけでありまして。

ですから、これはやはりお金をどこで調達するかということに尽きるわけです。当初考えていたとおりの収入の伸びというか、税金の伸びというか、収入ですね、賃金の伸びが見込めない中で、負担感がますます大きくなる。そして、国は、税収は増えないからお金もかけられないという、本当に悪循環に陥っているのかなと思います。それをいかに3年、3年で少しずつ、いわゆる議員から言わずと改悪となるのかもしれませんが、改善をしていって、制度がもう破綻状態に近づいているけれども、破綻しないように耐えしのいでいるというのが今の実態だろうと思っておりますので、これは根本的な改正というのは、もうどこかから金を持ってくる、極端な税収アップさせるとか、そういうことをしないともう無理だと思うのですね。お金が必要なのです、国は。先ほど来、私も国に対して要請すると言っていますが、国にたくさんお金があれば全然こんな苦労はないわけで、それにそんな、野原議員が前から言っているように、国費を入れればもつのですね。介護保険料も上げなくていいとなってくるわけでありまして、そこは非常に私もジレンマに陥っている、国も当然だと思います。

ですけれども、ここは先ほどから言っている受忍の限度の範囲内で、この制度を維持していくしか

今の解決方法というのではないのかな。抜本的な改革というか、解決方法は、まず誰も見いだしていけないのかなと思っております。そういう中で、国も地方も被保険者も、少しずつの負担をしながらやっつけていかざるを得ないというのが、今の実態ではなかろうかなと思います。そういう中で調査して、できることについてはしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 高齢者が増えてきております。現実です。この高齢者がどうして増えてきたかという、戦後に子どもが生まれてきた、そしてそういう人たちは、やはり日本の経済を支えてきて働いてきた人たちです。そういう人たちに対して、しっかりと老後の保障をしていくというのは、国の責任ではないかと思っております。そして、支える若い人たちも少ない、少子高齢化に進む。これは、幕別町自体でもやはり努力はしていかなければならない問題ではあると思っておりますけれども、国の問題でもあります。賃金が上がらない、国の財政をどうするか、これも国の問題でもあります。ここでそれを論じることは、もう時間もありませんし、私は論じるのはちょっと避けますけれども、財源がないのは私は国の責任でもあると思っております。ですから、そういう改善も、日本全体の税収をどうするか、その税収をどう使うかは国が決めていくことですが、地方からも声を上げていく必要があると思っております。ですから、町長は、町民全体に責任ある立場であれば、そういう視点に立ってしっかりと国に求めていく、こういうことが必要ではないかということで質問をしているわけです。ですから、そういう立場でぜひ声を上げていただきたいと思います。

次に、介護報酬による影響ということで、町内事業所の運営が減収になっていないかどうかということですが、答弁の中では、町内の六つの事業所5件、町外20の事業所に4件、聞き取りを行ったと答弁されております。聞き取りを行ったということは、全事業所に聞き取りを行ったのか。そして、町内のあと一つの事業所と、町外の16の事業所への対応は、聞き取りですからね、聞いているのですよ。それがどういう答えが返ってきたのか、お聞きしたいと思います。

それともう一つ、今回の訪問介護利用者に影響を及ぼしていないか、このことについて最初に答弁がありません。そのことも答弁をしていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 介護報酬改定からの影響についてでございますけれども、聞き取り方法というのは、アンケート用紙を事業所に送付させていただいて、そして回答があったのが町内は5事業所、そして町外が4事業所でございます。その回答になった内容について不明なところとかありましたので、その部分については電話をかけて、具体的な内容というのをお聞きしたところでございます。そのため、アンケート調査、返答がなかったところに対しては、電話はしたのですけれども、つながらなかったとか、後で送ると言っていたものの、集約するまでに回答がなかったところでございます。

もう一つの訪問介護利用者に影響を及ぼしていないかということでございましたけれども、事業者に対して聞いた限り中では、利用者に対する影響というのは特に聞いてはございません。経営の中での、経営が厳しいですとか、いろんな物価高騰によるガソリン代だとかあって、費用負担の部分が難しい、経営が厳しいということは聞いておりますけれども、利用者に対しての影響というのは聞いてはございません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 私は、この改定によりまして、一番影響があるのが町内の事業所と利用されている方、ここだと思います。この実態をきちっとつかんでいなければ、町長も町民の実態が分からない、こういう状況になるのではないのでしょうか。そして、私たちも一般質問をするのは、そこの改善が一番大事だと思っております。答弁を聞く限りでは、調査の段階で本当にこの介護保険制度をよくしていこうとしているのか、それから町民がどういう状況になっているのか、そこをしっかりと把握していくのが自治体職員の役割ではないのでしょうか。そこがしっかりと調査する必要があるのではないでし

ようか。アンケートだけでは、事業者の思いが伝わらないのではないのでしょうか。そこをどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まずは、踏み込んでの詳細な聞き取りはなかなか難しいですね。結局、経営に関することですから、そこは大枠の中で経営がどうなっていますか、どういう不便を感じていますかということをお聞きしたいと思います。これ、踏み込んでなかなか会社経営、プライバシーに関することは、回答をなかなかしてもらえないのです。まずは大枠、フレームのところ、どうなのだというところをつかむ必要がありますし、あと、利用者については、当然影響はあるのです。あるけれども、低所得者に対する配慮はされているので、あとは、先ほど申し上げた、お金を持っている方は影響がありますよ、影響はあるけれども、それは受忍できるのかどうかという、その感覚というか、経済状況にあるのかなと思いますので、なかなか利用者に対するアンケートはもう難しいと思うのです。これ入れ替わり立ち替わりということになりますし、では誰を対象にするのか、入所している人だけでいいのか、これ予備軍も含めてやるのかという、そういう問題もありましようから、まず私は事業者のところ、今大枠をつかまえましたので、それもう少し内容を精査した中で、実態を把握してもらいたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 経営のことですから、なかなか実態は立ち入って質問はできない、実態はつかめないということでしたけれども、この間、介護報酬の改定によりまして、全国各地でこれでは小さな事業所は、特に訪問介護、ヘルパーさんを派遣している会社は経営をやっていけない、こういう声が全国から広がりまして、先ほどもお示しいたしましたけれども、介護事業所がゼロですとか、自治体の一つしかないとか、実際に起きております。そうなる前に手だてを取るのが自治体の役割ではないのでしょうか。実態がなかなかつかめないとはいえますけれども、本当に運営ができなくなって、閉所してしまうですとか、倒産に追い込まれてからは、それを元に戻すということはなかなか難しいではないですか。そのために手だてを取るのが役割ではないのでしょうか。お答えください。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、新型コロナウイルスの発生から続いていることなのですね。そこから、もう経営状態が悪くなってきているわけでありまして、それで今回の介護報酬の改定によって倒産しているのか、物価高騰によって電気料や、燃油代が上がって、その経営圧迫して倒産しているのか、これなかなか難しいですね。私は何もしてこなかったわけではなくて、この間、新型コロナウイルス対応で、そういった医療であるとか、介護施設に対して支援を行ってまいりましたし、売上げが落ちているところについては、職種の関係なく支援を行ってまいりましたから、まずはここまでは、コロナ対策と、その後物価高騰対策の少しの部分ですけれども、これを対応してきたつもりであります。あとは、この後、物価高騰の影響ももちろん残っています。それまで含めてやるとなると、こういう施設だけではないのです。全ての全事業所が対象になりますので、そこはなかなか難しい。となると、この介護報酬の引上げに伴って、どういう影響が出て、どういう対策が必要なのかということについては、私は、今後、調査してまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） この事業所、特に小さいところが閉所に追い込まれ、倒産に追い込まれているということですので、そこをやはり町側もなかなか踏み込めないと言いつつも、手だてを取っていくという、もう全国でそういう事例が起きているわけですから、幕別町も例外ではありません。ですから、そういう例が今多発しているという状況の中で、特にやはりきちっと聞き取りをするですとか、手だてを取っていくことが必要だと思います。

そして、この介護報酬の改定によりまして、その都度その都度改定が行われていく場合には、小さな事業所では、そういう手続をする方ですとか、そういう方が配置されている事業所であればいいのですけれども、小さいところはそういう手だてを取れないところもあると思うのですよね。ですから、

制度が変わったときに、いち早く知らせ、町も援助をして、手だてを取っていく、そういう体制が必要だと思うのです。今後ぜひそういうことも含めて対応をしていただきたいと思うのです。というのは、小さな事業所は、地域に、住民に密着していますから、町民の実態把握もしやすいと私は思います。ですから、そういう手だてを取っていくことが必要ではないかと思えます。

それと、訪問介護の利用者に、これから調査、実態をつかむ、なかなか難しいとはおっしゃるのですけれども、訪問介護ですから、これがまた時間が60分から45分に訪問介護の中で短くなっておりまます。また、町民からは30分に減らされたという声も聞いております。この30分は、要支援者、包括のほうかなと思うのですけれども、この辺のことも、30分のヘルパーさんが来てもらって援助してもら、30分ではなかなか希望することもできない、こういう声も届けられておりますが、そういう点はどのように把握しておりますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 今、訪問介護の利用の状況が、時間数が減ったというお話ですけれども、基本的に訪問介護のサービスの内容については、これまで同様20分未満ですとか、30分から1時間ですとかと、定めは基本的に変わっておりません。ですので、恐らくそうなると、そのケアプランの中で利用の状況が変わったとか、そういったことがあるのかもしれませんが、サービスの内容としては変わっていないということでありまますので、そこちょっとどういった実情で変わったのか、今お話だけでは分かりませんが、想定できるのは、そういったケアプランの見直しの中で変わったものと感じております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） ケアマネジャーがプランを立てるということですが、実際に利用されている方で、30分では、玄関に入ってから帰るまで30分、お掃除ですとか、それからお料理ですとか、そういうものを30分ではできないのですよね。これでは本当にヘルパーさんにせっかく来てもらっても、自分の生活を支えるためにはこの30分では十分ではないという声が多数、私、耳にしているのですよね。ですから、そここのところもしっかりケアマネジャーさんとも連携を取りまして、本当に介護の援助になっているのかどうか、実態把握する必要があるのではないのでしょうか。その点はいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） まず、今の利用の状況がもし変わったということであれば、まずそこについては、自らのニーズの部分、しっかりとケアマネジャーとも相談をしていただいて、そして必要なサービスが受けられるように、そこは取り組んでいただくという部分は必要かと思えます。町としまして、そういった中の相談があれば、そこの中で一緒に話を聞くなりして、そういった必要なサービスが受けられるようなことについては、進めていきたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 最後ですが、介護職員の処遇改善加算が引き上げられました。それで、答弁の中では、42の介護事業所中40の事業所で引上げをしているという答弁でしたけれども、二つの事業所はどのような状況なのでしょう。また、令和6年には2.5パーセント、令和7年には2パーセントの引上げ、このように示されておりますけれども、実際にこの引上げに見合った処遇改善がされているのかどうか、その点。引き上げました、だけれども1パーセントなのか、それとも2.5パーセントなのか。そこまで把握しておりますか。これはやはり2.5パーセントになるのであれば、今でも低い賃金ですから、2.5パーセントに引き上げるような手だてを取ることが必要だと思うのですが、そういうことを把握しているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まず、処遇改善加算、実施していないという回答があった2事業所に対しては、電話で直接聞き取りを行っています。その中では、事業所側の意見としては、スタッフさんが税の扶養の関係で、単価を上げてしまうと労働時間が短くなって、事業所がやっていけない部分もある

ものから、上げていないという理由も聞いております。またあとは、スタッフの入れ替わりがちょっと最近多いものですから、一旦そこについては、今は入れていないけれども、落ち着いた段階で検討しているというところで1個聞いております。まずその二つです。

もう一つの、2.0パーセント、2.5パーセントの部分についてでありますけれども、事業所についてちょっとまだそこまでは、正直細かい話までは聞いていませんので、それについては、この後も含めて事業所さんに直接聞くなりして対応したいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） しっかりそこを調べていただきまして、そこで働いている方にしてみれば、なかなかこういう実態で2.5パーセントに引き上げられているけれども、私は実際に2.5パーセント引き上がっておりませんとはなかなか言えない、そういう声も聞いておりますので、町としてしっかりそこを把握して、指導をしていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 指導ということですが、これ経営に関わることなので、加えなさいということは言えませんので、こういう制度があって人材確保のためにも必要ではありませんか、どうかというような、そういう勧誘はさせていただきたいと思いますが。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） それはやはり経営の介入にということになるということで、できないということなのですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 企業の経営に関して、こうしなさい、ああしなさいということは、そもそも権限外の話でありますから、そこに制度がありますから活用してくださいということは言っても、これをやってくださいということは私はいき過ぎだと思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） やはりそこがちょっと私はきちっとすべきではないかと思うのですが、そこは権限外だと言われると、ちょっと私これ調べてみたいなと思っております。できないでは働いている人はどうしたらいいのですかと、働いている人が意を決していかなかったら改善できないということにつながるのかなと思っておりますので、そこはちょっと考えてみたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、13時55分まで休憩をいたします。

13：43 休憩

(13：55 藤原議員入場)

13：55 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○13番（藤谷謹至） 1、改訂された幕別町洪水ハザードマップについて。

幕別町は令和5年8月にハザードマップおよび防災のしおりを改訂し、町内全戸に配布した。今回の改訂は北海道が浸水想定区域を指定した町内19河川と、幕別町が洪水氾濫危険区域図を作成した忠類地域4河川を合計した23本の中小河川について、洪水浸水想定区域を新たに表示するとともに、南勢近隣センターや忠類コミュニティセンターなど計8施設を洪水時の指定避難所として追加したものである。

洪水氾濫危険区域図は、想定し得る最大規模の雨が降ったとしたら、どのくらい氾濫するのかをシミュレーション計算で表したものであるが、改訂により洪水ハザードマップに追加された忠類地域の洪水氾濫危険区域図について、以下の点を伺う。

(1) 下チュウレイ川の改修工事の内容と計画および当該工事により忠類市街地の洪水被害防止にどのような効果があるのか。

(2) 洪水ハザードマップの中にある忠類コミュニティセンター、忠類小・中学校および福祉避難所としてのふれあいセンター福寿は、50センチ未満の浸水エリアに入っているが問題はないのか。

(3) 浸水エリアに入っている要配慮者利用施設は、避難確保計画を策定する必要があると思われるが、策定状況はどのようになっているのか。

## 2、忠類育苗センター廃止後の施設・土地の有効利用の考えは。

忠類育苗センターの前身となる忠類苗畑事業所は、昭和23年に池田林務署忠類駐在所が忠類市街に近い国有防風林を借り受けて開設されたのが始まりで、苗圃を拡大しながらカラマツ、トドマツ、アカエゾマツなどの育苗をしてきた。昭和38年から47年にかけては、敷地内に気象観測所を設け十勝の風土に適した苗木の育成に努め、紆余曲折しながら、平成13年に当時の忠類村が北海道から事業を引き継ぎ、24年度までは黒字経営であった。

しかし、台風や大雪などの自然災害に加え、アカエゾマツ・トドマツの出荷割合の変更により、特に管理が難しいトドマツの育成に苦慮し、出荷本数の確保が厳しく赤字額の増加などの影響から、苗木の出荷は令和6年度までとして事業廃止を決定したが、以下の点を伺う。

(1) 忠類育苗センター廃止後の施設および土地を忠類地域の活性化のために有効利用する考えは。以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「改訂された幕別町洪水ハザードマップについて」であります。

洪水ハザードマップは、大雨による自然災害の被害を予測し、その被害の範囲を地図化したもので、災害時の避難行動や防災訓練、さらには土地利用の検討など幅広い活用がされております。

平成27年に水防法が改正され、洪水や津波のみならず、内水、高潮についても想定し得る最大規模の水害に対応した浸水想定に基づき、これに応じた避難方法等を住民等に適切に周知するため、市町村において水害ハザードマップの作成・改訂を行うこととされました。

また、令和3年7月の改正においては、これまで洪水浸水想定区域指定対象とされていなかった中小河川においても、水害リスク情報の空白地帯の解消を目的に、指定対象が拡大されたことから、令和5年8月に幕別町洪水ハザードマップの改訂を行ったところであります。

ご質問の1点目、「下チュウレイ川の改修工事の内容と計画および当該工事により忠類市街地の洪水被害防止にどのような効果があるのか」についてであります。

下チュウレイ川は、忠類白銀町、忠類錦町、忠類本町の忠類市街地中心部を流れ、上チュウレイ川へと合流する河川で、国営事業の忠類第一地区直轄明渠排水事業として、昭和26年から27年の2年間で土水路として整備し、その後、41年から54年までの14年間で道費補助を活用した河川改修事業により、護岸を積ブロックで整備した河川であります。

護岸積ブロックは整備から約50年経過しており、老朽化により傾倒や欠損箇所も多く、河川としての機能が低下しており、防災上の危険度も高いことから、農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用し、令和4年度に機能保全計画の策定、5年度に機能保全計画に基づく実施設計、6年度から下チュウレイ川を忠類第一幹線明渠排水路として、再整備することといたしました。

整備工事は、特に経年劣化の著しい忠類北11線の錦橋付近からアルコ236付近までの928メートルを工事区間として、国と道の補助を活用し、令和6年度から3年間で団体営忠類第一幹線明渠排水路整備事業として整備を行うものであります。

工事内容としては、既存の積ブロックと底板コンクリートを全て撤去し、新たに水路幅3.0メートル

ル、深さ 1.6 メートルの排水路をブロック整備するもので、本年度は、下流の錦橋付近から上流へ 122.36 メートルを施工する予定であります。

現状の下チュウレイ川は、老朽化した積ブロックの欠損箇所から土砂が流入して、水路底板に堆積している箇所や積ブロックの民地側に陥没などが見られますことから、再整備することで民地の浸食、建築物の破損等の被害を防止するほか、増水時に破損箇所から流入する土砂等が流れを阻害する恐れがなくなり、河川としての機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐことができるものと考えております。

ご質問の 2 点目、「洪水ハザードマップの中にある忠類コミュニティセンター、忠類小・中学校および福祉避難所としてのふれあいセンター福寿は、50 センチ未満の浸水エリアに入っているが問題はないのか」についてであります。

洪水時の指定避難所の選定に当たっては、対象の施設が洪水時に浸水しない、または 50 センチメートル未満の浸水であって、床上浸水に至らない場合において、避難所として指定するよう検討を行ったところであります。

忠類コミュニティセンター、忠類小学校、忠類中学校およびふれあいセンター福寿の 4 施設については、いずれも 50 センチメートル未満の浸水エリアに立地しておりますが、地盤高と施設の床面の高さを実測し、全ての施設で床上まで浸水しないことを確認したところであります。これに伴い、新たに洪水による浸水想定区域と示された忠類地区の 10 町内会を洪水時の避難対象とし、忠類コミュニティセンター、忠類小学校、忠類中学校を各町内会の避難所として指定したところであります。

なお、避難行動の遅れにより施設周辺が浸水し、避難行動に危険を生じることが考えられるため、避難指示の発令に当たっては、気象情報や河川の水位状況を注視し、早めの避難を呼びかけてまいります。

ご質問の 3 点目、「浸水エリアに入っている要配慮者利用施設は、避難確保計画を策定する必要があると思われるが、策定状況はどのようになっているのか」についてであります。

平成 29 年に、水防法と土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法が改正され、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な訓練、その他の措置に関する避難確保計画を策定しなければならないとされております。

本町の地域防災計画には、洪水により浸水が想定される区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設として 60 施設が定められ、このうち避難確保計画を策定している施設は、9 月 1 日現在で 41 施設であります。

未策定の 19 施設につきましては、令和 5 年のハザードマップ改訂に伴い対象となった 11 施設のほか、新規に事業を開始した等の理由で新たに地域防災計画に定められた 8 施設であり、現在計画の策定に向けて取り組んでいただいているところであります。

町といたしましては、避難確保計画が円滑に策定できるよう、引き続き出前講座や個別の訪問などにより計画の策定および避難訓練支援に努めてまいります。

次に、「忠類育苗センター廃止後の施設・土地の有効利用の考えは」についてであります。

忠類育苗センターは、地域振興と雇用の確保を目的に、平成 12 年度に道から旧忠類村が土地、建物、苗木等を購入し、毎年の苗木生産数量を 35 万本と定めて、13 年度からトドマツ、アカエゾマツの生産、出荷を行ってまいりました。

しかしながら、道有林における需要の減少により出荷量が平成 24 年度から 30 万本を下回り、加えて気候変動に伴う大雨や強風、霜害といった自然災害等の影響による生育不良もあり、27 年度から 30 年度は、出荷量が 11 万本から 12 万本へと減少する厳しい状況になりましたことから、30 年度をもって播種作業を中止し、既存苗木の管理作業に切り替え、令和 6 年度の出荷をもって廃止することといたしました。

ご質問の「忠類育苗センター廃止後の施設および土地を忠類地域の活性化のために有効利用する考

えは」についてであります。

忠類育苗センターが利用している土地は、帯広・広尾自動車道の東西にまたがり9筆あり、農地が8筆、面積26万9,495平方メートル、宅地が1筆、面積5,742平方メートルの合計27万5,237平方メートル、施設は、事務所、倉庫、車庫など18棟、そのほかトラクターやトラック、耕運機をはじめとする農機具を保有しております。

現在、帯広・広尾自動車道より西側の有休圃場6筆、10万5,842平方メートルは、令和2年3月から農地利用調整により、地域の農業者に賃貸しているところであり、自動車道東側の事務所が所在する宅地とその周辺農地の計2筆を含めて、引き続き農地としての活用を目的に、倉庫などの施設とともに賃貸や売却する方向で考えております。

一方、236号に面した農地1筆5万4,340平方メートルは、忠類インターチェンジや忠類市街地に隣接した立地条件のよい土地であります。有効活用を目的とした土地の転用は、農業振興地域の整備に関する法律および農地法の制約が多いことから、当面は農地として農業者に賃貸しつつ、忠類地域の活性化に結びつくような活用方法を見いだしてまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 改訂されて、初めて忠類地区の市街地を流れる下チュウレイ川が、想定し得る最大限の雨量が降った場合に、氾濫するという地図がもう一目瞭然で分かるようになったわけでありませう。その周辺に、黄色と水色でこういうふうに表示されているわけですが、その中に避難所等があるものですから、やはり地域住民の方も不安に思っている方が多いかと考えるところであります。

また、今回の議案の定例会初日で、議案第77号、下チュウレイ川の工事で詳しく説明がされたわけで、工事内容をそのとき詳しく知ったわけでありませう。令和6年で今回の議案が可決されて、令和8年度まで工事が行われると。全長が928メートルということで、その詳細が分かったところであります。

下チュウレイ川は、昔、私が幼少のときは、共栄牧場の下辺りはすごく自然が豊富で、ヤツメウナギがいたのですよね。カジカや何かもいっぱいいて、川には藻が生えて、すごくきれいなところでありませう。そういう風景は、どこにでも昔はあったと思ひます。ただ、防災上、護岸工事をしっかり整備しないとならないということで、そういうふうな整備がされてきたところではございませうけれども、その整備ももう50年たったと。やはり土砂等が流れていて、ふだんは下チュウレイ川はもうほとんど水がない状態です。ただ、水が多少、雨が降って流れて土砂が入ると、やはり雑草等が生えませう。やはり床ざらいをしなければならぬと。下チュウレイ川の床ざらいは、毎年定期的に多分行っている。これは洪水防止のために必要なことだと思ひます。

まず、答弁の中で、令和4年度に下チュウレイ川の機能保全計画を作成したという話でございませう。そして、ハザードマップが示されたのは、令和5年の8月でございませう。河川改修の機能保全計画の令和4年次には、水害防止の観点で整備するということはなかつたのかなという事は分かるのですが、今回改訂されたハザードマップで、この浸水エリアが示されたときに、工事内容の見直し等は考えなかつたのか、その辺をお尋ねします。

○議長（寺林俊幸） 経済建設課長。

○経済建設課長（吉仲有希） ハザードマップが改訂されたときに、第一幹線明渠排水路の拡張は考えられなかつたのかというご質問だと思いますが、現在の積ブロック施工後から今日に至るまで、第一幹線明渠排水路、いわゆる下チュウレイ川において氾濫した事例がなく、流下能力自体には不足がないこと、加えまして積ブロック区間は主に住宅地でありませう。敷地幅が非常に狭く、現在の排水路断面を拡張することができないことから、現状の断面幅で再整備をすることといたしました。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 氾濫した経緯がなかつたということではございませうけれども、たしか平成10年ですね、1998年に南十勝を中心に豪雨が發生して、そのとき私、消防団だったのでございませうけれども、ま

ずその下チュウレイ川がもうあふれていると。その前に、国道の236号線にも下チュウレイ川、今回、錦橋からやるといふ、同じ錦橋というものが、名称があるのですけれども、そこが冠水しまして、道路まで冠水したという経緯があります。そのとき、忠類小学校のグラウンドは満水ですね。満水の状況から生花大樹線に水が流れまして、民家で一部床下浸水もあったと思うのですけれども、土のうを積んだという記憶があります。

その豪雨は相当な雨で、降り始めから総雨量が、広尾で350ミリ、大樹で315ミリです。このとき歴舟川も相当な被害を受けたわけなのですけれども、広尾の24時間総雨量として350ミリというのは、その当時はもう最高でございます。あそこは、やっぱり忠類の下チュウレイ川の川幅が、町有地がやっぱり先ほど課長が言ったようにないので、あの幅しかできないというのが分かるところでございませぬけれども、氾濫しないというのは、やはりこれは想像し得る最大のというのは、やっぱり氾濫するのではないかと考えております。

それは置いておきまして、今回928メートル、傷んでいる、特に経年劣化の著しい忠類北11線からアルコまでということなのですけれども、その下、上チュウレイ川まで合流する区間も、相当劣化しているわけです。護岸ブロックを積んでいない盛り土の部分もあるのですけれども、今回、工事以外の下チュウレイ川工事未区間から、上チュウレイ川までの区間の整備の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 経済建設課長。

○経済建設課長（吉仲有希） 忠類第一幹線明渠排水路、下チュウレイ川、こちら全延長が2,768メートルになります。今回、再整備する積ブロックがおよそ928メートルで、その下の部分ということですが、工法としては連結ブロックですとか、柵工といひまして、丸太ぐいで護岸の保護ですとか、土留めをしている区間があります。こちらは令和4年度に、この明渠の機能保全計画を策定した際の各区間における診断結果というのが、積ブロック区間については工事によって早急に対策が必要な状態でありまして、その下の部分の連結ブロックですとか柵工の区間につきましては、劣化の進行を遅らせる補強工事などが望ましいという結果でありました。今回、最も劣化の進んでいる積ブロック区間は、住宅等が張りついておりまして、積ブロック崩壊による被害が極めて大きいと判断して、今回、再整備を実施することといたしました。現時点での残りの積ブロック区間ですとか、その下の部分の区間については、整備の計画はありませんけれども、令和4年度に策定した保全計画に基づきまして、これまで同様に堆積する土砂や雑草など、流れを阻害しないように、適宜除去を行うなどの対策を実施しまして、維持管理を継続してまいりたいと思ひますが、今後ブロック等の劣化が進んだり、工事により対策が必要となった場合には、早急に整備工事を計画してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 分かりました。ぜひお願いしたいと思ひます。

今回、下チュウレイ川が整備することになったわけなのですけれども、それで毎年行われていた床ざらいというのは、これ必要なくなってくると思うのです。最近、上チュウレイ川をよく見ているのですけれども、やはり国道から下ですね。当縁川まで向かう区間では、やはり雑草の生え方が非常に長いというか、コミセンの裏ですね。あそこは遊水池としても活用されていると。せせらぎ公園としての機能もあると。あそこの環境整備というか、管理をしっかりしてほしいと思うのですけれども、あそこの上チュウレイ川の床ざらいというのは、どのぐらいの頻度で行われているのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 経済建設課長。

○経済建設課長（吉仲有希） 下チュウレイ川と上チュウレイ川のおよそ合流地点になると思うのですけれども、その年の降雨量などによって、土砂の堆積状況が異なってきますので、定期的な床ざらいという計画はありませんけれども、過去10年ぐらいで、実績としてはおおむね2年から3年ぐらいに一度の頻度で床ざらいを実施しているところでもあります。今後につきましても、流れを阻害する要因が生じてきている場合には、適宜床ざらいなどを行って、維持管理に努めてまいりたいと考えており

ます。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） やはり下チュウレイ川の工事がやって、水がすごく流れるようになると。だけど、下のほうではこれ整備されていないと。さらに上チュウレイ川の合流地点も整備されていないという、せつかくした工事がやはり効果がないと考えるわけです。流れるやつが途中で、血管にしたら途中で血管が詰まるようなことをございますから、しっかりその辺を定期的に管理していただきたいと思います。下チュウレイ川に関しては、3年間の工事期間が終わった時点で、やはり全体として考えていただきたいと思います。

次に行きますけれども、洪水ハザードマップの中にあるコミセンと小中学校。答弁によりますと、しっかり測って、間違いなく浸水はしないという答弁でございました。先ほど南十勝の平成10年の話をしたわけでありまして、白銀台スキー場、共栄牧場から出る水ですね。押し水によって、下チュウレイ川の氾濫と上から水が押し来ると。その押し水もこれハザードマップの想定の中に入っているのか、その辺を1点お聞きします。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 押し水の関係でございまして、ハザードマップの水量測定に当たりましては、算定の中に入っております。ただ、藤谷議員おっしゃいますように、現在までの状況で特に福寿の前のお話だと思っておりますけれども、そこにつきましては、昨年、福寿の前の駐車場の整備をさせていただいた際に、排水管も同時に整備をさせていただいておりますので、状況が改善されているということでございます。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 確かに令和4年に福寿の駐車場整備工事が行われまして、立派な駐車場が完成したところです。ただ、やっぱりあそこを何ぼ整備しても地盤が悪いのですかね。一冬、二冬越すと、やはりアスファルトが割れたり、相当やっぱり上からの押し水というのは多いのではないかな。その辺だけ心配だったのでございまして、雨水ます等で箇所も多く入れていただいて、排水はしっかりされているということでございますから、心配はないものと考えております。

次に移りますけれども、浸水エリアに入っている要配慮者の利用施設の関係でございまして。

避難確保計画を策定する必要があるのではないかとということでありますけれども、答弁では新たに浸水が想定される区域、社会福祉施設、学校、医療施設、要配慮者利用施設としては、幕別町に60か所あると。そのうち避難計画を策定している施設は、9月1日現在、41施設ということになります。そして、未策定の19施設については、今回のハザードマップ改訂に伴って対象となった11施設、新たに地域防災計画に定められた8施設、合わせて19施設であるということが答弁をされたわけなのですが、ハザードマップ改訂に伴い、新たに対象となった11施設はどのような施設が含まれているのかお尋ねします。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 新たに追加となった施設につきましては、小学校、中学校、保育所、それから老人の福祉施設ということで、11施設となっております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） そのうち公共施設ではない施設というのは、どの程度あるのか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） そのうち公共施設でない、いわゆる民間のほうの事業所ということでございまして、3施設になります。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 答弁の中では、公共施設は地盤高と施設の底面を実測して、浸水しないことを確認したということでありましたけれども、この民間の施設においても、これ実測はされたのでしょうか。

- 議長（寺林俊幸） 防災環境課長。
- 防災環境課長（半田 健） 民間の施設につきましては、先ほど答弁の中でもありましたように、避難所に指定する場所については実測を行っておりますけれども、その他の事業所については実測は行っておりません。
- 議長（寺林俊幸） 藤谷議員。
- 13番（藤谷謹至） 11施設の中に、これ要避難確保計画をしなければならない施設も、民間の3施設は入っているわけですね。そこはどういう根拠で、施設に避難確保計画をしなければならないかというのは、やっぱり実測をして根拠を示さないといけないと思うのですけれども、その辺はいかがですか。
- 議長（寺林俊幸） 防災環境課長。
- 防災環境課長（半田 健） 実測のお話なのですけれども、先ほど繰り返しになりますけれども、町で指定避難所として指定する場所が浸水想定区域にある場合に、50センチ未満床下浸水で済む施設、床上にならない施設であることを確かめるために実測を行ったわけでございます、ハザードマップの中で色のついているところにつきましては、全ての施設においては実測はしておりません。川の氾濫によって浸水が想定されるエリアが図上で示された部分の中にある施設として、民間施設が今回新たに3施設が追加になったということでございます。
- 議長（寺林俊幸） 藤谷議員。
- 13番（藤谷謹至） 理解できるのかな。あれですけれども、避難確保計画をつくってくださいと、これは必要ですよということは、今回、新たに対象となった11施設には、これどのように通知されたのかお聞きします。
- 議長（寺林俊幸） 防災環境課長。
- 防災環境課長（半田 健） 令和5年の8月に防災ハザードマップが改訂になって、防災のしおりも改訂になって併せて配布をさせていただいているところなのですけれども、その浸水想定区域の中に新たに加わった施設については、その際にお知らせをさせていただいております。
- 議長（寺林俊幸） 藤谷議員。
- 13番（藤谷謹至） 国土交通省が公表している市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数は、計画作成状況によると、答弁のとおり60施設、計画を現在策定している施設が41であります。その中で、今度は避難訓練ですよ。避難訓練を実施している施設は10施設となっているわけですが、十勝管内を見ますと、避難確保計画を策定している要配慮者利用施設のほとんどが、避難訓練を実施しているという状況なのですけれども、この幕別町の避難訓練を実施している施設、10施設ということを町としてはどのように分析、考えているのかお尋ねします。
- 議長（寺林俊幸） 防災環境課長。
- 防災環境課長（半田 健） 避難訓練の関係でございますけれども、水防法の中で確保計画を策定した施設については、毎年水害に関する避難訓練を実施して、それぞれ報告書を自治体に提出するということになってございまして、令和5年の状況で申し上げますと、41施設で計画を策定されておまして、町のほうに5年度末で実績報告をいただいている施設は36施設でございます。ただ、計画を策定している五つのところが、報告書の提出がないということでございますけれども、この水防に関する要配慮者施設の避難に関する項目につきましては、通常各施設で持たれております災害マニュアルですとか、そういう施設の管理マニュアルの中に、水防に関する項目を付け加えることで、管理計画と見なしますよというようなことが法の中で位置づけられておりますので、もう既に未策定の施設におかれましても、それらの項目を満たされているところもあるのかなと感じております。
- ただ、私も防災担当のほうで、それぞれ提出されていない施設に対して、それらの項目について計画の中に盛り込まれているかどうかという確認をまだ行ってないものですから、実際にはもう既に計画に盛り込んで策定できているということも、中にはあろうかと思っております。また、各施設におきましては、それぞれ水防だけに限らず、火災等の避難訓練も併せて実施しているところ

もごさいますので、今回報告いただいているのは、水防に限って限定した避難訓練を実施したという報告でございいますので、それらも含めて、施設のほうに防災担当のほうから、この計画の策定、それから避難計画の実施について、改めて確認をさせていただいて、普及啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 国土交通省が公表しているホームページでは、幕別町の訓練は10ということだったので、再質問させていただいたのですけれども、避難計画の報告は所有者とか管理者が町にすると。市町村は、この助言とか勧告をすると。避難訓練を行ったということは、やっぱり国のほうに町とては上げていかないといけないと思うのですけれども、その辺はまだ上げていないということで、ホームページには10ということなのでしょうかね。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 水防法の中では、施設管理者等は市町村に報告するという事になっておりまして、市町村から国へという報告までは規定されていないところでございまして、国土交通省がどのようなところからその情報を入手したのかというのは、ちょっと私ども承知しておりません。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 水防法に基づく要配慮者施設の避難計画の作成状況なのですけれども、令和6年3月31日で対象施設が12万4,998施設、うち計画作成済みは、11万76施設、約88パーセントということでありまして。やはり2020年7月に九州南部を襲った豪雨で、熊本県の球磨村特別養護老人ホーム千寿の入居者が逃げ遅れて14人の入所者が命を落とすという痛ましい事故が起きております。このときは、園の避難確保計画は策定していたということでありましたが、計画が定める避難行動計画が取られていなかったと。また、この千寿園の計画は、2018年4月に定めた土砂災害に関するものだったということでありまして。災害発生時には、どのように避難するかを定める避難確保計画は大変重要でありますから、町として全施設がこの計画を作成するように強く求めていくことが必要だと思っておりますけれども、町の考えをお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 避難確保計画をそれぞれ施設の運営者が責任を持って定めるのはもちろん当然のことなのですが、むしろ計画を定めることを目的でなくて、いざというときにいかにその計画に基づいて避難ができるかということが一番だと思っています。私も球磨川のその映像この目で見ましたので、本当に悲惨だったなと思います。いざというときにいかにスムーズに避難ができるようにしていただくこと、そのことを各事業所について要請をしたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 最後に、忠類育苗センター廃止後の施設および土地の忠類地域のため、活性化のために有効利用する考えはでありますけれども、あの地方で制約が多くて、現在のところ、当面は賃貸として考えながら今後の有効活用を協議していくということでありまして。平成30年度で播種の作業を中止して、令和6年度の出荷をもって育苗センター廃止がもう既に決まっていたわけなので、その間に何か協議とか考えをまとめるとか、そういう期間が十分あったのではないかと考えるのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 苗畑の閉鎖についての期間は確かにありました。ただ、ではそこに何をもって誘致していくかというそのものが、なかなかこれ難しい話でありまして、今まさに十勝の国を挙げてというか、大きな事業が予定されておりますので、そういったことを視野に入れながら、どういった土地利用をしていくのがいいのかということをお考えなければ、そのことが私は一番重要だろうと。ほかの立地はなかなか望めないわけでありまして、その事業の行方を見ながら、土地利用を考えていかなければならないということから、この間は何もしていなかったのではなくて、しようがなかったとご理解をいただきたいなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） あそこの高規格を下りてきた国道沿いのところは、やっぱり一番重要な土地だと、それは町長も同じ認識だと思うのですけれども、以前は忠類村時代は観光農園とか、あとは忠類上尾会でトウキビ作って、あそこの観光施設が近くにあるものですから、トウキビを袋詰めして持ち帰っていただくような事業もしたわけなのです。本当に道の駅、道路を挟んででありますけれども、やはり何か活性化の観光に結びつくような利用方法というのはないものかというふうに思うのですけれども、町長いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 観光客誘致のための施設を造るって非常に難しいのですね。あちこちで失敗の例はもうたくさん見ているかと思います。それよりもむしろ私は、製造業ですね。決まったら、製造業をいかに持ってこられるのかな、そのチャンスは大いにあるのではないのかなと思っています。土地も5万4,000平方メートルありますので、かなり広大な土地がありますので、観光なり居住がその後自然に立地していく可能性があるのかなと思っています。まずは、やっぱり製造業の立地を目指したいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） やはり隣町の大樹の宇宙基地構想、忠類のインターから下りて、生花線走っていくのが一番私は近いと思っていますし、今後、宇宙基地構想がどのようになるか分かりませんが、可能性のある土地だと。やはり今のところは賃貸、それで考えながら次に生かしていくということですので、地域住民会議でも忠類のグランドデザインということで話は始めているようでございます。ぜひとも忠類活性化のために有効な土地利用になるように考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、14時55分まで休憩いたします。

14:47 休憩

14:55 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○7番（酒井はやみ） 通告に従いまして、質問いたします。

1、自衛隊への18歳・22歳の名簿提供は見直しを。

自衛官募集への協力として、若者の個人情報自衛隊に提供する自治体が令和4年度には全国で約6割を超えています。一方で、名簿提供に対する不安や批判の声が広がり、名簿の提供を撤回し、従来の住民基本台帳の閲覧方式に戻す動きが見られます。また、名簿提供をめぐることは、当事者から訴訟が起こされる動きもあり、自治体の主体的な判断が一層重要になっています。個人情報の保護は、町民が安心して暮らすための基礎であり、町としてその適切な管理が求められています。町が自衛隊への若者の名簿提供に関してどのように判断し対応しているのか伺います。

（1）名簿提供の対象者数と、提供を望まない町民からの除外申請数は。

（2）提供された名簿はどのように利用され、また、その管理はどのように行われているのかを把握していますか。

（3）防衛省は、名簿提供は強制ではなく、提供に応じない場合でも市町村に不利益は生じないとしています。町が名簿を提供する義務はなく、提供していない自治体は全国で約4割です。個人の承諾なしに情報を提供することは、憲法が保障する個人の尊厳や基本的人権に反すると考えますが、町の考えは。

(4) 高校卒業予定者に対する自衛官募集を含めた求人活動には、教育的配慮が必要とされています。学校や保護者の関与なしに直接勧誘を行うことは教育的配慮を欠くと考えますが、町としての考えは。

(5) 現在の除外申請の制度では、個人情報の提供を望まないにも関わらず提供される事態が起こり得ます。制度を見直し、名簿提供に同意した人に申請してもらう制度にするべきでは。

2、被爆80年に向け、核廃絶へのさらなる取組を。

核兵器禁止条約への参加国が増加し、核廃絶に向けた国際的な運動が広がっています。

しかし、一方では核兵器の使用が懸念される紛争も続いています。幕別町は、これまで原爆パネル展や折り鶴の募集など平和事業に取り組んできましたが、核廃絶に向けてさらに積極的な取組が求められると考えます。

そこで、町として、平和首長会議だけでなく、現在358自治体が加入する「日本非核宣言自治体協議会」にも参加し、他の自治体と連携して、より実効性のある事業に取り組むことについて、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「自衛隊への18歳・22歳の名簿提供は見直しを」についてであります。

自衛隊は、国の防衛のほか、災害派遣や国際平和協力などの任務があり、その活動内容は多岐にわたっております。

とりわけ、我が国はその位置、地形、気象などの自然的条件から、暴風、豪雨、豪雪、地震、津波などによる災害が発生しやすい国土とされており、近年では、令和2年の熊本県を中心とした豪雨、本年1月1日に石川県能登地方で最大震度7を記録した能登半島地震など、毎年のように全国各地で自然災害が発生し、甚大な被害が生じております。

このような大規模な自然災害が発生する都度、都道府県知事等の要請を受けて派遣される自衛隊は、人命救助や物資の輸送、避難所における生活支援等において大きな役割を果たしており、こういった自衛隊の活動を頼もしく感じている国民は多いものと認識しております。

しかしながら、本年3月31日現在、全国の自衛官は22万3,511人であり、これは定員24万7,154人に対し2万3,643人の人員不足となっており、志願者数においても年々減少傾向にあることから、日本の防衛力や災害派遣活動への影響が懸念されているところであります。

自衛官または自衛官候補生の募集に関する事務の一部については、地方自治法第2条第9項の規定により市町村が行うべき法定受託事務として、採用試験等の情報を広報紙および町のホームページに掲載するとともに、自衛隊帯広地方協力本部長からの依頼により名簿の提供を行っているところであります。

ご質問の1点目、「名簿提供の対象者数と、提供を望まない町民からの除外申請数は」についてであります。

町では、令和5年度から個人情報の提供を望まない方への配慮として除外申請制度を設け、名簿から情報を除外した上で名簿提供を行っており、令和5年度においては、年度中に18歳を迎える方が255人、22歳を迎える方が196人、合計451人の名簿提供対象者のうち除外申請は、18歳を迎える方のうち3人、22歳を迎える方のうち5人、合計8人の方からありました。令和6年度につきましては、年度中に18歳を迎える方が226人、22歳を迎える方が171人、合計397人の対象者のうち除外申請は、18歳を迎える方のうち7人、22歳を迎える方のうち1人、合計8人の方からありました。

ご質問の2点目、「提供された名簿はどのように利用され、また、その管理はどのように行われているのかを把握していますか」についてであります。

情報提供に際しては、使用目的の限定、第三者への提供禁止および個人情報保護の管理徹底に加え、情報の保管期限を1年間限りとし、期限内に町に返還することを記した書面を自衛隊帯広地方協力本

部長と交わしております。

提供した対象者情報につきましては、自衛隊帯広地方協力本部において、自衛官または自衛官候補生の募集のためのみに使用し、対象者宅へのチラシやパンフレットのポスティング等に活用されるとともに、適正に管理保管されているものと確認しております。

ご質問の3点目、「個人の承諾なしに情報を提供することは、憲法が保障する個人の尊厳や基本的人権に反すると考えますが、町の考えは」についてであります。

自衛官または自衛官候補生の募集に関する事務の一部は第一号法定受託事務であり、また、令和2年12月の閣議決定により、自衛隊法第97条および同法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣から提出を求められた場合に、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることが明確化されたところでもあります。

また、令和3年2月には、防衛省および総務省の連名で、改めて募集に関し必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生じるものではないとの通知が発出されたことから、本町でも3年度から名簿の提供を行っているところでもあります。

したがいまして、このように政府の見解が出されている以上、それが憲法に抵触するか否かにつきましては、司法の場で判断されるものと考えております。

ご質問の4点目、「学校や保護者の関与なしに直接勧誘を行うことは教育的配慮を欠くと考えますが、町としての考えは」についてであります。

新規学校卒業者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る大きな転機となるものであり、求人活動が適切に行われるかどうかによって生徒の将来を左右することにもなります。無秩序な求人活動は、健全な学校教育の妨げとなるばかりではなく、生徒の適正な職業生活を阻害する要因にもなります。

これらのことから、文部科学省と厚生労働省は、防衛省に対して、自衛官の募集については職業安定法の適用が除外されているが、教育的観点から募集活動について行き過ぎないように特段の理解と協力を求める申入れを行っていると同っており、法規範を逸脱しないよう、教育的配慮も行いながら募集活動を行っているものと理解しております。

ご質問の5点目、「制度を見直し、名簿提供に同意した人に申請してもらう制度にするべきでは」についてであります。

個人情報の保護に関する法律では、行政機関に対し、保有する個人情報の提供を制限しておりますが、同法第69条第1項において、法令に基づく場合には提供できるとされており、提供に当たって本人の希望や同意は必要とされておりません。

しかしながら、本町のほか全国の市区町村においても、自衛隊への個人情報の提供を望まない方への配慮を求める声がありますことから、本町においては令和5年度から個人情報の提供を望まない方への配慮として除外申請制度を設け、名簿から申請者の情報を除外した上で提供を行うこととしております。また、除外申請制度については、広報紙および町のホームページにおいて周知するとともに、除外申請の受付期間についても期間を設けず通年受付をするなど、提供を望まない方への配慮をしているところでもあります。

この制度は第一号法定受託事務として行われているものでありますので、制度運用の見直しは国において行うべきものと考えております。

次に、「被爆80年に向け、核廃絶へのさらなる取組を」についてであります。

世界の平和と安全を実現することは人類共通の願いであり、平成29年7月7日、国連本部において、国連加盟国の6割を超える122か国の賛成により「核兵器禁止条約」が採択され、多くの国が核兵器のない世界の実現に向けて明確な決意を表明いたしました。

本町におきましては、昭和60年12月23日に、「世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を二度と繰り返してはならず、非核三原則を完全に守り、美しい郷土の自然と豊かな文化を守り、平和な未来を子供たちに引き継ぐ」とした「平和非核宣言」が決議され、この精神の下、平和事業に取り組

んでいるところであります。

具体的な取組といたしましては、平和非核宣言の看板を町内4か所に設置しているほか、平和への願いを込めた千羽鶴を被爆地である広島市および長崎市に贈る運動を町民に呼びかけ、本年も4,000羽以上の折り鶴が集まり、終戦記念日に合わせて、広島の「原爆の子の像」と長崎市の「原爆資料館」にささげていただいております。

また、毎年8月には、幕別地区、札内地区および忠類地区の3地区を順番に原爆パネル展を開催し、核兵器使用の悲惨な実態を風化させることなく、核兵器の廃絶と平和の大切さについて考えていただく機会として実施しているところでありますが、本年度からは、同様の取組を行っている原水爆禁止幕別協議会との共催により、8月1日から9日まで忠類コミュニティセンター、10日から16日まで幕別町百年記念ホールで2か所で開催し、さらなる事業の拡充を図ったところであります。さらに、平和首長会議の加盟都市として、令和4年度から同会議が取りまとめております「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動に参加し、本年度も8月1日から23日までの間、役場本庁舎、札内コミュニティプラザおよび忠類総合支所の各施設内において署名コーナーを設けたところであります。

平和首長会議は、核兵器のない平和な世界の実現を目的として設立され、本年8月1日現在で、国内では本町を含め1,740市区町村が、世界では日本を含め166の国と地域から8,410都市が加盟しており、加盟都市相互の緊密な連帯を通じて核兵器廃絶の住民意識を国際的な規模で喚起させるとともに、国連や各国政府への要請活動や働きかけに取り組んでおり、これに加えて、核実験を実施した国に対しても抗議文を送付しております。

国内の平和首長会議では、核兵器による悲劇を二度と繰り返してはならないとの信念の下、令和3年11月18日に、核兵器廃絶に向けた取組の推進を求める要請書を内閣総理大臣に提出し、核兵器禁止条約の締約国となるよう強く要請したところであります。この要請には、一刻も早い核兵器禁止条約の締約と恒久の平和を願う幕別町民の切なる思いが込められており、全国の99.8パーセント、1,737市区町村からの強いメッセージを国政に届けたものであり、大きな力となっているものと認識しております。

核兵器の廃絶に向けてはさまざまな活動が行われておりますが、町といたしましては、平和首長会議の一員として、加盟都市との連携を密に行動を共にすることが最も効果的で大きな力になるものと考えておりますことから、現時点では日本非核宣言自治体協議会への参加は考えておりません。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） それでは、再質問いたします。

提供している名簿の取扱いについて、自衛隊の側と町とで書面を取り交わしているというお答えがありました。この点について、幾つか伺いたいと思います。

まず、自衛隊協力本部から提供を求められているほかの自治体と同様の名簿の使われ方をしているのかどうか、確認されていたら教えてください。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 自衛隊の名簿の活用、町から提供した名簿の活用の方法でございますけれども、自衛隊のほうからは、自衛官の募集事務、答弁にもありますように、自衛官募集に関する事務ということで、個別訪問でありますとか、ポスティング等に使われているということでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 同じ帯広の自衛隊協力本部から求められているほかの自治体と同じような使われ方をしているのか伺ったのですけれども。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 先ほど答弁の中にもありましたように、自衛隊の帯広協力本部から町に対して使用目的を示された書面によりまして、提供依頼があったものに対して町のほうで情報を提供しておりますので、他町村の状況については承知しておりません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 答弁では、チラシやパンフレットのポスティングなどに使っているというお答えでしたが、先ほどの答弁の中では個別訪問も言われたと思います。正確に何に使われているか、改めてお話しいただけますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 繰り返しになりますけれども、自衛官の募集に当たりまして、個別訪問ですとか、ポスティング等には実際には利用されているということでございまして、個別訪問につきましても、状況によって個別訪問しているというようなお話も地方協力本部のほうからお伺いしておりますので、情報提供については申請のとおり利用されていると認識しております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 分かりました。

名簿はその年限りで返却されているというお話でしたが、実際に返却はされていますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 毎年、協力本部のほうから年度ごとの名簿の提供の依頼がありまして、先ほど答弁の中にもありましたように、1年に限って提供するというのでお渡ししておりまして、その名簿と引換えにお渡しするというので提供させていただいております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 分かりました。

名簿の利用や管理のあり方について、こういう内容で書面を交わしているというのは今回初めて伺ったかと思えます。この内容を、名簿の対象者になった人や町民の皆さんに知らせる必要があると思うのですが、そのあたりのお考えを伺います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 町のホームページの中に、名簿提供を望まない方への除外申請のお知らせをさせていただいております。その後段の中に、これまでの町の対応ですとか、どういう方々にどのような条件で名簿を提供しているかということをお知らせさせていただいております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 自衛隊の側との取決めの内容について、先ほど、1年で返却されているだとか、何に使っているかだとか、そのあたりの内容についてお知らせする必要があるかなと思いました。自分の情報が何に使われているかというのを知る権利はあると思うので。といいますのは、札幌市では、「自衛官募集のパンフレットの送付のため」というのははっきりとホームページなどで明記してまして、氏名などの4情報は「パンフレットの送付にのみ使用され、自衛隊で記録されることはありません。また、提供した情報は1年以内に札幌市に返却され、廃棄します」とホームページでもはっきりと書かれています。個人の大切な情報を取り扱う自治体として、提供した情報の取扱いについて、覚書の内容について町民にも知らせる必要があると考えますが、そのあたりについてはどのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 覚書の内容をそっくりそのままお知らせする必要はないかと思えますけれども、いずれにしても、18歳、22歳の方、その家族は安心していただけるような内容のものをお知らせする必要はあると思っておりますので、そこは内容の記載については我が町のほうでしっかり精査をしたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 分かりました。

次に、自衛隊への情報提供の法的根拠について伺います。

日本国憲法第13条には、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要

とする」とあります。この13条は、基本的人権の根拠となっている条文であり、プライバシー権も含まれるとされています。また、このプライバシー権とは、自己の情報をコントロールできる権利という意味も含めて用いられています。答弁では、防衛省と総務省が、名簿の提供は法に触れないと通知を出したからやっている、それが憲法に抵触するかは町で判断しない、司法で判断されるものだと言われました。これは、憲法に抵触する可能性もあると町が考えているのかどうか伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は、憲法に抵触するとは思っておりません。ただ抵触すると思われる方がいるのであれば、それはやはり司法の場でしっかりと決着をつけて、それが憲法に触れるのであれば、以後やらないというような取扱いにしていかなければならないものだと思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 先ほどもお話ししましたけれども、住民基本台帳の4情報は、憲法13条で保証されたプライバシー権によって保護されるべきものです。プライバシー権を保護するというときには、やはり根拠となる法律で明確にその趣旨や内容が読み取れることが必要だと思います。そうでなければ、国の行政機関が法律で明確に定めていないことを何でも命令で指示できるということになりかねないからです。

今回、法的根拠とされている自衛隊法97条、同法施行令120条を見ても、プライバシー権を制限する内容にも関わらず、その視点や言及は全くありません。また、自衛隊法97条の「事務の一部」というのが何を指すのか、また、施行令120条の「必要な報告又は資料の提出」というのがどこまで指すのか、具体的なことは何も書かれていません。人権を制限する内容であるにも関わらず、その根拠法に全てを明記されておらず、適用範囲が国の命令で決められることが許されるとすれば、万一の有事のときにこれがどこまでエスカレートするか分からない、そういう危険をはらんだ事案だなと感じました。法的根拠がはっきりとないという中で、各自治体でもいろいろと対応が分かれているのではないかなと思います。

個人情報扱うことに対して、慎重に判断されることを求めたいと思うのですが、今回の名簿提供について、個人情報保護審査会では審議を諮っていないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 審査会案件とみなしておりませんので、審査はしていません。

それで、今、酒井議員がおっしゃった点についてなのですが、今回の名簿提供については自衛隊法97条およびそれを受けた施行令120条によって提供しているわけでありましてけれども、これ、120条を見ても、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」となっているわけで、確かに酒井議員がおっしゃるように細かくは書いておりません。これは、私は運用の範囲の中で、住民基本台帳の写しがこれに入るという解釈に立っていると考えております。ですから、これが、住民基本台帳の写しが資料に含まれるか、含まれないかは、私はこの場で議論するのではなくて、これは司法判断を仰いだ上で決着をつけるべきだと、もし疑いがあるとするならばですよ。私は疑っておりませんので、そうは思いませんけれども、そういうふうにと考えるとあります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 先ほど、自衛隊法と施行令に具体的に名簿提供と書かれてはいないというお話がありました。であるから、それが法的根拠を持つと言えるのかということが全国で議論になっているのではないかと思います。また、個人情報保護法では、本人の同意なしに第三者に情報を提供することはできないと定められていて、そちらははっきりと法的根拠があるものです。そこが議論になっていまして、今回の町の対応についても、町民からもいろんな疑問の声が寄せられて今回質問に至っているわけです。

名簿提供については、自治体によって認識と対応がばらばらで、この事務が法定受託事務と言えるのかという議論も起こっています。除外申請についても同じで、対応がさまざまになっています。

帯広市では、全員への通知まではしていませんが、この名簿提供について対象者に周知するために、ホームページや広報紙でのお知らせ以外にも、大学や高校に周知の協力を依頼して、こういうポスターを貼って、ここのQRコードからでも除外申請ができるようにしています。また、申請の仕方についても、幕別町では、今は電話で申し込むか、もしくは所定の用紙を入手して書いて提出してもらおうという形だと思いますが、このようにQRコードからインターネットで簡単に申請できるようにしている自治体、また、池田町でも、ホームページ上から通年でいつでも申請できるという体制を取っています。周知の仕方や手続の利便性を高める必要があるという判断からだと思います。ただ、除外申請のこういう工夫もされているのですけれども、やっぱりこういうやり方にも限界があると感じます。

一方、赤平市や三笠市では、対象者全員に情報提供する通知文と除外申請書を郵送しています。対象者一人ひとりに返信用の封筒、申請書を届けて、自衛隊札幌地方協力本部より要請された旨を伝え、同意を取った上で、同意した人だけの名簿を提出しています。令和5年では、対象者100人のうち20人が除外申請をしたと報じられています。また、東川町も同じように全員に案内を出して、125人のうち4割に当たる50人が除外申請をしたと報じられています。

このような報道を見ましても、全員に通知したところでは、提供を望まない除外申請が多かったということであれば、今の幕別町の除外申請のあり方では、望まない人の名簿まで提供してしまうことになりかねないのではないかなと思います。どのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはそれぞれの町でいろんなやり方があるかと思います。小規模なところほど、そういったような対応ができるかと思います。では、これが札幌市でできるかとか、東京都内の23区でできるかとなったら、これはなかなかやっぱり手間もありますし、お金の問題もありますので、なかなかできない。かといって、木で鼻をくくするようなこともできませんので、それなるべく多くの方が分かるような形で、もし提供に異議があれば教えてくださいという形を取っているわけで、今言われた方法については、なるべくやりやすい方法を考えるということは一考を要するというか、必要だろうと思いますけれども、こちら側から全対象者に対して400件、500件近くあるわけで、400件ぐらいですか、そこまで郵送して、案内をして、そして返信用はがきを入れて、もし拒否する場合ははがきを送ってくださいということは、よく寄り添ったということと言えますけれども、それが本当に寄り添ったようなサービスの提供になるのかなと思って、私は、やるべきことはやっているのではないかと、責任は果たしているのではないかと、その範疇でやらせてもらっているのではないかなと、そういう認識でいるところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 今の除外申請の形でしたら、ほとんどの方が知らなかったと、私自身も声をかけた人はほとんど見る期間、申請期間のうちに広報を目にすることがなくて、知らないうちに終わってしまったということが多かったし、どうしてそういう提供を断りもなく町がやるのだという声も幾つも聞かれました。なので、責任を果たしていないとは思わないというお話でしたが、後から自分の名簿をなぜ提供したのかと町に責任が問われても困ると思うので、やはりどうすれば全員に周知して、合意があった人にもみ提供するという形ができるのかということについて研究していただきたいと思います。

全国を見ますと、自衛隊に名簿や、またはシールなどで情報を提供したという自治体は全体の6割にすぎず、まだ4割の自治体が以前のまま基本台帳の閲覧のみという対応をしています。防衛省は、名簿の提供を強制するものではないということや、提供しなくても何ら罰則はないとしています。憲法で保障された町民のプライバシー権を守り、自己情報をコントロールする権利を保証するために、自衛隊に情報提供するのであれば、個人情報への厳正な扱い方を公表した上で、また、十分な期間を置いて対象となる全てのお子さんに周知して希望する人のみ提供すべきだと考えますが、改めてお考えを伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町としてやるべきところまではやっているという認識でありますので、対象である方全員に対して郵送して、そしてもし拒否するのであればはがきで、往復はがきで返信してもらおうというようなことは考えておりません。ただ、プライバシーのことで言うと、これは個人情報保護法の69条第1項では、法令に基づく場合は個人の承諾は要らないとなっていますので、そこもし疑義があるのであれば、これは本当に司法判断になるのかなと思いますし、情報提供の部分と、自衛隊法施行令に基づく資料が含まれるかどうかという2点において恐らく疑問を呈しておられると思いますので、そこは、私は全て合法の範囲内、違憲ではなくて合憲の中の範囲内で事務を行っているという認識でありますので、これは今の形の中で続けてまいりたいと思います。

ただ、その周知の方法ですね。除外申請制度があるのだという点では知らない方が多いということですので、今、町においては公式LINEの整備をDXの事業の中でやっておりますので、こういった中でも申請ができるような、除外申請ができるような形が取ればなど、そのことによって多くの方に分かってもらえればなど思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 大きな災害が起これば、自衛隊の方々が命を守るために活動されていて、そういう役割も担っていて敬意を持っている町民もいると思います。ただ、今、自衛隊はパワハラやセクハラなど問題も多く、戦争に派遣されるのではという懸念も高まっています。子どもを安心して預けることはできないという保護者もいると思います。自衛官募集の強化が国から求められているということの背景に、自衛隊内でのパワハラ、セクハラ問題に加え、戦争の気配が近づいてきていて、自衛隊の応募がますます減ってしまったということもあると思います。そういった変化の流れの中で、この名簿提供がされているということで、心配する声があるのだと思います。

今の自衛隊は、できた当初よりはるかに任務の範囲が広がっています。2015年の安倍政権のときに集団的自衛権を閣議決定し、安保法制を強行採決しました。アメリカが戦争を始めたときには、同盟国として日本もアメリカを助けるために参戦することを可能にするという法律です。岸田内閣は、敵基地攻撃能力、反撃能力とも呼んでいますが、これが持てると閣議決定をし、安保関連3文書を改定しました。この中で、相手が攻撃してきていなくても、攻撃に着手していると判断したら、こちらから攻撃できるという内容です。そして、自衛隊は9条の規定を変えることなく、着々とその解釈や行動範囲を広げているように思います。アメリカとも、最近、軍事的な話合いをたくさん持っていますが、アメリカのミサイル防空戦略にも組み込まれ、アメリカ軍の指揮下で自衛隊が活動することも合意されています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員に申し上げます。

質問の要旨の範囲内での質問としてください。

○7番（酒井はやみ） はい。自衛隊の性格が変わってしまうときだけに、軍事的な行為に関わりたくない、違憲の疑いがある自衛隊に関わることをしたくないという信条を持っている人もいます。単なる職業紹介の事務とは異なり、命のやり取りをする可能性のある組織へとつなぐ糸口となりかねないと思います。

また、こうした公務員の応募が減っているからということで名簿を提供するというのは、例えば教員がとも減っていて必要だから文科省に名簿を提供するかというと、そういうことはしないわけで、特別、自衛隊だけやるということについても慎重に対応する必要があると思います。

やはり本人の、個人情報の扱いについては、本人の主体的な同意があって初めて提供が可能になると判断すべきだと考えるのですが、改めて考えを伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今のお話を聞いていますと、国防に携わるから悪いのだという、そこばかり言われているような感じがして、我々は本当に助かっている、私なんかは本当に助かっている、国民はすぐ助かっていると思う。あれだけの機動力をもって、災害救助とか誰ができますか。自衛隊しかできないと思うのですね。ですから、そういう面もありつつ、あとは職業選択の自由が国民にはあるわ

けですから、その自衛隊を知ってもらうための資料を送ることに協力していると捉えていただければ、そんなに何か、自衛隊に対する感情はいろいろ人それぞれあるとは思いますが、そこまで悪者扱いするようなことではないのかなというのを私は思うわけでありまして。あくまでも職業を選択する上での資料を送っているということで、ご理解をいただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 自衛隊に対しては、いろんな思いを持っている人がいるということが言いたかったのであって、なので一律に募集に協力するというのではなく、合意があった人に提供することがふさわしいのではないかなと考えたわけです。今、いろんな自治体が名簿の提供から閲覧に戻すだとか、議論が起こっています。北海道新聞なんかでも、繰り返し自治体の慎重な判断を求める声が紹介されています。改めて、今、立ち止まって、どのように対応する必要があるかというのを議論する必要があるかなと思ひまして、個人情報保護審査会にかけるなど、そういった議論の場をつくっていく必要があるかと思うのですが、検討する議論の場というのが必要だとお考えではないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは国の事務に関することですので、国政の場で私は議論すべきだと思います。そして、その中でもしそれが違憲であるかという、違法であるか、そういう感覚を、考え方を持っている方がいるのであれば、それは訴訟に訴えるという手法はあるわけでありまして、これは市町村長の中であれ、市町村議会の中で議論してもこれは変わらないわけでありまして、私は、本当に今申し上げたように国政の場で、あるいは司法の場でしっかり議論して、疑義のある方はそれによって決着をつけるべきだと思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 次に、大きな2番目の質問に移ります。

今年も8月に広島、長崎で平和記念式典や原水爆禁止世界大会が開かれて、来年の被爆80年に向けて運動を強めることが議論されています。しかし、その被爆の日を前にした7月に、日米の会議で核戦力を強化することで相手国の核使用を抑止しようという核抑止力をさらに強化することが確認されまして、それに対して、被爆地をはじめ全国から抗議の声が上がりました。記念式典でも、広島市長は、心を一つにした行動で核抑止力に依存する為政者に政策転換を促すことができると呼びかけて、日本政府に核兵器禁止条約の締約国となるよう求めました。

今、日本政府としては、核兵器禁止条約に参加するという姿勢にはなっていないのですけれども、もし政府が唯一の戦争被爆国としてこの条約に参加することが実現すれば、核廃絶に向けて大きな前進をつくることができると思います。そのためには、日本の草の根から、各自治体から日本政府の姿勢を改めるよう求める声を広げることが必要だと考えます。今、各自治体レベルでも、核廃絶の取組に、より力を入れる必要があると考えて、今回、協議会への参加を提案したのですけれども、より今、核兵器禁止条約に参加を求める取組に力を入れる必要性についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃるように、私も政府の姿勢には非常に疑問を持っている者の一人でありまして、唯一の被爆国が声を上げないでどうするのかなと、そんな思いを非常に持っているわけでありまして。ただ、やっぱり政府の考えは全く違うのですね。核保有国が1国も入っていないと、そういう中に日本が入ってもどうなるのだという考え方でありまして、そう言いながら、核は持つことはよしとしないと言いながらも、実はアメリカの核の傘の庇護の下に入っているという非常に曖昧な姿勢がありますので、私は被爆国として、この条約に加盟すべきだと思っておりますし、そのことは確かに、被爆国は日本しかないわけですから。その日本が核兵器禁止条約に入ることのインパクトは、私はかなり大きいのかな、そのことによって核保有国が核を持たないわというところまで行くかどうかは分かりませんが、多少なりともそういうインパクトを持ったような形になるのかなと思います。

- 議長（寺林俊幸） 酒井議員。
- 7番（酒井はやみ） 日本政府がそういったインパクトを持った姿勢に入って、そういう変化を起こせるようにするためにも、今、草の根で、自治体レベルで、より求める運動を広げていくことが大事だと思うのですけれども、そこに対するお考えを伺いたと思います。
- 議長（寺林俊幸） 飯田町長。
- 町長（飯田晴義） 先ほど申し上げた考え方の中で、我が町においてはさまざまな事業展開をしているということでご理解をいただきたいと思います。
- 議長（寺林俊幸） 酒井議員。
- 7番（酒井はやみ） そういった核兵器禁止条約をめぐる問題と同時に、今、日本の被爆者や戦争体験者の高齢化が進んでいまして、今、直接体験を聞けない次の世代に語り継いでいけるかどうかということが問われているときにも来ていると思います。そういった意味からも、これまでも幕別町はいろいろと核廃絶の取組、平和事業をやってきているのですけれども、一層力を入れる必要がある、新たな工夫も含めて発展させていく必要があると考えて、今回、協議会への参加を提起しました。この協議会では、総会や研修以外にも、親子で長崎に行って平和取材をする親子記者の派遣とか、被爆した木を植える活動、また、自治体の首長の皆さんによる平和メッセージ、これはパンフレットですけれども、加盟した各自治体の首長さんが平和のメッセージを持って掲げている、これが動画にもなっているのですけれども、そういった発信、また、若い世代の取組の交流、原爆展やポスター、パンフレットの提供など、それぞれの自治体が平和活動を進めるための具体的で役に立つ取組がたくさん紹介されていました。加盟するには、町村では年間2万円かかるということはあるのですけれども、協議会に参加して自治体間の連帯を強めていくことが、核廃絶への力をさらに広げることになると考えます。十勝では、帯広や足寄、大樹が加盟をしています。今のところ参加する考えはないと答弁がありました。今後検討していく考えはおありでしょうか。
- 議長（寺林俊幸） 飯田町長。
- 町長（飯田晴義） やはりこれは日本政府の姿勢を変えていくということ、世界的な機運を盛り上げていくということからすると、やはり大きな力でなければならないと思うわけです。そうすると、やはり今の平和首長会議、これは日本は1,741市区町村ですから、一つだけなのです、入っていないのは、長崎県佐世保市を除いて全部の市区町村が入っているわけだし、海外を見ても、日本を含め166か国、8,410の都市が入っている、加盟しているということを考えれば、こんな大きな動き、力はないのではないのでしょうか。それをもう一つ入る、358自治体ですけれども、日本非核宣言自治体協議会ですね。ですから、私は、より大きな力を持っているところの一員として、微々たる力ではありますが、そこの中でしっかりとやれることをやっていくということが、それこそ効果、効率的なのかなと思いますので、今のところというか、358のところの協議会に入る考えはありません。
- 議長（寺林俊幸） 酒井議員。
- 7番（酒井はやみ） この協議会、これからもきっといろんな取組を発展させていくかと思っておりますので、ぜひ注視して、今後も検討していただきたいと思います。今年、今年19日から幕別清陵高校の校内で、高校生の原爆の絵展が開かれるそうです。若い世代や教育の中で核廃絶の願いをつなぐ取組はとても大切だと思います。核廃絶のために何かできることはという思いを持っている町民もたくさんいると思いますので、こういった協議会の取組なんかも参考にして、それぞれが表現したり行動できる機会を、自治体として、より多彩な形で提供していくことが核廃絶への力につながると思います。ぜひ、協議会の参加もそうですし、今後の核廃絶の取組をより発展させていただくことを求めて、質問を終わります。
- 議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

この際、16時まで休憩いたします。

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○11 番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

自然災害に対する自治体の備え。

備えあれば憂いなし、災害は忘れたころにやってくる。

本年、元日に発生した震度7の令和6年能登半島地震に加え、8月前半には神奈川県厚木市で震度5弱の地震が発生をしており、その後も8月中旬には台風5号の上陸により、お盆の帰省を足止めされました。さらに8月末には台風10号が猛威を振るって接近をし、九州では線状降水帯の発生により冠水被害がありました。

災害は場所と時間を選ばないと思われ知らされる近年ですが、今から8年前の2016年のこの時期に、道内には複数の台風が上陸、または接近し、本町においても猿別地区および相川南地区が冠水するなど甚大な被害を目の当たりにしました。

本町としても、昨年12月に地域防災計画の見直し修正がされましたが、令和6年能登半島地震を教訓として、今後想定される大規模自然災害から、住民の生命・財産を守るために、これまでの対策を更に強化していく必要性を感じるところであります。

そこで、以下の点についてお伺いします。

(1) 近年の異常気象に対応するため天候のプロ「気象防災アドバイザー」の活用についての考えは。

(2) 本町の防災環境課の女性職員の配置状況は。

(3) 職員を対象とした避難所開設訓練の実施状況は。

(4) 防災情報メールの登録数の現状は。

(5) 令和6年能登半島地震の被災地に職員が派遣をされ支援に当たったが、現地で見ただけや経験したことなどを住民と共有する機会が必要と考えるが、町の見解は。

(6) 国の防災基本計画が今年6月に修正をされ、「福祉的な支援」の必要性が明記されましたが、本町として新たな福祉的支援策の考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「自然災害に対する自治体の備え」についてであります。

我が国では、気候変動の影響による大規模自然災害が全国各地で毎年のように発生し、令和2年には熊本県を中心とした豪雨、北海道内においても本年7月23日から24日にかけての大雨により石狩川水系雨竜川の水位が上昇し、雨竜川の流域市町において氾濫が発生しました。

また、本年1月1日の能登半島地震では、住家の損壊、大規模な断水などの甚大な被害が発生し、今なお避難生活を余儀なくされている方もおり、大地震が発生した際の備えの重要性も再認識されているところです。

また、政府の地震調査研究推進本部によりますと、十勝平野断層帯や千島海溝などを震源とする巨大地震の発生リスクが高まっているとされており、本町においても行政と住民の双方に防災・減災の備えが求められております。

ご質問の1点目、「近年の異常気象に対応するため天候のプロ「気象防災アドバイザー」の活用についての考えは」についてであります。

気象防災アドバイザーは、気象台での防災業務に係る部局の管理職経験など要件を満たした気象庁

退職者、または気象予報士の資格を有し、気象庁が実施する気象防災アドバイザー養成研修を修了した者を、国土交通大臣が委嘱する気象防災のスペシャリストで、本年7月現在、全国で272人が委嘱され、そのうち道内には13人で、道東地区では釧路市と根室市に1人ずつおりますが、十勝管内にはおりません。

また、全国47の地方公共団体においては、50人の気象防災アドバイザーの方が会計年度任用職員として任用されており、道内の自治体では滝川市と標津町で任用されていると聞いております。

近年の激甚化・頻発化する豪雨災害について、平時から高度な知識を有する気象防災アドバイザーを活用しながら備えることは、市町村の災害対応力を高めることにつながりますが、現在、十勝管内においては、毎週金曜日に帯広測候所と気象に関するWeb会議が開かれているほか、台風の接近や大雨が想定される際には、その都度説明会が開催されるなど、ふだんから帯広測候所と綿密な連携を図っておりますことから、現時点において気象防災アドバイザーを活用する考えはありません。

ご質問の2点目、「本町の防災環境課の女性職員の配置状況は」についてであります。

幕別町行政組織規則において、町長の権限に属する事務を処理するための組織として、住民生活部防災環境課に、防災や国民保護に関する業務を行う防災危機管理係、環境衛生やゼロカーボンの推進に関する業務を行う地域環境係、防犯、交通安全対策に関する業務を行う交通防犯係の3係が置かれ、課長、参事各1名、係長3名、係職6名の合計11名を配置しており、そのうち女性職員は2名であります。

ご質問の3点目、「職員を対象とした避難所設置訓練の実施状況は」についてであります。

避難所設置訓練の実施状況は、新規採用職員と避難所担当職員を対象に行った直近のものでは、令和3年11月12日に感染症対応避難所開設訓練として幕別北コミュニティセンターで14人が参加、4年11月2日に全国一斉緊急地震速報訓練に合わせ札内北コミュニティセンターで14人が参加、5年12月19日には、津波浸水想定区域等の現地確認と合わせ忠類コミュニティセンターで11人が参加したところであります。

また、本年2月9日には、1月に発生した能登半島地震を踏まえた冬期の避難所開設訓練として、厳寒期の避難所を肌で体感するとともに、備蓄資機材を用いた防寒・衛生対策の有効性について検証することを目的に、町職員30人のほか、防災士、北海道地域防災マスター、女性消防団など23人の参加をいただき、合わせて53人で「冬期における避難所開設訓練」を実施したところであります。

本年度につきましては、11月頃を目途に災害対策本部設置訓練を、2月を目途に冬期における避難所開設訓練を実施する予定であります。

ご質問の4点目、「防災情報メールの登録数の状況は」についてであります。

平成27年4月から運用を開始した防災情報メールは、一般住民を含めた登録者に対して気象情報や避難情報などの防災情報のほか、こども見守り情報、地域安全情報を電子メールで配信するサービスで、登録者数は、令和3年度末で1,683人、4年度末で1,712人、5年度末で1,735人、6年9月1日現在で1,743人であり、防災行政無線の整備や防災公式LINEの導入により、登録者数はほぼ横ばいとなっております。

また、令和7年3月1日運用予定の「幕別町公式LINE」では、子育てや教育、防犯、防災情報など登録者が必要な情報をあらかじめ選択できるセグメント配信を行う予定であり、情報提供の多様化を図る上においては、効果的なものでありますことから、登録制メールを含め新たな公式LINEの登録について折に触れ多くの方に呼びかけてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「令和6年能登半島地震の被災地に職員が派遣され支援に当たったが、現地を見たことや経験したことなどを住民と共有する機会が必要と考えるが町の見解は」についてであります。

本町では、本年2月3日から12日までの間、公益社団法人日本水道協会からの要請に応じて、帯広市、帯広管工事業協同組合と合同で、主に漏水箇所の調査業務に水道課の職員1人を石川県七尾市に派遣、また3月15日から24日までの間、総務省の応急対策職員派遣制度に基づく要請に応じて、被災者支援のための物資拠点管理や支援物資物品受渡業務に土木課の職員1人を石川県輪島市に派遣す

るなど、人的支援を行ったところでもあります。

職員の被災地派遣については、第一は被災地の災害支援が目的であります。職員の知見が広がるだけではなく、帰町後には、通常の業務の中で、漏水箇所調査に関わった職員については、関連する他の職員や民間事業者の方々に対して、大規模な地震における漏水の実態などを、被災者支援に関わった職員については、本町の防災担当職員などに対して、支援物資の受渡しで経験したことなどを伝え共有しております。

今回は、年度末から年度初めにかけての町全体の業務が多忙な時期であったことから、多くの職員を集めての研修は実施できませんでしたが、過去の東日本大震災、胆振東部地震の際には、帰町後、職員研修に位置づけて報告会を実施したところでもあります。

このような被災地での経験を本町での災害発生時の対応や防災訓練にも生かし、町民の皆さんへの公助につなげていくことが行政の役割として重要なことであると考えますことから、まちづくり出前講座などで臨場感のあふれる話を町民の皆さんにお伝えしていければと考えております。

ご質問の6点目、「国の防災基本計画が今年6月に修正され、「福祉的な支援」の必要性が明記されたが、本町として新たな福祉的支援策の考えは」についてであります。

本年6月28日政府の中央防災会議は、能登半島地震などを踏まえ、防災基本計画を改定し、高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化等が新たに盛り込まれたところでもあります。

防災基本計画は、災害対応の根幹をなすものであることから、その改正内容は今後、都道府県の地域防災計画に反映され、その後、市町村の地域防災計画へと展開されてくることとなります。

このことから、今後、北海道地域防災計画に新たに「福祉的な支援」の具体的方策等が盛り込まれた後、速やかに幕別町防災会議において幕別町地域防災計画の改正を行い、地域の防災力の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の気象防災アドバイザーについてであります。気象防災アドバイザーとは、自治体の防災の現場で即戦力となる者として、気象庁が委託をした防災の知見を兼ね備えた気象の専門家です。自治体に自らのリソースとして活用することで、気象台では手の届きづらい部分まで細やかな支援を期待することができると発表しております。

近年、異常気象により豪雨災害が頻発しております。今後、地球温暖化の気候変動により、世界的にも異常気象が増加する可能性が指摘をされております。そこで、本町においても異常気象による災害が発生する確率は年々増加しているように感じております。この異常気象による災害を事前に予測をして適切に対応することは、地域住民の命や暮らしを守るためには自治体の大きな使命であると感じるところであります。

そこで、異常気象による豪雨災害に対しまして適切な対応が取れる体制の整備が重要と考えることから、災害発生前から行政として適切な情報の提供をぜひしていただきたいと思っております。

先ほど答弁にもありましたが、一口に気象防災アドバイザーの活用といいましても、正直なところ大変難しいところでありまして、十勝には現在、存在がなく、釧路と根室に1名ずつで、2名しかいらっしゃらないようですので、いずれは気象防災アドバイザーを幕別町で採用し、災害を事前に予測をし、住民に避難を呼びかけ、被害を最小限に抑える対策を講じることができたらなと思っております。

それで、1点目の質問はそこでのいいのですけれども、2点目の質問では、防災環境課の女性職員の配置状況についてお尋ねをいたしました。近年、防災対策について、女性ニーズの視点が反映されにくい体制であることが分かりました。国では、地方防災会議の女性委員登用率を2020年には30パーセントを目標にしておりましたが、2025年まで延長をしたそうでございます。そこで、令和5年度、本町の防災会議女性委員登用率は何パーセントであるのか、また国の目標に近づいているのか、以前

と比較をして増加傾向にあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 防災会議の委員さん 33 名中、女性の委員さんは 6 名いらっしゃいまして、18 パーセントということでございます。うち、職名によって防災会議の委員になられている方と、公募によってなられている方、9 名の方が公募の委員さんでございますけれども、公募委員さん 9 名のうち 5 名が女性の方ということで、公募委員については 56 パーセントが女性となっております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） その前に、国の目標に近づいているのかと。以前と比較して増加傾向にあるのか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 全委員の任期というものが、令和 4 年の 7 月から現在も任期の期間中でございます、今年度 7 月 4 日までの任期の途中ということでございますので、前年度からの比較ということでは変更はございません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 国の目標が 30 パーセントということですので、大きく見ると 56 パーセントということは国の目標よりは超えていると……

公募委員。失礼しました。では、国の目標にはちょっと近づいてはいないようですが、そこに関しましては、女性の委員が 6 名いらっしゃるということでありますが、女性の声が反映しやすい体制になっているのか、そこをお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員に申し上げます。

要旨から外れている質問でございますので、元へ戻してください。

岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） では、本町では災害発生時は全職員で対応することになっていることは、私も承知しております。そこで、それぞれの課が、災害のときの体制や災害への備えに対して、それぞれが主導できるようになっているのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 率直に申し上げますと、いざ災害、出動だといったときに、それはスムーズに、速やかに動けるかという、甚だそこは難しいかと思います。そういう意味では、防災訓練はやっているのですが、やっぱり忘れた頃にまたもう一回やるという繰り返しですね、避難所開設訓練であったり、本部設置訓練であったり、これをもっと周期短くしてやる必要性を感じておりますので、まさに今、本当いつ起こるか分からないですし、地震は本当にこの 20 年ですよ、20 年大きな地震が来ていないので、本当に怖いなという感じを持っていますので、少し危機感を持って訓練に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 今、町長おっしゃったように、本当に災害は忘れた頃にかなと感じているところなのですが、今、お聞きしました、防災環境課では女性職員が 2 名ということでお答えいただいたのですが、なぜ女性職員の人数をお聞きしたかという、やはり女性の声の反映しづらいところがあり、この庁舎の中に女性職員たくさんいらっしゃるのですけれども、やはり防災環境課の中では、防災に関して知識を深めて、ふだんから防災のことを考えて力を注いでいるということが多いかと思うのですが、なかなか違う部署にいと、防災のことを考えてということはなかなか難しいのではないかなということを感じまして、女性職員のこの 2 名という人数は適正であるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） この人事異動はやっぱり 3 年なり 4 年に 1 回ありますので、なかなかそこを完璧に女性を多めに配置をするとか、女性の意見が反映できる体制にするというのは難しいわけでありま

す。ですから、配慮はしているのです。男女バランスとか配慮をしながら人事を行っているわけなのですが、なかなかそれは結果として数字が低くなる場合もあります。

ただ、今まさに男女共同参画基本計画を策定作業中でありますので、このことを策定作業を通じて、あるいは策定後において職員間で共有をして、あまり男女と区別はつけないのですが、女性ならではの細やかな気遣いだとか、そういうのはもちろんあると思いますので、そういったものをしっかりと防災の上でも、あるいは避難所運営の上でも生かしてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 今、町長おっしゃったように、女性、男性という区別をつけるわけではないのですが、やはり女性が多ければいいというわけではないのですが、女性の視点という観点からも、女性ならではの部分が見えてくるのではないかなと思いますので、職員の人数の中でも配置をするのは大変かと思うのですが、そういうような女性のニーズ、女性の視点を生かすことができるような体制にそろえていただきたいと思います。

それでは3点目になりますが、職員を対象とした避難訓練の実施状況についてであります。

今年2月に本町で初めて、冬期間における避難所開設訓練が実施をされましたが、冬期の訓練は初めてということもあったのかもしれませんが、そのときの職員の実践対応など、どのように評価をされたのか、または改善点などを見出されたのかをお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 初めての冬期間の訓練でありまして、これは能登半島地震がありましたので、やはり北海道、十勝においては、やっぱり冬期間の対応というのは非常に問題になるということで、暖房と水が利用できるかということを特に重視しまして訓練を行ったわけでありまして。初めてでしたので、そこはなかなかスムーズにいったということは言い切れませんが、これを一つ糧にして、また今年も11月に実施しますので、やっぱりこれを先ほど申し上げたように繰り返し訓練を行うことで、どんどん身についてくる部分がありましようから、そこはしっかりと、反省点ももちろん何十点か出ていますけれども、それを今度の11月、避難所開設訓練に生かしながら、質の向上を徐々にではありましようけれども、図っていききたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） やはり訓練は何度も重ねることによって、忘れていたことが思い出されたりということもあり、前失敗したことが成功してできたりということもあるかと思っております。回数を重ねることによって、やはり職員のほうも意識が変わってくるのではないかなと思います。また新しい職員がどんどん入ってくる中で、職員を対象に、また住民を巻き込んでの訓練は大切なことかと思っております。したがって、冬期間ももちろん大切ではあります。この時期の台風シーズン前の訓練については、どのように考えておりますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今年度においては、11月、2月という予定をしております。

ただ、やっぱり2016年、平成28年、あのときは8月の半月で台風が4度、上陸とかすめたわけで、その中で最後の8月30日の台風10号が一番大きな被害をもたらしたということがあります。台風という9月かなと思うのですが、もう8月30日のかなり暑いときにあいつた台風が接近したということによって、大きな被害を受けたわけですから、そこは台風時期も想定した訓練もやらなければならないと思っています。今年はちょっともう難しいので、来年以降、そういう大雨の時期、それと厳寒期というものを意識しながら訓練をやってまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） ぜひ、そうですね、防災計画の中では、最低1年に1回以上は訓練をとということで明記されておりますが、1年に1回とは言いませんが、その中で業務もしながらということで大変なこともあります。先ほどいただいた答弁の中でも、新規採用職員と避難所担当職員を対象に、令和3年度から行った分をご答弁いただきましたが、すごく人数が少ないのですよね。それで、これ

もその担当職員だけではなく、いつも人事異動で変わったりもしますので、担当職員だけではなく、各課から何名か参加ができるような形で声かけをしながら、もっともっと多くの職員が参加できるような体制を取っていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） その点は、参加人数の少なさは私も反省をしております。

直接そこに関わる人間のみならず、やっぱりより多くの、自分が何か災害が発生したときに対応しなければならないのです。ですから、その避難所のみならず、どこかの避難所には行かなければならないということを考えれば、やっぱりより多くの職員がそこに参加することが必要であろうと。その中から、自分が当事者でなくても、自分が当事者になったときのことをイメージしながら、勉強になることも出てくると思いますので、できるだけ業務に支障のない範囲の中で、多くの職員が参加できるように開催をしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） ぜひとも今年度からはそのような方針で進めていただきたいと思います。いざというときに、どれだけ本当に迅速に行動ができるかということが大切であると思います。それには、日々の訓練が最も重要であると思いますので、職員がもう身近に参加をいただくことが重要かと思えます。

それでは、4点目の防災情報メールの登録状況についてをお聞きしたところでありますが、これもまた人数がとても少なく、2,000人にも満たないことに驚きました。

そこで、令和5年から6年、6年は今まだ9月ですけれども、6年の末にはなっていないんですが、計算すると8人が登録をしていただいたということですが、なぜこんなに少ないのかなというのがあるのですが、その中でも家の中では防災ラジオや何かがあったり、外に出たときに携帯電話で登録した分の情報が流れてくるということなのですが、今ほとんどの方が携帯電話をお持ちの方が多いかと思うのですが、今後、来年の3月からまた新しい幕別町公式LINEで、欲しい情報をあらかじめ登録者が必要な情報だけを選択できる新しいシステムになるということですが、今のこのままでいくと、これもあまり増えないのではないかな、登録者が少ないのではないかなと思いますが、今後どのように進めていくおつもりかお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かにメールについては増えていないです。増えていないのですが、防災公式LINEも実は1,509人登録をしていただいておりますし、それと防災無線が完備されたということもありましょうし、それとさらに情報入手のツールが非常に多くなっているのです。例えばヤフーからも入るとか、いろんな情報が届くようになっておりますので、これが唯一の、町の登録メールが唯一の情報ではないということもあるのだらうなと思います。そうはいつても、町から発信するのが一番我々は信憑性が高いというか、現実に即したものだと思っておりますので、そこは今後も幕別町公式LINEに主眼を置いて、なるべく多くの方に登録してもらいたい。そうするべく、ほかの情報もありますから、付加価値が非常に高くなると思いますので、そういったいろんな情報をこの幕別町公式LINEの中で得ていただく、その中の一つとして防災情報についても得てもらおう。そういうことになれば一番いいのかなと思っておりますので、来年の3月1日運用予定でおりますので、そこに向けてPRをしてまいります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） PRにつきましても、広報に載せました、ホームページに出しましたという、なかなか難しい面もあるので、また新たな手法で1人でも多くの方に登録をしていただけるような方法でお願いをしたいと思えます。

そこで次、5点目の被災地に職員が派遣をされ、支援に当たった経験を住民に伝えるというところでございますが、こちらは2名が派遣をされ、現地でご苦労されたことと思えますが、この貴重な体験をそのままにしておくのは、もったいないのではないかなと感じるところであります。何よりも生

の声、生の体験を住民に伝え、住民の防災力向上につなげることにもなるのではないかなと思うのですが、出前講座などで話をしていただくような機会もつくればよかったというようなお話もご答弁をいただきましたが、出前講座ももちろんいい手法だとは思いますが、この時期ですから広報などにも載せながら、本人のこんな経験をしたというようなことも広報に原稿を書いてもらって載せてもらうのも、多くの人々がまた広報を見る機会にもなるのではないかなと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 能登半島地震の災害に派遣した職員2名おりますが、今後、出前講座等で周知はしていくつもりはしておりますが、幸いに今月28日に防災の講演会、これは町共催になっているのですが、そちらで道科大の先生の講演がありまして、その後半に町のほうでの時間が設けられておりますので、そこでうちの職員が、15分ぐらいになりますけれども、貴重な体験、せっかくの体験ですので、お話しする予定ではございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） そうですか。では、9月28日にそのような講演の場所も、本当に住民に伝えるという場面があるということでもありますので、せっかくそのような体験をされたので、その体験を生かしながら、うちの防災にもつなげていただきたいと思います。

それでは最後になりますが、6点目の福祉的支援についてであります。

今年元日の能登半島地震で、高齢者や要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、国の防災基本計画が修正をされました。具体的には、市町村に対して避難所の開設当初から間仕切りと段ボールベッドの設置、栄養バランスの取れた食事、入浴、洗濯など、生活に必要な水の確保に努めるよう要請されています。また、指定避難所の保健衛生環境の整備については、仮設トイレなど、早期設置に加え、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラーを明示されており、より快適なトイレの設置に配慮することに努めるよう、要請がされております。

そこで、災害になると一番問題になるのがトイレの問題であります。そこで、今回、能登半島地震で、携帯トイレは備蓄されておりましたが全く足りず、発災当初は大変な問題になったそうですが、我が町としては簡易トイレ等の備蓄は必要量に達しているのかお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（半田 健） 町のほうで予定をしておりますトイレの関係ですけれども、ポータブルトイレ、計画数量では47台が必要だということでございまして、もう既に現在、47台を導入済みでございます。併せましてラップ式のトイレ、これも計画の中で6台必要数ということで計画をしております、これも令和2年度に全て6台を購入、整備しておりますので、完了しております。併せまして、災害用トイレの袋で収納するセットでございますけれども、2万6,500枚を計画数量定めております、これにつきましては5年度現在で2万4,200枚ということで、まだ目標数に達していませんので、今後、目標数量に向けて購入、準備をするというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） では、トイレの問題に対しましては、我が町としましては一定の数は整備されているということでもあります。行政ばかりがこれ備蓄するわけではありません。もちろん、私たちが一人ひとりが3日分の食料から、そういうものを備蓄をしないではいけないことは承知はしておりますが、なかなか高齢化の中で備蓄をされている方が少ないというようなこともあるので、町としてはそのように備蓄はある程度はきちっとそろっているということで、確認をいたしました。

それでは、保健衛生環境の整備ということで、トイレトレーラーやトイレカーについては、今後の取組はどのように考えているのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） トイレトレーラー、トイレカーというような、車にセットになっている

トイレだと思うのですが、これは今後ちょっと検討しなければいけないと思っております。今現在は計画の中には入ってございません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 国の防災基本計画の中にももう明記をされていて、トイレカーによる快適なトイレの設置の配慮ということで、高齢者や、そして障害のある方などは、快適なトイレが使用することができるということで、もうなかなか導入しているところも少ないのですが、1台2,400万円ぐらいするのですが、その中でも普通交付税や緊急防災減災事業債からも使うことができ、自治体は3割負担ということであります。したがって、災害のないときはほかでも、うちでいうと運動公園や何かのそういうときにも使うことができるのではないかなと私は感じたのですが、そのようなことも今後考えていくべきではないかなと思います。

また、保有している企業また団体との協定締結を進めていくことも、一つの手ではないかなと思いますので、そこのところもしっかりと調査・研究をしていただきたいなと思います。

本町としても、災害に対してはいろいろと対策をされていることはもちろん承知をしております。しかし、災害対策はこれで完璧ということはないかと思っておりますので、大切な命を守るために今できることを町として一歩ずつ進めていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16:45 散会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和6年第3回幕別町議会定例  
(令和6年9月12日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
9 野原恵子 10 石川康弘 11 岡本眞利子  
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（3人）
- 日程第3 議案第64号 幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第65号 幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第66号 幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第67号 幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第68号 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第69号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第9 議案第70号 令和6年度幕別町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第71号 令和6年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第72号 令和6年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第73号 令和6年度幕別町下水道事業会計補正予算（第2号）

# 会議録

令和6年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和6年9月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月12日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (16名)  
議 長 寺林俊幸  
副議長 中橋友子  
2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀 6 長谷陽子  
7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘 11 岡本眞利子  
13 藤谷謹至 14 田口廣之 16 谷口和弥 17 藤原 孟
- 6 欠席議員  
1 畠山美和 12 小島智恵 15 芳滝 仁
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 笹原敏文 企 画 総 務 部 長 山端広和  
住 民 生 活 部 長 寺田 治 保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁  
経 済 部 長 高橋修二 建 設 部 長 小野晴正  
会 計 管 理 者 武田健吾 忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健  
札 内 支 所 長 川瀬吉治 教 育 部 長 白坂博司  
政 策 推 進 課 長 宇野和哉 総 務 課 長 西田建司  
地 域 振 興 課 長 谷口英将 糠 内 出 張 所 長 宮田 哲  
住 民 課 長 佐々木一成 福 祉 課 長 広田瑞恵  
こ ど も 課 長 川瀬真由美 保 健 課 長 西嶋 慎  
商 工 観 光 課 長 本間 淳 水 道 課 長 河村伸二  
保 健 福 祉 課 長 北原正喜 学 校 教 育 課 長 酒井貴範  
ほか、関係係長
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
事務局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
9 野原恵子 10 石川康弘 11 岡本眞利子

# 議事の経過

(令和6年9月12日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番野原議員、10番石川議員、11番岡本議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、事務局から諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（合田利信） 本日、1番畠山議員、12番小島議員、15番芳滝議員から欠席する旨、17番藤原議員から遅参する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

## [一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、塚本逸彦議員の発言を許します。

塚本逸彦議員。

○2番（塚本逸彦） 通告に従い、質問いたします。

1、町内の高校との協働活動について。

昨今、地方の高等学校の維持存続が難しい中、町内には中札内高等養護学校幕別分校と幕別清陵高等学校の2校があり、生徒たちの地域貢献が大きい割に、学校行事を含め町民への情報発信や認知度は十分と言えない状況であります。

学校としても多くの地域の皆さんとのつながりを希望しており、地域連携を活発に行うことは、生徒の成長だけでなく、地域全体の発展にも大きく寄与することから、以下の点を伺います。

(1) 町内の小学校・中学校・高等学校の連携に向けたサポートの考えは。

(2) 学校祭など開放された学校行事や学校の様子を町広報紙への掲載協力は。

2、将来に向けた公教育への取組について。

急激に変化する時代の中で、学校教育も大きく変わりつつあります。これからの世界を生き抜く子どもたちを育むため、多様な教育が各地でも行われ始めています。

従来の一律な教育ではなく、子どもたち一人ひとりの違いを認め、年齢や障がいなどを越えて共生し、主体的・協働的に学ぶ多様な考え方を重視するなど、教育構造そのものが大きく変わりつつあり

ます。

子どもの未来は町の未来でもあり、文部科学省が掲げる「令和の日本型学校教育」での個別最適かつ協働的な学びの重要性が強調される新学習指導要領にも沿ったイェナプランの導入校も全国で増えている中で、幕別町の取組について、以下の点を伺います。

(1) イェナプランをモデルとした将来の公教育に取り組む考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からは質問事項1の1点目および質問事項2につきまして、答弁をさせていただきます。

はじめに、「町内の高校との協働活動について」であります。

現在、本町には、中札内高等養護学校幕別分校および幕別清陵高等学校の2校の道立高校が設置されており、両校とも地域とともにある学校として、地域と一体となった特色ある学校づくりに取り組んでいるところであり、中札内高等養護学校幕別分校では、公共施設での花壇整備や清掃活動、駐車場のライン引きなどのほか、農家実習など地域と連携した活動により、地域の一員として社会自立に向けた取組を行っております。

また、幕別清陵高等学校では、地域イベントでのボランティア活動のほか、昨年度から地域におけるさまざまな人との交流、協働することを機会として、持続可能な社会の創り手となる資質を養うことなどを目的とした「地域連携マイプロジェクト」を実施しており、地域の高校として、教育活動を通じ、地域の未来を創っていく生徒の育成に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「町内の小学校、中学校、高等学校の連携に向けたサポートの考えは」についてであります。

町内の高等学校2校における小学校、中学校との連携した取組としては、中札内高等養護学校幕別分校では、作業学習を活用し、幕別小学校の新入生に入学のお祝いとして寄贈するランチョンマットを製作しているほか、町内小中学校の駐車場のライン引きを行っており、また幕別清陵高等学校では、一部の小中学校からの要望により、生徒が長期休業期間や放課後に学習補助を行うことなどにより、主体性や社会性を育む体験的活動を重視した教育活動に取り組んでいるところであります。

現在、こうした連携に当たっては、それぞれのニーズに合わせて各学校間で連絡調整を行っておりますが、今後、さらなる推進を図るとともに、高等学校から学校存続に向け町内中学生の進学先の選択肢となるよう、中学校との連携について教育委員会に支援を望む声があることなどを踏まえ、教育委員会が調整役として学校間におけるマッチング機能を果たすなど、ニーズ把握や情報交換等が円滑に行えるよう、できる限りのサポートをしてまいりたいと考えております。

次に、「将来に向けた公教育への取組について」であります。

平成29年に学習指導要領が改訂され、小学校では令和2年度から、中学校では3年度から全面施行となる中、平成31年の文部科学大臣による中央教育審議会への諮問「新しい時代の初等中等教育の在り方について」に対する答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」において、今後の教育課程のあり方については、学習指導要領で各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱をバランスよく育成することが必要であるとされております。

また、日々加速度的に進化する情報化に対応するためには、新たに学校における基盤的ツールとなるICT端末を最大限活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが重要であるとされております。

ご質問の「イェナプランをモデルとした将来の公教育に取り組む考えは」についてであります。

イェナプラン教育は、ドイツで考案されオランダを中心に普及した、一人ひとりを尊重しながら自

律と共生を学ぶ教育方法であり、2、3学年からなる異年齢のグループで行い、教科別の時間割ではなく、対話、遊び、仕事（学習）、催しの四つの基本活動から成り、活動内容は子どもたち自身が決め、子どもの自発的で責任ある行動が尊重されることから、主体性が育まれる教育方法とされています。

また、異年齢が同じ教室においてグループで活動するため、年下の子どもたちは年上の子どもたちのサポートを受けられるという安心感があり、年上の子どもたちは年下の子どもたちに対する責任感が生まれるほか、子どもたち同士で学び合い、対話を重視した教育活動により、自分の意見の伝え方や、人の意見をどのように受け入れるかなど、他者を尊重する協調性を育むことができるとされています。

日本においては、2010年に日本イェナプラン教育協会が任意団体として結成され、2014年に一般社団法人となり、日本におけるイェナプラン教育の発展・普及の取組として、イェナプランスクールの認定を行っておりますが、現在のところ公立校での認定は1校のみと実践例が少ない現状にあります。

また、子どもの性格が人と関わるのが極端に苦手な場合には、グループでの活動に過度なストレスを感じてしまうほか、学習指導要領に準じたカリキュラムとの両立や、イェナプラン教育を理解し体現できる教員の確保といった課題もあると聞いております。

こうした現状から、現時点において本町としてイェナプラン教育に取り組む考えはありませんけれども、他の教育方法と併せて今後の経過等について注視してまいりたいと考えております。

以上で、塚本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目の2、「学校祭など開放された学校行事や学校の様子を町広報紙への掲載協力は」についてであります。

本町では、毎月1日に広報紙を発行しており、町内会のご協力をいただきながら各世帯に配布し、町の施策や財政に関すること、防災や環境に関すること、健康や福祉に関する情報などのほか、各種申請や手続、イベント開催の案内などを掲載するなどさまざまな情報を提供しております。

また、広報紙に毎月掲載しております「まちのわだい」のページには、町内で行われた主な出来事などを写真とともに掲載し、町内でのイベントや町民の皆さんの活動をお伝えすることで、イベントへの興味や関心、活動へ参加するきっかけづくりとしていただいているところであります。

町内の高等学校における学校祭などの行事につきましては、ここ数年掲載しておりませんが、過去には学校祭の一部として行われていた、まくべつ夏フェスタ会場におけるダンス披露や、札内夏祭りにおける行灯パレードなどを掲載しておりました。

町といたしましては、広報紙を通じて地元の高等学校に通う学生の皆さんの活動をお知らせし、学校の魅力を伝えることで、町内外の中学生の進学先として選択していただくきっかけとなるほか、地域を挙げて学校を支援していく機運の醸成につながるものと考えておりますことから、今後、学校で行われる行事などにつきましては、積極的に情報を発信してまいりたいと考えております。

以上で、塚本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 再質問に入らせていただきます。

まず、1の町内の高校との協働活動についてです。

やはりコロナ前は交流が結構あったと聞いておりました。そしてコロナになり、そして校長が替わりということで、また環境を一からつくってというところで、交流が途絶えてしまっている部分もあったようです。こういった事情から、この答弁、非常に前向きな答弁でありたいと思っておりますが、やはり持続的にこういった活動は行っていく部分が必要かと思えます。そして、学校単位で今は段取りを組んでという部分もありますので、その辺が先生方の負担にもなっている部分があったり、法的な手続が要る場合には、やっぱり煩雑な部分があったりということもありますので、その辺もサ

ポートも教育委員会のほうで少しやっていただけると、コーディネートしていただけると持続的に校長先生、それから現場の先生方も安心して行っていけると思いますので、持続可能な関係づくりというのをぜひやっていただきたいと思います。その点についてもう一言、何かありますか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 答弁の中でも若干触れておりますけれども、私も教育長になってから何度も高校には足を運ばせていただいて、直接、校長先生や教頭先生とお話しする機会もございました。当然これまでも直接、中学校のほうに高校の先生が出向いて、高校の、主に進路に関する説明になりますけれども、進路担当の先生に直接お話をさせていただく、そういった活動については、ずっとこれまでも行っているというお話をしておりました。また、今後さらに高校としても中学校と連携を深めて取組を進めていきたいと、より高校のことを知ってほしいというお話もされておりましたので、いま一度教育委員会が間に入って、町内の中学校になりますけれども、そうした機会を何がしか設けるなりをして、連携の強化といいますか、取組をもう少し進めていきたいと、そのように考えております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） ぜひよろしくお願いたしたいと思っておりますけれども、やはりこの辺は高校生の力というのはとても地域にも大きな力になりますので、ぜひよろしくお願いたします。

2番の将来に向けた公教育の取組についてですが、イエナプランにこだわった部分ではありませんが、この答弁の中にある認定を受けているのは1校と。認定というのはイエナプラン協会に対して結構なハードルが高い部分がありますので1校ですが、全国で注目を集めています名古屋市では、今年度から名古屋市全域にわたってイエナプランをモデルとした教育方針を導入しております。名古屋市長の肝煎りで、オランダに教師や教育長など派遣して研修を受けてやっております。あと岐阜県でも一部、全部ではありませんね、一部、週に1回とか月に1回、ブロックアワーというイエナプランの中の一つを取り入れてやっているということもありますので、認定は1校なのですけれども、導入事例というのは長野県、それから広島県、あとは幕別町ではもう既に取り組んでいるかとは思いますが、令和型の教育において、個別最適な学びということですので、今まで先生が指導的な立場だったのが、サポート側に回ってくるという教育方針になっていると思っておりますけれども、そういった部分は幕別町でも取り組んでいるかと思っております。

こういうことも含めると、イエナプランにとってもやはり挙げられた課題もありますけれども、現状の教育はもっと課題が多いはずなので、その辺も含めて全てということではありません、いろんなこれから幅広い教育方法がありますので、現状は今の個別最適な教育とかそういった部分に関しては、イエナプランも非常に有効であるということは、もう各教育界でも非常に興味を持たれている部分もありますし、やはり今から取り組んで、導入はなかなか難しいかと思っておりますけれども、イエナプラン協会からいろんな情報発信もありますし、研修もありますので、そういったところは研究の一つとして知識として、また今後の幕別町の教育に生かせる部分があると思っておりますので、そういった部分は続けてほしいと思っておりますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 答弁の中ではちょっと触れてはいなかったのですが、これまで町内で取り組んでいる小中一貫教育の中で、乗り入れ授業ですとか、中学生と小学生が一緒になって学習活動に取り組むですとか、そういった活動をやっておりますので、まるきりイエナプランと合致したものではないにしても、そういう異年齢での学習活動という取組については、これまでも取組を進めております。そうした意味においては、今後、幕別小中学校が一緒となった義務教育学校においては、まさにそうした活動もより取組がされることになるのかなと思っております。

イエナプラン教育という教育方法にこだわらずというお話でしたけれども、まさにそのとおりでありまして、学習指導要領に基づいたという考え方はありますけれども、そうした中であって、取り入れられるものについては、どんなものがあるのかということについて、今後においても注意深く検討

のほうはしていきたいなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 先日も、鎌倉の前教育長であって、今、文科省の学習指導要領を作っておられる方とお話しする機会がありましたけれども、やはり個別最適な授業、それから協働的な授業という取組が文科省でも手引を出しましたので、ぜひ読んでいただきたいということでしたので、またホームページとかで見られると思いますので、その辺も参考になさっていただければと思います。

次、広報の部分ですけれども、高校の広報ですね。こちらはやはり先ほどの話もありましたように、高校側としては、非常に情報発信したいのだけれども、どうしたらいいか。それから前回も養護学校に関しましては、学園祭を7月に行いまして、住民の方に少しでも来ていただきたいということで、キッチンカー等用意して行われたところでもあります。教育委員会としても、養護学校については前の住宅のところの庭を花壇にしたりとか、いろいろ協力されている部分ではありますが、やはり広報でも養護学校、それからあわせて清陵高校、広報のページで1ページ高校のページを作ったらどうだという、僕は思うのですけれども、それぐらいにして、定期的に発信していくということで、より地元の高校が身近になる。それから養護学校の生徒さんにとっては、自分たちの活動が評価されるということで、自分の自信にもつながっていい効果が表れるのではないかと思いますので、ちょっと積極的にそういったことはあまりお金もかかりませんので、そういった部分、ソフト面での充実をこれからやっていくこと。やっぱり学校の魅力を訴えることで、こういう学校に入りたいということであれば、また幕別町への人口誘致にも、それが目的になっては間違っていますけれども、結果としてそういう魅力的な学校をつくるということは、これは招致もあわせてですけれども、そういったことで幕別町に住んでみたいという人も現れるかもしれませんので、そういったものも含めてちょっと広報、その辺もうちょっと積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、その辺どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町内に2校の高等学校がありますけれども、そのうち、とりわけ幕別清陵高校につきましては、多田学園の理事長の本当にご英断によって、言ってみれば幕別町としては高校を一つ残すという意味で救われたと私は思っております。ですから、これはうやむやにしては決していけないわけですから、そういう中で去年、今年の入学生、初めて募集段階で定員を割り込んだので、非常に私危機感を持っておりますので、やはり地域を挙げて清陵高校、そして分校を応援していかなければならない、支えていかなければならない、そういう思いを持っておりますので、そこはいろんな話題があると思いますので、そこを細かくリサーチしながら、なるべく掲載をする中で、町民全体で支えていただくような学校にしていければと思っていますところであります。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 確かに、十勝管内でも高校を有する上士幌町、鹿追町、大樹町、それぞれ振興会とかあったりして、高校に力を入れております。そして、通学補助とか給食の補助、そういった補助で優遇するという部分も確かにありますけれども、本来は学校の魅力があって通うというのが本来の姿だと思いますので、その辺を含めて地域と学校が協力し合って、魅力ある学校づくり、高校づくりをして、それを発信していく形を幕別として、町としてとっていかれたらと思いますので、その辺のお考え、もう一度お願いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほども経過についてお話ししましたけれども、やはり町としては、今、魅力ある高校づくり補助金というのを助けていただいていますけれども、この使い方も含めて、しっかりと魅力づくりに寄与するような使い方にしていきたいと思いますので、7月に私も含めて教育委員会と学校長、教頭と懇談、意見交換をさせていただきまして、どういった使い方をするのかについては今月いっぱいまでに高校側から案を出していただいて、それをたたき台にして、より一層魅力あるお金の使い方にしていこうということになっておりますので、そこはもう気持ちは全く変わりませんので、本当に町内の中学生の進学先として行ってみたいなど、あるいは他町村もそうなのですが、行

ってみたい学校にしていくことが何よりでありますから、そこはしっかりと町、教育委員会、学校側と意見交換をしながら、魅力ある高校づくりに向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） まさに、そういった教育の町としての幕別町、魅力ある幕別町になっていただきたいと思いますので、今のご意見、本当に全く同感でございます。

以上で、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、塚本逸彦議員の質問を終わります。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

1点目、ICT教育についてであります。

令和3年から1人1台のタブレット端末でのICT教育が始まり、教育DXは加速度的に進みました。日本新聞協会NIEコーディネーターの関口修司氏は、国の学力テストの結果分析を基に、「ICT（情報通信技術）のデジタル機器は使える必要があるが、使えば使うほど学力が下がることが分かった」と、デジタル機器を使う時間が長くなるほど、読解力や数学力が低下していることを指摘しています。ICT教育に力を入れてきたスウェーデンでは、国際読解力調査の結果を受けて2023年から方針転換しました。教育の土台は教員による対面指導や子ども同士による学びを重要と考えます。幕別町のICT教育について、以下の点をお伺いいたします。

（1）GIGAスクールによるICT教育の効果と検証は。

（2）ICT教育により読解力が低下する影響は。

（3）視力の低下やインターネットへの依存が心配されるが、子どもたちの現状は。

（4）ICT教育の実践における教職員の研修内容と事務負担軽減の状況は。

（5）今後タブレットの更新に当たり、国の予算化は見込めるのか。

2点目です。義務教育における私費負担についてであります。

全国的に少子化が進む中、若い世代の減少に加え、経済的な事情から夫婦が理想とする子どもの数を下回る状況が続いてきました。

国の施策の有無や実施を待たず、各自治体が子育て支援を強めています。学校教育において、各家庭が購入する補助教材等の費用負担は大きく、また、近年の物価高騰の影響を受けて、教育費以外の家庭負担も増えています。補助教材等の費用を公費負担とし、保護者の負担軽減を図ることで、子育てしやすい環境を整備する必要性があると考え、以下の点をお伺いいたします。

（1）制服など学校指定品の負担状況は。

（2）年間の補助教材等の私費負担の現状は。

（3）私費負担の軽減に対する教育委員会の考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 荒議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「ICT教育について」であります。

令和元年度から取組が進められたGIGAスクール構想とは、Society5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据え、児童生徒向けの1人1台の学習端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、誰一人取り残すことなく子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けた取組であります。

本町におけるGIGAスクール構想実現に向けた取組につきましては、令和2年度に全ての小中学校において高速大容量のインターネット通信が使用可能となる校内通信ネットワーク設備の整備と、児童生徒1人1台端末の導入を行い、3年度から本格的に稼働し、現在に至っております。

ご質問の1点目、「GIGAスクールによるICT教育の効果と検証は」と、ご質問の2点目、「ICT教

育により読解力が低下する影響は」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

本町における ICT 教育の効果と検証や読解力への影響につきましては、全国学力・学習状況調査等における学習結果とその因果関係を立証するなど、本町独自の検証を行ってはおきませんので申し上げることはできません。

しかしながら、GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末が整備されたことで、これまで紙にプリントして配布していた教材や課題などを、端末を利用してクラウド上で児童生徒や教職員へ配布することで、情報共有が瞬時に可能となるなど、授業の効率化が図られております。

また、児童生徒は、課題や目的に応じてインターネット等を活用し、記事や動画などのさまざまな情報を主体的に収集・整理することや、一人ひとりが書き込んだ意見を同時に確認できる機能を活用し、他者の感性や考えなどを共有することが容易となるなど、協働的な学びの推進が図られております。

ICT 教育の効果・検証や影響については、国等の取組に期待したいと考えておりますが、今後も ICT を活用した学校教育を進め、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を図り、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ってまいります。

ご質問の 3 点目、「視力の低下やインターネットへの依存が心配されるが、子どもたちの現状は」についてであります。

ICT 教育による視力の低下とインターネット依存の関係については、本町において調査等を行っていないことから現状の把握はしておりませんが、文部科学省が毎年実施している学校保健統計調査では、裸眼視力 1.0 未満の子どもの割合が、小学校では昭和 54 年が 17.91 パーセントに対して令和 4 年が 37.88 パーセント、中学校では昭和 54 年が 35.19 パーセントに対して令和 4 年が 61.23 パーセントとなっており、約 40 年前と比べて増加傾向にあるとされております。

また、日常生活においてスマートフォンやゲーム機の長時間使用が見られるなど、学校内・外を問わずに、ICT 機器全般の利用機会が広がっていることから、視力低下に対する予防意識の重要性について、国として啓発を行っているところであります。

本町では、ICT 端末の使用に限らず、スマートフォン等の過度な使用による健康面への影響を考慮して、平成 29 年 3 月に「携帯電話・スマートフォンのルール」を作成し、「夜 9 時以降は使用しない」「親子で使い方の方法を決める」など、使用のあり方について周知を図っているところであります。

また、1 人 1 台端末の本格稼働に当たっては、令和 3 年 6 月に ICT 端末の管理や健康面への配慮に関する「幕別町 GIGA スクール管理運用ルール」を作成し、校長会議等を通じて町内小中学校に対して周知を図っているほか、文部科学省が策定した「児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック」を参考にしながら、ICT の活用に伴う学習環境の充実に努めているところであります。

このほか、令和 5 年度には、6 年度から開始する ICT 端末の持ち帰りに向け、町内小中学校の管理職および教諭で構成する学習用端末活用推進委員会において、家庭で使用する際の使用の約束や健康への配慮について、使用できる時間帯を小学校は 6 時から 21 時まで、中学校は 6 時から 22 時までとするなどのルールを定め、本年 4 月に各家庭へ周知したところであります。

今後におきましても、各家庭に対してこうしたルールの周知徹底を図り、児童生徒の健康に留意してまいります。

ご質問の 4 点目、「ICT 教育の実践における教職員の研修内容と事務負担軽減の状況は」についてであります。

教職員が ICT を効果的に活用しながら学習指導要領に基づいた指導を確実に実施するためには、指導する教職員にとって負担なくスキルアップが図られることが重要であり、ICT に関わる教職員研修の充実が必要であると考えております。

このため、北海道教育委員会では、令和 2 年 8 月に「ICT 活用ポータルサイト」を立ち上げ、ソフ

トの操作といった基礎的な研修や授業での ICT の活用方法を紹介するなど、オンラインを含めた研修機会の充実を図るほか、ICT 活用サポートデスクによる相談体制も整えております。

また、本町においては、GIGA スクール構想が本格的に稼働した令和 3 年度に教育委員会主催による研修を実施しており、各学校の ICT 担当者など管理者向けの操作説明会や、ICT 機器活用の講座を開催したほか、Google 社の講師を招き、教育に適した基本ツールと機能の操作方法についての研修会を開催したところであります。

現在は、各学校において校内研修を計画的に実施しているほか、北海道教育委員会や十勝教育研修センター、幕別町教育研究所で実施する ICT 活用に関する研修会に参加するなど、1 人 1 台端末の実践的な活用に向けた研修や、教職員相互の活用事例を研鑽する場などが設けられております。

また、教職員の事務負担軽減については、1 人 1 台端末を活用して、クラウド上での資料配布や回収を行うことなどにより業務の効率化が図られたほか、教師用デジタル指導書の導入などにより、授業準備などに係る時間の軽減につながるなど、教職員の働き方改革にも一定の効果があるものと認識しております。

ご質問の 5 点目、「今後タブレットの更新に当たり国の予算化は見込めるのか」についてであります。

国では、令和 5 年度補正予算および 6 年度予算において、令和 6 年度から 1 人 1 台端末の更新期に入ることから、GIGA スクール構想の第 2 期を見据え、自治体の財政状況を考慮し、コストの抑制と更新を複数年で標準化することができるよう、各都道府県に基金を造成し、当該基金を活用して都道府県を中心とした共同調達等による 1 人 1 台端末の更新を計画的に推進するとしております。

また、1 人 1 台端末の補助基準額は 1 台当たり 5 万 5,000 円、補助率は 3 分の 2 とし、予備機を含めた児童生徒全員分の端末が補助対象とされております。

これを受け、北海道教育委員会では、令和 6 年 3 月に「北海道公立学校情報機器整備基金」を設置するとともに、北海道および道内全市町村教育委員会教育長で構成する「北海道公立学校情報機器整備共同調達会議」を立ち上げ、本年度から豊頃町など道内 10 市町村による共同調達に着手したところであります。

本町におきましては、令和 7 年度に中学校、8 年度に小学校において 1 人 1 台端末の更新を計画しておりますが、前段申し上げました北海道の基金を活用しながら 1 人 1 台端末の更新を行い、学校の ICT 環境整備として ICT を活用した学習活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、「義務教育における私費負担について」であります。

義務教育における学校での教育活動に要する経費のうち、私費負担とすべき経費については、制服や学校指定ジャージのほかドリルなどの補助教材など、授業で作成した成果物や授業等に用いる購入品が個人に帰属する教材、またはその直接的利益が児童生徒に還元される経費などを対象としております。

なお、児童生徒が日頃の教育活動に必要な画用紙や理科の実験用消耗品、共用可能な個人所有とならない教材などに要する経費については、各学校の児童生徒数および学級数等の規模に応じて教育委員会から予算を配分しており、効率的かつ計画的な予算執行に努めているところであります。

ご質問の 1 点目、「制服などの学校指定品の負担状況は」についてであります。

現在、町内小中学校で学校指定品としているものは、中学校における制服および指定ジャージの 2 点であり、その負担額については学校ごとに異なっており、制服は最低が 2 万 7,280 円、最高が 4 万 9,256 円、指定ジャージは、学校指定のない忠類中学校を除き、最低が 1 万 2,380 円、最高が 1 万 7,500 円となっております。

ご質問の 2 点目、「年間の補助教材等の私費負担の現状は」についてであります。

補助教材は、教育効果を考慮して、学校ごと、学年ごとに各教科で必要とする教材などを精選しておりますことから、その負担額はそれぞれ異なっておりますが、学年別の年間平均額で申し上げますと、小学校では 1 年生が 5,969 円、2 年生が 5,120 円、3 年生が 6,034 円、4 年生が 5,580 円、5 年

生が 8,693 円、6 年生が 8,533 円となっております。

また、中学校では 1 年生が 1 万 3,498 円、2 年生で 1 万 2,462 円、3 年生で 1 万 559 円となっております。

ご質問の 3 点目、「私費負担の軽減に対する教育委員会の考えは」についてであります。

本町の義務教育における私費負担の軽減に対する取組については、学校教育法第 19 条に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対して、就学に必要なとする学用品費などを支援する就学援助制度を実施しているところであります。

同制度の援助費目の中でも制服や指定ジャージ等の新入学児童生徒学用品については、入学前に準備する必要がありますことから、支給月を入学前の 2 月に早めるなど、入学前に必要とするまとまった費用の支出に対する配慮をしているところであります。

また、平成 29 年度からは、新たに、町内中学校に就学している生徒が参加する修学旅行に係る費用の 2 分の 1 を補助する修学旅行費支援事業を実施しており、子育て世帯に対する負担の軽減を図っております。

義務教育においては、児童生徒個人の所有となる教材や、直接的利益が児童生徒に還元される経費など必要な範囲で負担を求めることとしており、このことは義務教育無償の原則に触れるものではないとされておりますことから、過度なものとならないことに留意しながら保護者に負担を求めているものであります。

こうしたことから、今後も必要な範囲での私費負担を求めることとなりますが、本町といたしましては保育所等における主食提供や高校生までの医療費無償化など、教育費以外でもさまざまな子育て支援策に取り組んでおりますことから、今後におきましても、町として総合的な判断の下、各種支援策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきます。

今、さまざまな分野でデジタルトランスフォーメーション、DX というものが聞かれるようになりました。教育分野でも教育 DX の実現に向けて、教育データの利活用をしようという具体的な取組が一部では始まっています。教育 DX 掛ける GIGA スクール構想の名の下で、学校現場で急速に ICT が導入されてきました。今の時代を考えれば、社会に出れば、必ずそういった機器を使うということもありますし、今後についても不可欠なデバイスであろうということは理解しているところであります。しかし、そうした一方で、ICT について批判的といいますか、検証というものがなかなかない中で、受け入れ続けている現状について少し疑問を持ったところであります。1 人 1 台のタブレットが子どもたちのために本当に必要だったのか、そうした観点と検証をぜひ持っていただきたいと思いました。

現在、政府主導で始まった教育 DX であります。強引に進められたかなという認識も少し持っておりますが、教育の市場化や公教育が変革を進めていくのではないかの問題や、セキュリティや子どもたちの健康被害についても遅れているという状況も考えられていますので、町として幕別町の子どもたち、導入されて 3 年がたちました。現状と課題について質問させていただきたいと思っております。

ご回答では、検証については行っていないというお答えでありました。今後、検証についてお考えがあるのかについてお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） ICT 導入によるその影響への検証だと思っておりますけれども、答弁の中でもお答えしましたとおり、町単独でそうしたことの取組については、今現在行っておりません。これは日本全国でコロナの影響もあって、一気に 1 人 1 台端末、ICT の端末が導入されたというようなわけでありまして、これは全国的に取り組まれていることでありますので、国の責任において全国規模での検証、そうしたものが必要であろうと考えておりますので、町単独での検証ということについては、ちょっと難しいのかなと考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 国の検証結果を踏まえるというお話でありました。なかなか今、文科省もそうですけれども、どれだけ ICT 技術を学校で利用できるかにすごく重点が置かれています。本来であれば、効果を検証しながら進めていくというのが本来あるべき姿ではないかなと思うのですが、そういったところがちょっと、3年たった現在でも見えないものですから、やはりそういったところは幕別町、いわゆる子どもたちを教育するという教育委員会の立場から、独自といいますか、どういう状況かを把握し、検証結果を行うということが、私は必要だと思うのですが、教育長どうですか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 私も7月、それと8月と、各学校で参観日の際に、ふだんの子どもたちの学習の様子も見させていただいておりますけれども、確かに ICT 端末が導入されてきて、小学校1年生から中学校3年生まで、それぞれ1人1台必ず授業の中でもほぼほぼ活用はされているようでありました。ただ、それは小学校1年生は小学校1年生に合った利用の仕方、中学生は中学生に合った利用の仕方ということで、その年齢に合った利用の仕方をそれぞれされているのです。

それと、確かに ICT 教育とは言っておりますけれども、授業時間45分なり50分の中で、四六時中そうしたものを使いながら授業を進めているかといいますと、決してそういうわけではなくて、教職員が与えた課題に対して、そのことについて調べる。その意見をタブレットを使って発表する。そしてまた、そうしたものを子どもたちが見ながら、相互に意見を交わしていくというような形で授業が進められている状況でありますので、決してそればかり使っているという状況ではないと思っています。

いずれにしても、ICT 端末を使う機会というのは増えておりますので、先ほど答弁の中で申し上げましたような、子どもたちの健康に留意した形で取り組んでいただけるように、学校現場には働きかけていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 教育長のお考えも理解いたしました。こうした問題は進めている状況があるものから、なかなかそれに対してブレーキをかけるというのはすごく勇気が要ることでありまして、でも、やはり町の子どもたちがどういった状況にあるのか、本当にこれがよかったのかということ、そして何よりも、学校の先生たちがこの方法がよかったのか、さらにもっとよいものになるのではないかと、いわゆる期待と不安というものがあるものから、そういったものを加味しながら進めていくことが重要であるということで、検証を行ってほしいということでご質問させていただきました。

世界を見てみますと、教育における ICT が今問い直されています。昨年7月、国連の国際連合教育科学文化機関、いわゆるユネスコというところが、200を超える世界各国に報告と研究成果を基にした、ICT 教育について分析したグローバルエデュケーションモニタリングレポート2023 というものを発表しました。ここには、教育におけるテクノロジーは誰のためにあるのか、誰のためのツールなのかということをお聞きして、今の過熱している ICT 教育について、本当にどうだったのかということで報告書をまとめています。

400 ページを超える報告書ですので、全部読んでいるわけではありませんが、世界各国の実態と問題点、課題が明らかになり、本当に重要な指摘と提言がされていました。特にデジタルテクノロジーが大きく変化しているが、教育が変わったわけではないですよということ。あと、教育におけるデジタルテクノロジーは、付加価値について確固たる確証がなかったと、やったからといって何か大きな成果があったというわけではないという報告もされていました。ICT を進めてもプラスアルファはなかなか認められませんでした、教育が変わったわけではありませんということが、今回の報告書で大きく伝えられていました。特に、さらにデジタル改革によって、企業がもうけていることも記載されていました。教育において、最も重大な課題の解決に役に立つかどうかという疑問も投げかけられています。報告書には、そういったこと、いわゆる教育政策に対する教育産業の影響力の高まりの懸念、そして公益、いわゆる公教育が優先されてきているのかどうか、そこについても警鐘を鳴らし

ています。

こうしたところから、今回のユネスコの報告書では二つ提起していて、すごく大切だなと思ったので、少しお伝えしたいと思うのですが、生徒の最善の利益はほかの考慮事項、特に商業的考慮事項より優先されるべきであるということです。いわゆる生徒の最善の利益を取ることが重要であって、使いやすいとか利用しやすいとか、そういった方法や金銭的な問題で決めてはいけませんよ、必ず生徒の最優先で行われるべきだということでありました。二つ目が、テクノロジーは手段としてみなされるべきであって、決して目的ではないということ。いわゆるたくさん使って量を増やせではなくて、質を上げていくことが大切ですよということが、今回のユネスコの報告書で載せられていました。すごく大切な指摘だと思います。

現在、文科省がそういったことを、ちょっと進んでいないという状況がありますが、やはり世界的にもっと ICT 教育を進めているところでは、こういった研究結果を踏まえて提言されていたり、検証されているということがありますので、ぜひこういったことも考えて、教育活動に取り組んでいただければと思います。

特にすごく現場からもあったのですけれども、ICT を活用する事業といいながら、子どもたちが成長しているのかどうか少し抜けていたのではないかと。タブレットや特定のソフトうまく使っているということに変わってきたのではないかとというようなことを、率直に学校の先生たちもこういった疑問を持っておられました。こういったことも話し合う場や、こういった状況が実際にあるということも、ぜひ教育委員会としても把握しながら進めていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） ICT 端末が導入されて丸3年が経過する中で、日本よりももっと早い時期にそうした取組がされているところでは、さまざまな検証がされて、どうだったのかというようなことが言われているのかとは思っております。また、3年という期間しかたっていないというような部分であって、現場の先生方が、この間、さまざまな苦勞をされて、今おっしゃったような悩みを抱えながら、毎日の授業に当たられているのではないかなとは思っております。

ただ、これまではパソコン室に行かなければ、そうしたものに触れることができなかった、疑問に思ったものもやはり瞬時に調べることができなかったということが、こうした端末が整備されることによって、すぐに手に入ることになるということ。ただ一方で、そうしたものをいかに正しく活用していくのかといったところが、本当に必要な力としてつけておかなければならないところかと考えておりますので、そうしたところを十分念頭に置いて、学校現場で取組を進めていただきたいと考えています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ICT の活用はやはり現場の先生たち、現場の裁量で行っていただくということが何よりも重要でありますので、子どもたちの成長と発達のために、今回お話ししたユネスコの二つの提言を踏まえて、今後もぜひ取り組んでいただきたいと思います。

一つあるのですが、2019年、いわゆる GIGA スクール構想、文科省の国立教育政策研究所が諸外国において情報通信技術、ICT の活用した学校教育事例報告において、科学的に ICT での学習のほうに従来よりも有益であるという立証はないということの指摘をされていたのです。これはかなり方針転換がされたというようなこともあります。やっぱり6年前はこう言っていたのに、3年前から何が変わったのかなというような状況もあります。やはりこういった状況も踏まえながら、ぜひ文科省の提言というわけではなくて、現在、幕別町に置かれている子どもたちの状況において判断していただきたいと考えています。

次に移ります。

教育の読解力の低下ということでお話をさせていただきました。なかなかそういったものは全体的には調査が行われていないということでもありました。本当に、日本、調査全然ないのです。私もちょっと調べたのですけれども、ほぼ調査がされていない状況で、ここまで進んできたなというのが正

直なところでありました。

日本が参加しているのが、OECDが進めているPISAという国際的な学習到達度調査というのがあります。15歳の生徒を対象に3年に1度行われているのですが、今回スウェーデンが方針転換したのも、この結果を踏まえて、ちょっとICTでなくて、紙とペンに戻そうというようなことを決めたという状況もありました。2022年の報告書もあるのですが、日本は2021年にスタートしたので、その関係についてはちょっとなかなか難しいかなということで、過去のデータを拾ってみました。世界は2010年から、もう始まって、2015年にPISAの調査では、既に教育のためにICTに多額の投資を行った国々では、生徒の読解力や数学、化学の成績に目立った改善は見られませんでしたという報告がありました。さらに2018年の報告では、ICTの活用の高い先進国の正解率は向上せず、逆にオーストラリア、ニュージーランドなど、ICTを進めている国々の結果が下がり続けているという報告がされていました。いわゆるICTを導入しても、どのように使っていくのが大切ですよということを、私は言っているのではないかなという推測であります。やはりどのように持っていくのが大変重要でありますし、単純にやればいいというわけではありません。

こうした状況からも、先ほどお話ししましたが、紙やペンのほうが学習、いわゆる脳に負荷をかけることによって覚えやすいとか、私自身も見ているとすぐ忘れるのです。でも、紙に書いていることは結構覚えていたりして、やはりそういった脳の伝達、学習や経験が最も大切なものではないかなと私は思っています。そういったものを取り入れながら取り組んでいただきたいと思います。今、教育長が全てICTで行っているわけではないという報告もいただきましたので、適材適所で取り組んでほしいということでもあります。

視力の低下についても、因果関係については確定していないという報告でありました。

今まで教育長がお話ししていただいたとおり、学校でタブレットを導入することによって、すごく大きく変化がありましたというお話がありました。私は少し驚いたことがあって、教育委員会に考えていただきたいと思ったのですが、タブレットには使用規定があって、子どもとの約束事なのですから、目的外使用はしないようにということで配られて利用されています。ですが、学校のタブレットでゲームすることができるのです。ゲームをする方法が実はサイトに、もう本当に、私もちょっと調べたのですけれども、本当たくさん載っていて、メーカーでそれを細かく記載されていました。フィルタリングとか制限をかけている解除方法ですとか、別アプリからアクセスできたりですとか、ダウンロードしなくてもゲームできますよという方法、ものすごい詳細に載っていました。

保護者の方からこの話を聞いたときに、最初驚きました。子どもが学校からのタブレットでゲームしていて困っていますと。実際に行っているという認識私なかつたのですけれども、実際それを報告を受けて調べたら、そういったことが全国でもあったということです。いま一度、学校用の、いわゆる長期間の持ち帰りでのようなことがあったということで、通常に学校にあるものをなかなか持ち帰ることはないのですけれども、長期間持ち帰ることによって、友人から聞いたのか、どこで調べたのかそれ分らないのですけれども、こうやってゲームばかりして、依存とまではいかないのですけれども、保護者の方がそういった電子機器から離そうとしていたにもかかわらず、電子機器を容認することになってしまったということがあったものですから、私はちょっとその1件だけだったのですけれども、きっと友人関係で広まって、その子は低学年の子なので、自分で検索したというのはちょっと考えられなかつたものですから、誰かから聞いたのではないかなというような憶測もちょっとあるのですけれども、やはりこういったことがあるものですから、やはりもう一度、利用方法の確認をしていただきたいと思うのですが、それについてどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 1人1台端末でのゲームとかの利用されているということだったので、導入当初からフィルタリングで有害サイト、ゲームですとかアルコール、そういった教育で使わないようなものは、フィルタリングで設定はしております。ただ、今、議員お話ありましたとおり、いろんなサイトでそういった抜け道というものが公表されておまして、なかなか大まかなフ

イルタリングだけでは、ちょっと設定することが難しいものと認識はしております。

今、持ち帰り等での活用の際には、そういった利用されているような状況かと思いますが、必要に応じて各学校で持ち帰りをさせておりますので、今後そういったほかの町でこういった取組されているかもちょっと確認しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） やはり学校で導入してきたものです。家庭での、先ほどお話あったとおり、時間制限するというお話で、依存度や使用時間について限定するというお話がありましたが、やはりどういった問題があるかというのは、導入した以上、教育委員会がしっかりと適切に取り組む必要があるのだと思います。難しいことは分かっています。政府主導で導入されて、準備期間が全くない中で来たということは重々理解しています。しかし、子どもたちがそういったところで、保護者がそこを切り分けて、もう少し大きくなってからという状況があるにもかかわらず、こうしたことが入ってきてしまったということは、大きな問題だなと思っておりますので、やはり留意して、今後に向けて取り組んでいただきたいと思っております。一番はその目的外使用しないということをしかりとお伝えすることで、教育やそれに伴う弊害ということなのだと思うのですが、いろいろ難しい点はあると思いますが、導入した以上はぜひ取り組んでほしいと思っております。

次ですが、世界的に見て、これすごく大きくて、フランスが2018年9月に学校でスマホの使用を禁止するというにしました。ものすごく踏み切ったなと思えました。イタリアやフィンランドでも同じような取組をし、オランダでも今年の4月から禁止するというにしました。国として禁止するというのを求めることは、すごく困難な状況がうかがえますが、禁止するだけでいいという問題解決にはなりませんので、子どもたちがデジタル機器に囲まれた状態で日常生活の一部になっていきますので、どのようにコントロールしていくかということ、ぜひ身につける力を持ってもらおうと、ここを大切にしてくださいと思っております。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） おっしゃるとおり、スマホを結構使用時間によって、健康被害含めていろいろなことがあるということ言われておりますので、私どもとしましては、このタブレットだけではなくて、スマホについてもルールをつくって、各家庭に周知はしておりますけれども、その辺につきまして、改めて利用方法ですとか、そういった影響を含めて、各家庭にはこちらからも改めて周知してまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ぜひ求めたいと思っております。

次、教職員の研修と事務負担の軽減についてであります。

研修等についてはたくさん取り組まれているということは、ご答弁の中でお伺いいたしました。先ほど同じようになるのですけれども、生徒任せではなく、教員がコントロールして専門性を発揮することが大切、重要になります。共に学び共に協働を図るという理念があるので、共に発表しながら、あの子の回答はどうだった、この子の回答はどうだという、お互いに話し合いながら教育を行うというのは、学習形態が変わってきているというのもあるのですけれども、そこについてもしっかりと子どもたち任せではなくて、教員がしっかりとコントロールして取り組んでほしいということ、ひとつ申し上げたいと思っております。

根拠が、先ほどもお話ししたのですけれども、ユネスコの報告書を見て、アメリカで200万人の生徒を対象とした分析結果が記載されておりました。アメリカなので日本とまた違うのですが、ひとつ参考までなのですが、学習がリモートとなったときの場合、学習のギャップが拡大すると思われました。いわゆるオンライン学習、個人でやっていると、生徒の自己調整能力に依存するということになります。いわゆる成績がなかなか低い若い学習者は離脱のリスクがありますよと。いわゆるやらなくなってしまいますよ、いわゆる宿題と一緒にですよと。ICTを幾ら家庭に持ち込んだところで、結果は変わ

りませんよというようなことをおっしゃっています。

この報告を受けてアメリカのマッキンゼー・アンド・カンパニーという企業は、PISAの国際学力調査を分析して、世界的に見ても最高の結果を得られたのは、教師だけがデバイスを使用している場合です。生徒がデバイスを独占的に使用すると、どこでも結果は大幅に低下しますよということ言われていました。先ほど言いましたが、教師がしっかりとデバイスをコントロールして、専門性を発揮して、教育課程の編成や教育研修に結びつけるということ、その研修の中でそういったことも念頭に置きながら、大切に研修を行っていただきたいと考えております。

先ほど言いましたけれども、文科省も学校内外における端末の使用時間の拡大を量的に増やしてほしいというようなことで、今進められています。いわゆる利用時間を増やすようにやってくださいよというのを文科省から言われてはいるのですけれども、教師による教育指導が大切でありますので、教員がその事務負担が本当に軽減されて、教育的な効果が本当に見込まれたのかどうかというの、研修と同時に取り組んでほしいということでもあります。いわゆる先ほども言いましたが、すごくやりやすく子どもたちに人気がある。でも、それは本当に教育的な効果がどうなのだというのもしっかり踏まえて、導入をしていただきたいと思っています。

タブレットの予算化についてであります。

3分の2が補填されるということでありました。もう3分の1については、自治体負担になるのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 1人1台端末の更新なのですが、現在、町では、令和2年度に一斉に児童生徒の端末導入しておりまして、更新においては4年経過した中学校、令和7年、小学校が令和8年に更新を予定しております。現在考えておりますのは、補助金を活用しながら5年のリース方式による償還として考えております。3分の1は一般財源ということで見込んでおります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 議会の情報だったので、一応5年間において、端末の計画を更新しますということでありました。中に、先ほどご答弁ですと5万5,000円3分の2が国の負担、3分の1が自治体負担というようなことでありました。自治体分については地財措置というようなことが書かれていたのですが、そうなのですか、どちらなのですか。町で負担、一般財源なのですか。その辺についてお聞きしたいと思いますが。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 3分の1は地財措置ということで、地方交付税の中で算入されているということをご理解ください。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 状況が違いますけれども、一応国として補填されているということでもいいですか。先ほど一般財源というお話があったものですから、ちょっと確認させてもらいました。地方財措置がされているというように書いてあったものですから、ちょっと確認させてもらいました。

もう一つ、ご存じかなと思うのですが、今年4月に埼玉で修理費がものすごく上がって、埼玉全体で1万5,000台、6億円を超えて、各自治体が負担しているというような報道がありました。幕別町において、こういった修繕費や修理費について、今現状はどのような状況、負担等はあるのかどうか、お聞きしたいと思いますが。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 故障時の対応だったので、令和2年度に一斉に端末を導入した際に、予備機として5パーセント程度である120台、そちらを購入しております。現在その破損等の際にはその予備機や、毎年入学者数が減少しておりますので、そこで出てくる余剰の端末、そういったものを活用しながら、破損などの対応を故障時の対応とさせていただいております。

そのため、今現在、修理費等にかかる費用は発生しておりません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 懸案事項だけちょっと確認させてもらいました。

今、日本はそういった ICT 機器を導入しようということで進めてきています。でも、やはり世界各国を見たときには、デジタル端末の扱いについて、大きな転換点を迎えています。すごく私ギャップがあるなと思いました。スウェーデンでは、カロリンスカ研究所でデジタルツールが学習をさまざまの明確な科学的根拠があるという声明を出して、教育大臣が中心となって紙と教科書、紙の教科書、手書きに帰着するという取組が進められてきています。一つの事例ではありますが、こういった状況もあるのだなということを踏まえながら、子どもたちの成長と発達段階に備えた取組を求めたいと思います。

次です。2番目の私費負担についてお聞きしたいと思います。

学校指定品についてお聞きしました。2万円前後の差があるなと思ったのですが、これは男女の差なのでしょうか、学校間の差なのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 制服の金額差でございますが、各学校において、ブレザーを使っているですとか、そういったものもありまして、今、答弁の中でお答えしているのは、男子用と女子用の差での開きとなっております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 指定品の項目については、大変少ないなというような率直な印象ですし、何よりも少ないことはすごくいいことだなと思っています。これまでも子ども、学校と教育委員会が、この指定品について議論された結果なのかなと私も認識しています。必要なものが明確化されてこのようなことになっているということで、理解したいと思います。しかし、その指定品、本当に必要なのかどうかというのは、やはりこれからも議論していただき、ジャージや制服について今後も値段、必要性、その辺について議論していただきたいと思いますが、その辺についてどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 学校教材含めて、各学校の中でそういった保護者の費用負担が少なくなるような検討をしながら、いろんな教材ですとかジャージや制服といったものは検討して取り組んでいるところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 今後も学校指定品を議論に含めて取り組んでいただきたいと思います。

次ですが、私費負担についてであります。すごく金額が少ないなというところで、私、見ました。このお示ししていただいた小学生で5,000円、6年生でも5,000円、これについて、いわゆる年間に保護者がどれだけ私費負担をしているのかというのを、私知りたかったのです。きっとこれ入っているのは、ドリルとか、あとワークとか、図画工作で使ういわゆる研修キットとか、数学、算数ですか、分度器とかそういったものなのかな、いわゆる一律購入ではなくて、あっせん購入のほうもどれだけあるのか、私知りたかったのです。いわゆる目に見えない教育費と言われていまして、小学校3年生で辞典買います。4年生で習字セットを買います。水泳始まったら水着買います。スケート始まったら、スケートそろえます。5年生になったら家庭科が入るので、裁縫セットを買います。家庭科の実習セットを買います。6年生になったら、社会で使う地理・歴史・公民の資料集を買ってください。いわゆるほかにもリコーダー、鍵盤ハーモニカ、絵の具セットから大変いっぱいあるのです。こういうようなものは一律購入ではなくて、あっせん購入、いわゆる事業者さんが来て買っていていただくとか、町が直接関与、学校が関与しているのか分からないのですけれども、そういったところを私知りたかったのですけれども、そういった情報はあるのでしょうか。もしそれがあるのでしたら、そのの平均値をお示しいただきたいのですが。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 先ほど答弁でお答えしておりました金額につきましては、議員のおっしゃるとおり年間の補助教材、そういった費用負担となっております。そのほかにも必要な家庭が購入するあっせんの教材として、小学校では鍵盤ハーモニカや絵の具のセット、ほかに中学校では制服やジャージ、あと共通してPTA会費や修学旅行費なども保護者の負担であります。

そういった保護者の負担含めて、各学校から聞き取りをして、平均値にはなるのですけれども、小学校1年生ですと2万3,000円程度、2年生から5年生までですと1万4,000円から1万6,000円程度、小学校6年生ですと、修学旅行費含まれますので4万5,000円程度となっております。中学生におきましては、1年生は制服や指定ジャージ、そういった購入もございますので8万3,000円程度、2年生は2万円程度、3年生は修学旅行もございますので5万7,000円程度となっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） そうです、かなりの額があります。さっき調べていただいたことも本当によかったなと思います。なぜこれだけ物が増えた、学習指導要領が変わるたびに必要な物が増えてきたというのが現状です。なかなかやらなくてもいいよというものがない中で、英語もそうですけれども、いろんなものを取り組みましょうということで、指定品が増えました。現状のその平均値をお示しいただいたのですが、もう少し問題なのが、各学校で差がないのかなということもすごく懸念するところでもあります。当然学校ごとでそろえて、各学年主任の方を中心に取りそろえて取り組んでいることは認識していますが、やはり公教育である以上は、大きな差はあってはならないのかなと感じています。こうしたところも、ぜひ教育委員会として把握していただきたいと思います。

もう一つは就学援助についてです。大変な家庭については、就学援助で補填するというようなことで、この間取り組んでできています。しかし、今お話のとおり、就学援助の範囲内で収まるのか、私はこれをすごく懸念しているところで、今回質問させてもらったところの一つでありました。ちょっと全体的な状況、平均値しか出てきていないものですから、今回、把握や検証はできませんが、ぜひ就学援助内できているのか、なぜ就学援助外になってしまったのかについて、教育委員会として把握していただくとともに、上がり続けているこういった教材費について、教育委員会はどのように思っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） それぞれの学校で必要最小限のものとして、各教材について保護者の方々に負担を求めている、それについて内容についても、ちょっと教育委員会でも確認させていただいて、過度なものとならないような注意をしているという現状にはあります。

就学援助につきましては、これは一部財源が国の補助金が入っておりますけれども、その補助の内容も状況によっては金額が変わっておりますので、それに基づいて就学援助の金額も当然変動していると。その要保護だけではなく、準要保護世帯についても、同様の形で取組をしているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、11時40分まで休憩をいたします。

11：29 休憩

11：40 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18番（中橋友子） 通告に従いまして、2点の質問を行わせていただきます。

1、地方分権に逆行する地方自治法改正についてであります。

本年6月19日に地方自治法の一部が改正、成立いたしました。

この法律は情報システムと、いわゆる補充的指示権などを規定する「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」を新設するなど、これまでの地方自治法に大きな変更を加えるものです。

具体的内容は、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、国に地方自治体への指示権を与え、地方自治体に指示を出し、義務を果たせるようにするものです。大規模災害や感染症などを例示していますが、「その他」また「これに類する」などと重大な事態の範囲は極めて曖昧であり、さらに「発生のおそれがある」などの判断は全て政府に委ねられ、国会にもかけられず恣意的運用が可能となるものです。既に全国知事会や道内の首長からも懸念の声が挙げられています。

また、自治会や町内会と、その連合体「特定非営利活動法人」などの特定団体を、市町村長が指定して行政事業を担わせる指定地域共同活動団体制度も盛り込んでいます。住民の自治組織に行政サービスを担わせるものであり、慎重な対応が求められます。

町の見解を伺います。

次に、2、少子化対策の強化であります。

厚生労働省の令和5年(2023年)人口動態統計月報年計では、2023年の日本の出生数は72万7,277人、合計特殊出生率は1.20で、統計を取り始めてから最低になっています。失われた30年と言われる経済の低迷が生活や雇用の不安を招き、出生率の低下につながっています。人口が長期に安定するには合計特殊出生率で2.07人を超えなければなりません。

少子化のもう一つの理由は、第1子の出産年齢は厚生労働省人口動態統計によりますと、30代前半が一番多くその年代の人口の減少が人口減少を加速的に進みかねない状況をつくっています。したがって、2030年頃までの少子化対策が特に重要と考えます。

若者たちが安心して子どもを産み、育てようと考えられる土台となるのは、雇用が安定し、賃金の保障や労働時間の短縮でゆとりを持った子育てができること、就労と育児が両立でき、職場復帰ができること、高い教育費の負担が軽減されること、一極集中が是正されることなどが挙げられます。

国の政策が最も重要であります。幕別町としても可能な政策に取り組まれるよう、以下の点について伺います。

(1) 2023年の出生率と推移。

(2) 人口ビジョンの出生率1.55の目標達成の取組。

(3) 少子化を加速化させないために2030年までの取組が重要であるが対策は。

(4) 国の少子化対策である「こども誰でも通園制度」は、2026年度から全ての自治体で実施とされている。保護、養育を基本とする保育制度とは異なり問題が多いと考えるがどうか。

以上であります。

○議長(寺林俊幸) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「地方分権の流れに逆行する地方自治法改正について」であります。

地方自治法は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定めるものであり、併せて国と地方公共団体との間の基本的な関係を規定しているものであります。

平成11年に成立した地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の推進に向かって相互に協力する関係であることを踏まえ、地方公共団体の自主性および自立性を高め、国および地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、住民に身近な行政をできる限り身近な地方公共団体において処理することを基本としたものであります。

今回の改正の背景には、新型コロナウイルス感染症において、感染症の予防及び感染症の患者に対

する医療に関する法律や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限等において、調整が難航したことが一つの要因として挙げられております。

これに加え、平成 25 年の伊豆大島台風災害や 27 年の常総水害では、災害対策基本法の規定で想定していた非常災害に至らないまでも、広域に渡る対処が必要であったため、地方公共団体のみでは対応が困難であり、このような事態に対応する法令上の権限が整備されていなかった等の課題も取り上げられております。

今回の改正で新たに追加された地方自治法第 2 編第 14 章の規定では、大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、各大臣または都道府県知事等は、当該事態への対応に関する基本的な方針について検討を行う等のため必要と認める資料または意見の提出を普通地方公共団体に申し求めることができると規定されております。

このほか、各大臣等は国民の生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため、都道府県と市町村との事務処理の調整を図る必要があると認めるときに、都道府県に対し、調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示することができること、さらには閣議決定を経てその必要な限度において普通地方公共団体に対し、当該普通地方公共団体の事務の処理について、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができることなどが定められております。

私といたしましては、今回の改正は、一つとして、地方公共団体の現場の意見などを確実に聞き、実情を適切に踏まえた運用となること、二つとして、これまで歩んできた地方分権の推進を損なうことなく地方公共団体への国の関与は必要最小限のものであること、三つとして、国と普通地方公共団体との関係等の限定的な特例となるものであると受け止めております。

さらには、この改正は立法の必要性を裏づける事実が極めて乏しいため、万が一に備えて規定を設けたとしか解釈のしようがないものと認識しているところであります。

また、今回新たに設けられた「指定地域共同活動団体」制度につきましては、今後の人口減少や少子高齢化等に伴い、さまざまな課題や資源制約が顕在化し、地域社会を取り巻く環境が一層厳しくなるとして、地域の多様な主体の連携と協働を推進し、自治体が担ってきた住民生活に関わる公共サービス等を地域の特定団体に委ねていくという制度であり、具体的には各自治体が条例で定めるものとされております。

法律上、指定地域共同活動団体は、地縁による団体や当該団体を主たる構成員とする団体と規定しており、地方制度調査会の「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度の在り方に関する答申」の中で、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要であるとされております。

制定に至った経緯や制度の趣旨については理解するところでありますが、本町におきましては、既にこれまで推進してきた協働のまちづくりが、このたび、制度化されたものにほかならないと捉えておりますので、引き続き、町民の皆さんのご協力をいただきながら、協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、「少子化対策の強化について」であります。

我が国における人口減少は進む一方であり、本年 1 月 1 日現在の住民基本台帳を基にした総人口は、1 億 2,488 万 5,175 人で、昨年 1 月 1 日現在の 1 億 2,541 万 6,877 人と比べて 53 万 1,702 人、率にして 0.42 パーセント減少しており、出生数は昨年が 72 万 7,277 人で、一昨年の 77 万 759 人と比較して 4 万 3,842 人減少し、出生数は 8 年連続で減少しております。

少子化対策は、希望する時期に結婚することができ、希望する子どもの数を安心して産み育てられる環境を創出することにあります。その基本となる婚姻数は、全国で令和元年は 59 万 9,000 組、2 年は 52 万 5,000 組、3 年は 50 万 1,000 組、4 年は 50 万 4,000 組、5 年は 47 万 4,000 組と減少して

おり、幕別町の婚姻の届出数は、元年は128組、2年は104組、3年は99組、4年は81組、5年は79組で、全国と同様に減少しております。

また、女性1人が生涯に産む子どもの推定人数、いわゆる合計特殊出生率は、令和5年度において全国では1.20と8年連続で、北海道においても1.06と9年連続で前の年を下回り、最も低い東京都の0.99に次いで2番目に低い数字となっていることから、少子化が一層進行している状況にあると考えております。

ご質問の1点目、「2023年の出生率と推移は」についてであります。

本町における合計特殊出生率であります。5年間ごとに公表される国の人口動態統計によりますと、平成20年から24年の5年間で1.46、25年から29年が1.41、30年から令和4年が1.46となっております。

ご質問の2点目、「人口ビジョンの出生率1.55の目標達成の取組は」についてと、ご質問の3点目、「少子化を加速化させないために2030年までの取組が重要であるが対策は」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

本町では、平成28年1月に「幕別町人口ビジョン」を策定しておりますが、策定時に無作為抽出により、20歳から45歳未満の女性を対象に住民アンケートを実施し、結婚の希望や出産の希望の有無に加え、出産を希望する場合の子どもの人数などについて調査を行った結果を基に、国や北海道が示していた合計特殊出生率2.07を用いず、現状や将来の希望を加味し、1.55とした経緯があります。

結婚に関する直近の状況で申し上げますと、令和2年の国勢調査時点での北海道全体での未婚率は男性で29.8パーセント、女性で22.6パーセントであり、また、50歳時点での未婚率を示す生涯未婚率におきましても、北海道全体の男性では25.7パーセント、女性では19.2パーセントとなっており、結婚をしない方が非常に多くなっており、20万人以下の市町村の統計はないものの、本町においても同様の傾向にあると考えております。

また、厚生労働省の人口動態調査による初婚年齢の推移によると、令和3年の北海道の男性では30.5歳、女性では29.4歳となっており、特に女性では25年前と比較して約3歳、初婚が遅くなっていることから、晩婚化が進み、妊娠・出産できる期間が非常に短くなっていることが、生涯に出産する子どもの数が少なくなっていることの要因の一つと考えられております。

これらのことを踏まえ、令和2年度から6年度を計画期間とした、第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つであります「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」につきまして、合計特殊出生率の目標である1.55を達成するため、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるための施策として、子ども医療費の高校生までの助成や修学旅行費支援事業のほか、幕別町を居住地として選択していただくためのマイホーム応援事業や結婚新生活応援事業を始めとした施策を実施しております。

さらに、出産・子育て応援給付金の給付をはじめ、母子健康手帳の発行を契機とした妊婦訪問や出産後の新生児訪問、妊産婦への産前産後サポート、子育てに関わるお母さんやお父さんの育児相談や仲間づくりに役立つパパママ教室やママカフェ、出産後のお母さんの授乳や育児に関する相談、休養のための産後ケア事業など、妊娠から出産、子育て期を通じて子育て世帯に寄り添いながら、子育て支援に関する施策を実施しております。

現在、令和7年度から11年度を計画期間とした、第3期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のため、幕別町創生総合戦略審議会に策定方針を説明したところでありますが、本年度が計画期間最終年度である第2期計画の検証や分析を行い、少子化対策を含めた人口減少対策に関する施策について、次回以降の審議会の中でご意見をいただくこととしております。

本町といたしましては、子どもを希望しているにも関わらず、妊娠がかなわない方への不妊・不育治療の助成や、経済的な理由により、希望する出産を諦めることのないよう、子ども医療費の助成など経済的負担を軽減するとともに、子育て世帯の困り事に適切に対応できる相談体制の充実などを通じて、産み育てやすい環境づくりを引き続き進めてまいります。

ご質問の4点目、「こども誰でも通園制度」は2026年度から全ての自治体で実施とされている、保護、養育を基本とする保育制度とは異なり問題が多いと考えるがどうか」についてであります。

こども誰でも通園制度は、令和5年6月13日に閣議決定されたこども未来戦略方針において「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を創設する」と示されました。

利用対象者は、満3歳未満の子どもであって、子どものための教育・保育給付を受けていないものとされておりますが、限られた時間で利用になるため、不定期な通園が見込まれ、環境に慣れるのに時間がかかるなど子どもに負担を与えることが考えられます。

また、保育現場では、慣れない集団生活による児童の不安や負担を軽減するための対応、利用日や在園時間等の調整、受け皿となる保育所等に新たな役割と責任が加わるため、保育現場の負担増や人員不足といった問題が考えられます。

国では、本年度、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業を全国118自治体で開始しているところでありますが、具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、利用方法、時間や人員配置等を検討していく予定とされておりますことから、町としましては、保育の質が確保されるかという観点を持ちながら、今後の国の動向を注視してまいります。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 質問の途中であります。この際13時まで休憩をいたします。

12:02 休憩

(13:00 藤原議員着席)

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、中橋友子議員の一般質問を続けます。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 再質問を行わせていただきます。

地方自治法に関わりまして、地方自治法が制定されましたのは1947年の4月ということから、今年でちょうど77年を迎えました。

それ以前の地方自治は、制度としてはありましたが、中央集権的な色合いが強く、地方自治としての権限が認められている初めての法律であったと聞いております。民主主義の学校とも言われまして、この地方自治をいかにしえていくかということが、全国の地方自治の役割としてスタートしたわけですが、なかなか財政面では、分権といえども、地方自治といえども、財政面では国が大きく握っているということで、本当の意味での地方分権にはつながっていなかった。まだまだ機関委任事務制度などもあって、国からの指示というのが色濃く残っていたわけです。

それが2000年の地方自治法の地方分権で、大きくこの形態が変わったわけです。不十分さが残っているとは言われていますけれども、しかし、機関委任事務が廃止されまして、団体自治、住民自治ということに重きが置かれ、上下主従という関係から協働協力という関係になりました。

それから24年で今年迎えているわけですが、この24年目にして、今回の自治法の改正に至ったということからあります。

この自治法の改正が、最初の質問で申し上げましたように、これまで分権として地方に対して対等の権限と言っていたものがいろいろありますが、国の指示権が入るということで、風穴を開けてきた。つまり対等の関係が少しずつ崩れていくのではないかという、そういう危機感を持ったという、そう

いう解釈をされた人たちがおります。その中には、全国知事会の意見があり、それから町村長会の会長さんも危機感の意見を述べ、そして法律の専門家、日本弁護士会だとか自由法曹団は、これはやってはいけないということで声明も出されています。そういった中で問題でありますから、そしてそれは幕別町のまちづくりに、あれは特に幕別町の町職員、自治体職員に、直接その任務が、国からの指示による拡大ということが懸念されるものですから、やはりここで冷静に見て、そして上げるべき意見は上げていく必要があるのではないかと、お尋ねをしたところです。

町長も見解の中で言われていますけれども、ではどこが問題なのということなのですから、今回の改定は、コロナであるとか、大災害であるとか、そういうことを理由にして、連携した国が、住民、国民の安全に重大な不安が生じたときに、国が直接担当大臣を通して指示するのだということなのですから、では国民にとって重大な命の心配、不安が残るということは、一体どういうことなのということですよ。自然災害であるとか、それからコロナのような感染症であるとかということになれば、これは今までも既に災害防止法があり、あるいは感染防止法がありということですから、この中でやってこられたと。

では、一体何が足りないのかということで、ここでやはり私は懸念することが、この法律をつくられるときに、地方制度の審査会というのはずっと開催されておりまして、第33次の地方制度調査会の中でこの問題が取り上げられたときに、コロナがあったということがもちろんですけれども、デジタル化で情報の広範囲な共有ができるというようなことも含めて審議がなされ、その際に、やはり自然災害と併せて、有事法制も含めた重要な事態が、国にとって不安をあおる重要な事態が想定されるその場合に、もっと確たる地方自治法を持っていないければ駄目だというような流れもあって改正された。だからこの時期に、そういうことを想定されて改定されたと書かれています。

具体的には、最初は感染症あるいは災害、そして武力攻撃とあったそうなのですが、実際に法律が完成するときには、前段二つは残るのですが、最後の段はその他と入れ替えてきたということが、この間の資料の中で、いろんな角度の資料の中で出されてきています。

したがって、そういうところに自治体がくみしていくことに私は非常に不安を感じますし、やはりそういう点では、指示となると断ることができないわけですから、したがって町長のご答弁の中では、さまざまなデータとか資料の提供、意見を求められるということではありますが、現実にはそういうふうになってくると、見解を述べられている方は、自治体職員の直接の派遣も起きてくるということでもありますから、改めて見解を聞いておきたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町の行政、まちづくりをあくまで行政推進ができるわけでありまして、今回の法改正によって、今言われたような職員の動員、派遣、そこも表には出ていませんが、明確にするのは私も十分承知しているわけでありまして。ただ、最後、指示というのがあります。しかも、その他の事態という中にそれを隠している表現になったわけで、町村の調査会の議論においては、その非常事態という有事、そのことも視野に入れながら議論されたら、そんな記憶を私はしているわけでありまして。

それで、では実際そういう指示があったら、どうするのということになると思うのですが、これはやっぱり町をあくまで行政推進できる者としては、職員がそんな目に遭うことが、みすみす分かるのであれば、それは指示に従わないという選択、体を張って指示に従わない、そういう選択が私にはあるのではないかと。あくまでも、私は町民に対して責任を持っているわけですから、町民あるいは職員が、何らかの危害が加わるとか、懸念があるという場合については、やはり体を張って指示を拒否するという姿勢が大切だと思いますし、ただその前に、この法治国家が、こういうこそくまねをして、そしてやってくるということが、そもそも私にはある程度信頼関係を持ってまちづくりをしていますので、そのところは、さほど心配はしていない。当然信頼があって、これは国、道との信頼があって、まちづくりやっているわけですから、そこまでやるかなという思いは持っているところでもあります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 体を張って、大変心強い答弁で、そう貫いてほしいと本当に思います。

だけれども、法で変えてきたときには、やはり町長言われるように、法治国家である以上は、法律で認めているのだから、あなたが幾ら体を張ったって、この法に従っていただきますよというのが、やっぱり法の持つ力といいますか。ですから、そういう見解を持たれることはとっても大事だと思いますし、共有できますし、やっぱりこれからの行政当たっていく上では、この法律が通っているということを、6月に通りましたから、通っているということを念頭に置きながら、十分対応していただければいいのかなと思います。

実際に、このことで声を挙げられた、北海道新聞に載りました名寄市の市長さんは、やはり町長と同じようなお話をされまして、いろんなことをカモフラージュで言っているけれども、この名寄市というのは、福島の震災のときに、うちもやりましたけれども、南相馬市に職員の派遣をする中で、広域の命を守るための自治体間の連携というのをされたんですね。そのときの、同じように手を貸した九つの自治体の首長さんたちで、自治体スクラム協議会という一つの組織つくって、その方たちも今回の法改正については必要ないということを明確に言われまして、連携して命を守るというのであれば、十分私たちはやってきていますと。足りないところも、法改正も求めてきましたと。したがって、これからそういうふうになされていくのであれば、沖縄の基地の問題では、県民の思いを無視したことなどがやられているというようなことをこの市長さん言いまして、それで、やっぱりきちっと自治法に基づいて貫くということを、首長として強固に持っていくというようなことを述べられています。同じことではないかと思いますので、貫いていただきたい。

このことで、これは町長の見解をいただきましたので、この質問はこれまでにしまして、もう一つ下にあります、それに急遽飛び込んできたのですよね、この指定地域共同活動団体というのが。最初的时候には、これ、ないのですよ。ご存じのだと、すみません、なかったのですよね。ところがこの法律を審議している間に、能登半島の地震もありましたし、また有事法制に関わる新しい経済機密保護法などもできたものですから、急遽これを付け加えてきたということが見解として出されています。

町長は、これが今幕別町がやっている協働のまちづくりというような、同じような位置づけであるから、町民の協力ももらってやっていくというお答えだったと思うのですけれども、条例はこれからつくられるわけですから、その範囲にとどめるかどうかというのはやっぱり町の考えですよ。求められているのは、協働のまちづくりなどというものとはちょっと違って、もちろん町内会であるとか、住民の連合体であるとか、企業も全部入っていくわけですが、そういうことを描いて、行政サービスの末端機関としての位置づけを持ちながら、行政が行うべき仕事を随意契約で出していくというような、そういった中身になっているわけですよ。したがって、そうであるならば、協働のまちづくりとは全然性格が変わってくると思いますので、町がきちっと条例のあり方で、それを、その権限は首長にあるということでもありますから、ぜひ町長が協働のまちづくりの範囲ということで考えているのであれば、そういった範囲にとどめるということが大事だと思うのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 条例で定めるとなっていますが、条例は、私の解釈では、制定しなければならないとはなっていないと思うのです。そういう解釈を私はしていましたので、そういう要件、言ってみれば、まちづくりと一緒にやってくれる法人等の要件は、条例で定めなければならないとなっていますが、条例をつくりなさいとはなっていないとは思って、今、そう解釈しています。ですから、私は条例をつくる気持ちは全くありませんでしたし、私の認識は答弁で申し上げたように、これはもう行政を共に進めていくパートナー、協働のまちづくりのパートナーという認識をしておりますので、何を今さら法律でつくったかなという認識です。

ですから、それをわざわざ何か強制的にやらせる、NPO等あるいは団体をやらせるということはそもそもおかしいじゃないですか。ですから、私は今まで我が町が進めてきた協働のまちづくりのパートナーとして、以後、これからも協力いただきたいということで答弁は示させていただいたと思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 制定しなければならぬか、しなくてもいいのかというところは、私はしなければならぬと思ってお尋ねしましたけれども、町長がそうおっしゃられるなら、再度、研究がいるかなと思います。

ただ、何で今さらとおっしゃって、本当にそうですよ、何で今さらですよ。私、先ほど自治法制定の歴史的な流れ、ちょっと触れさせていただいたのですけれども、これ過去にもあるのですよね、似たようなものが、1943年に地方制度改革というのが、これ、戦争中ですよ、43年ですから。そのときに、やはり住民の自治組織である地域、当時は部落だとか町内会だとかというのが、行政の末端組織として制度化されて、そこでやはり配給が行われたり、それから市町村の業務の代行だとか、言わば住民の監視組織みたいなもの、実際につくられてきていたわけですよ。

こういったもの、今回のものが全くそれと同じだとは言いません。でも、そういうことも想定されるのだということも、背景にあるということもぜひ押さえていただいて、条例をつくる考えがないということであれば、そういう姿勢を貫いていただきたいと思います。どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 法律はもう少し読まないといけない、ざっと読んだ中での話ですので、ちょっとこの場で言い切るの、ちょっと言い切れるまで自信がありませんけれども、いずれにしても、この根っこにあるところが、どんどん人口減少が進んできて、行政、いわゆる役場だけではまぢづくりができなくなってきているので、そこでお助け隊みたいなそういう形の中で、一翼を担っていただけの団体については担っていただくというのが、私は根っこであるのかなという解釈をしておりますので、先ほど申し上げたように、協働のパートナーという位置づけは何ら変わらないし、今後も我が町において、どうしてもこの団体に、この企業にやってもらわなければならないということが、果たして出てくるのかどうなのか。そこがあるとしたら、委託ですね、民活というのはあるかもしれませんが、行政が本来担うべき役割について無理くりやってもらうようなそんなケースは、ちょっと今のところ考えられないものですから、これ、20年、30年たったら分かりませんが、現時点においては想定をしていないということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 法律は、多分いろんな、何ていうのですか、そのときの政権が力を持ってつくっていくわけですから、いろんなことを想定して、入口は人口減少だから、あるいは災害があるから、コロナが感染したからということであるのですけれども、しかし、私たちは同じ過ちを繰り返さないという、過去の歴史という大事な財産を持っているわけですから、それを生かした次への展開、運用ということで、今、町長のいただいた答弁、私は納得できますので、その方向性で力を発揮していただきたいと思います。

少子化対策についてお尋ねをいたします。

今回、少子化対策、私が3度目、4度目になるのですけれども、改めて幕別町の人口ビジョンの計画の見直しの時期、毎年議論はされていますけれども、見直しの時期に来ているということと、改めて増田リポートの第2弾が出されまして、多少の変更はありますけれども、人口減少というのが声高々に押し出されてきた。しかし、ではその背景一体何なのだ、これまで人口減っていくのは一体どこに理由があるのだと、町村の努力が足りないのかということになれば、私はそうではないと思うのですよね。

そこで改めて、幕別町の人口ビジョンの位置づけ、将来的にも1.55の出生率をキープしながら、まちづくりをやっていくということで、この間、令和2年からの計画書をずっと持ってこられました。変更にあたっては、住民の皆さんの、関係者の意見聞かれてということでもありますから、私なりに変更について思うことで、この質問の中身に沿ってお尋ねをしていきたいと思います。

まず一つは、1.55の目標そのものことですが、これ全然達成したことは今までありません。お示しいただきましたが、20年から24年の5年間は1.46、次は1.41、また1.46に戻っていると。1.55

からとなると、0.11 はものすごい数字だと思うのですが、この数字については、そのときのアンケートの希望的な答えが多かったからということですが、これはやっぱり町長、このまま持ち続けるということなのではないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 当時のアンケートを基に、プラス町としての希望的な思いというもの、期待値も込めて 1.55 という数字になっていますね。1.55 が本当に実現できるかどうかという、本当に厳しい数字ではあると思いますけれども、今ここに来てこの数字を下ろすということはしたくない。やっぱりそれに向けてさまざまな施策、定住、子育て支援策というものをやっていくことは必要だろうと。一方では、これも努力していくのですが、もう一つ私が町長就任以来取り組んできたのは、総人口はもう減るのは仕方がない。というのは、私は平成 27 年に町長になっていますけれども、増田レポート、日本創成会議の増田代表が数字を出したのは平成 26 年なのです。約 1 年前に出されていて、そのことは、人口が減っていくことはもう私は立候補するとき承知していたわけで、それよりもむしろ問題にしたいのは、1 市 3 町帯広圏において、やはり高齢化が進んでいる。つまり年少人口がいない。年少人口プラス生産年齢人口の割合が低い。何とかそこを高めていく必要があるであろうと。単に人口を延ばすだとか、なるべく減らさないというよりは、年齢構成の若返りが必要だろうと。そういうことをしないと、将来幕別町は本当に厳しい状況になるだろうという思いで、この間ずっと定住対策と少子化対策をやってきたわけでありまして。

その結果、総人口はもうピークが平成 26 年の 4 月末、2 万 7,714 人いましたけれども、そこから約 2,300 人もう減っています、この 3 月までに。減っていますけれども、若返りは進んでいる、そういう実感を得ていますので、人口よりも活力は戻ってきている、若返りということは。ですからそこは、子育て、子どもと子育て世帯の人口という社会増減を見たときに、640 人ほど増えてきているんですね。2,300 人減っているけれども、その人口は社会増で 640 人ほどプラスになっているということがありますので、やはりそこはしっかり進めていく。そのことによって 1.55 も何とか達成したいと、そんな思いでいるところであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 目標は、ただ絵に描いたものであつてはならないと思う。しかし、その目標をこたわり続け、堅持することで、そこに近づく政策を展開していくと、これとっても大事なことだと思うのです。そういう点では、さらに期待をしたいと思うのですが、ただ私 1 番目の質問で申し上げましたけれども、町長言われるように、少子化、それから人口減少というのは、我が町だけではなくて今国全体の問題だと。なぜ人口が減るのだ、子どもがなぜ生まれないのだということから言って、今、国は異次元の子育て支援とかというのを新しいのを打ち出して、その最後に「こども誰でも通園制度」というのが入ってきて、もうびっくりしてしまって、これ最後にお尋ねするのですけれども、これは人口ビジョンを来年見直していくときの基本的な考え方として、私は持っていたきたいと思うのですが、なぜ少子化なのだというその理由ですよ。そこは、単に若者が減った。では、若者何で減ったのだと。結婚する人が少ない。これ今お聞きしていたら、結婚された方が令和 5 年 79 組と、最初のときよりも 6 割近く減ってしまっているのですよね。なぜこうなのだと、ここが私問題だと思うのですよ。

これは国の政策によるところ多いです。第一には低賃金、そして既婚者が少なくなっている。それはどうしてかという、なぜこんなに結婚する人が少ないのだという中では、結婚しても暮らすだけの経済基盤がないということが大きいのと、その背景に、これいつも言うのですが、正職員と非正規職員の既婚率、裏返せば結婚はしない人。例えば 20 歳から 29 歳までの男性、この 29 歳までの男性はまだ 7 割近く結婚していないのです。けれど、これが正職員では 69.5 パーセントが、非正規であれば 87.5 パーセント、結婚していない人多いのですよ。さらに、30 代になって結婚する人ちょっと増えてきて、非婚率というのが減るのですけれども、非正規職員の結婚していない男性というのは 41 パーセント、30 歳から 34 歳。しかし、非正規は 77.7 パーセント。同じく 39 歳の方も正職

員の方は結婚していない人 27.6 パーセントですけれども、非正規の方は 70.1 パーセントと。これやっぱり、根本的にこういう雇用形態が続く限り、一つには少子化は克服できないだろうと。

二つ目、やっぱり女性のジェンダー不平等といいますか、そこがやっぱり問題だということで、男性と女性、今、男女共同参画という視点でまちづくりどんどん進むのですけれども、現状で、今、日本の女性が、その家事とか育児とかということにどれだけ時間を費やしているか、男性と比べてどのぐらい違いがあるかといいますと、日本の女性の無償労働時間、育児や家事も含めて、平均時間で、2016 年で 3 時間 28 分、この前のときはもっとも高いのですよね。これ、男性の時間から比べたら、およそ日本の女性の家事・育児に関わる時間は 5.5 倍と出ているのですよ。こういう状況を残して、女性自身も社会進出や経済的理由で、仕事を求めて外に出られる人多くなっていますよね。でも、この家庭の状況は変わっていない。そうすると育児に疲れるというか、本当に喜びを持って当たれないということがあります。

賃金格差もそうです。賃金格差は、日本全体が 30 年間上がらなかったと。1991 年を 100 にしたら、日本は 10.31、ほとんど上がっていません。他国と比べたら雲泥の差。米国の 146 とかいろいろあります。だから、やっぱりここに低賃金と女性の家事労働の負担、さらに付け加えて言えば、高等教育費の個人負担の増加、これは、高校終わった後の教育です。これが大きいと。もう大学を終わった方が、平均 351 万円の奨学金の返済を持って、今、社会に出ているというようなことでありますから、こういうことがあって、そして各町村にいろいろ頑張れと言ってきたとしても、本当に難しい。

私は、やはり幕別町の人口ビジョン、あるいはこれから総合計画ももちろんそうですね。そこに、やっぱり元気な子どもさんが誕生していく町になってほしいですよ。そういったときに、今のような視点を文言にどう入れるかというよりは、議論の土台の中にやっぱり持っていただいて、そして改善に向けると。そのことによって、この 1.55 についても道が開けるといような、そういう考えで臨んでいただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 思いは珍しく一致しているのですけれども、ただそれは、町の審議会で議論するにはあまり大き過ぎて、これは私も地方創生が始まった平成 27 年から始まったときから言っているわけで、国が当時、補充率 100 パーセントで 2,000 億円出すから、地方の創意工夫で人口減少対策やってくれよということだったのですが、翌年になったら、事業費ベースで 2,000 億円にして 1,000 億しか出さないのですよね。補助率 2 分の 1 にしたわけですよ。それも本当にやる気がないような中での地方創生が、もう 10 年が終わろうとしている。この根本は、今言った賃金が上がらないということもありますし、やはり子育てする上で医療費と教育費がかかるのですよ。これを何とかしないと、安心して産み育てるような環境にならないと、ずっと私も言い続けてきていましたし、与党の政策懇談会でもそういうこともずっと申し上げてきているわけで、そこを何とか国においてやってもらわなければならない。

財源の問題あります。これはどこから調達するのか、その選択というのではありませんけれども、やはり国が本気度を持ってやらないと、これは人口減少なんていうのはもう全く解決できませんので、そこはそこでずっと私は言い続けていきたいと思っておりますし、ただ、やはり町内の審議会においては、幾らかでも希望を持って、結婚して子どもを産み育てるような、そんなものができてくれればありがたいのですが、なかなかそういうメニューというのはないのですよね。もうかなりやり尽くしたなという感じがありますので、ただ、気持ちだけは前に向いていくような、活発な議論をしていただきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 答弁いただいたのを見たときに、改めて頑張って、高校生までの医療費の無償化をはじめ、修学旅行の応援であるとか、本当に頑張ってきたな。あとは伴走型、育児の悩みに答えるソフト面での支援もやってきているし。でも、これでよしということではなくて、さらに可能なことは幾らでもあると思っております。今、自治体によっては、奨学資金返済についての支援を行ったり、午前

中もありましたけれども、高い教育費の負担軽減にも、もっともっと切り込んでいく余地はありますし、給食費の問題だとかもありますから、それは今後のまちづくりの中で、大いに検討していただければと思います。

私は、町長が審議会では難しいというのは分かっています。だから、文言に入れるということにはならなくてもというのは、そういう意味だったのです。したがって、ベースとして押さえていただきたいということでもあります。

2,000億円が1,000億円のお話を聞いて本当にひどいなと思いましたが、今回の異次元の子育て支援を見ても、本当にこれで子どもが増えるかというような中身なのですよね。第3子以降は、3子目から3万円出しますよとかね。でも、それ全部年間トータルで見ると、たかだか年額で20万であったり、50万であったりということなのですよ。それで子どもさん1人増えていくのかと言ったら、そうはならないですよ。だから、やっぱり声を上げることと、町の政策を頑張っていただきたいということと、その中に入っていたのが、この「こども誰でも通園制度」なのですけれども、これは2026年ですから、あと2年でやりなさいと、幕別町もやりなさいと言われていたのですよね。ほかのところを十分よく、今までの周りを見ながらも検討したいということなのですけれども、これやっぱり実施を検討というよりは、実施できないという声を上げることのほうが大事なのではないかなと、そのぐらい期待のできない制度だと思います。

具体的に言えば、中身は町長お答えいただきました。私は一番懸念するのは、本当に子どもさんにとってよい制度なのか、保育育児にとって。だって、いきなり子どもを、1日2時間なり3時間なり、月10時間、好きなところに好きな時間、極端に言ってしまったら、ネットで予約して預けてきていいと、それが子育て支援なのだというのが、この長く保育行政に携わってきた市町村に対して、そんなことよく言うてくるなと思いました。したがって、実施というよりはむしろ弊害が多いということで、町村会でもいろいろそういう機会あると思いますので、難しいという声を上げることのほうが大事ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国においても、並大抵には進まない、非常に苦なのだろうという思いがあるからこそ、全国118自治体で試行をやるというか、検証するというところでありますので、それをやっていくとほぼ分かってくるのではないのでしょうか。

それと、やはり子どもにとって本当にいいのか、健全な育成につながるのかということが一番心配するわけですよ。預けたいときに何時間預ける、次はこっち預けるとか。したら、全く体系的などうか、子どもの健全な育成を主眼においた保育というのは、できるのかなという心配もあるわけがありますし、場所がころころ変われば、慣れなくて泣いてその時間終わってしまうとか、そういうことも懸念されるわけですから、いずれにしても、今年試行するということをやって、もう始まったかどうかちょっと分かりませんが、やるということになっていますので、その中で十分、やらないほうがいいのかという結果が見えてくるのではないのかなとは思っています。いや、良識があれば多分そういう結果になるのかなと思っていますし、そもそも待機児童がまだ解消し切れていない中で、どうやってマンパワーを確保するのだということもあろうかと思うのですよね。ですから、本当満足な保育というものができるのかと。何か見せかけだけで、こども誰でも保育園と言っているような気がしてならないわけで、そこはやっぱり国においてしっかり検証した上で、決めたからやるのではなくて、やっぱりしっかりした判断をした中で、是非を決めてほしいと思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 以上を持って、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、13時50分まで休憩をいたします。

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、議案第64号から日程第12、議案第73号までの10議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第64号から日程第12、議案第73号までの10議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第64号、幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第64号、幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

本条例は、明治4年の太政官布告に基づき創設された印鑑登録証明に関して、その後の市町村間での制度の不統一を解消するため、昭和49年に自治省が発した「印鑑登録証明事務処理要領」を経て、印鑑の登録と証明についての必要な事項を定め、52年7月1日に施行したものであります。

幕別町では、デジタル技術を活用した地域課題の解決や魅力向上の実現に向けて、今年度、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した自治体DXの取組を推進しております。

その取組として進めている「コンビニ交付サービス」は、地方公共団体情報システム機構、J-LISと言われていますが、提供する自治体基盤クラウドシステムと連携し、全国のコンビニ店舗に設置されている多機能端末機から、マイナンバーカードを利用した公的個人認証サービスにより本人確認を行い、住民票や印鑑登録証明書、納税証明書、課税証明書、所得証明書を交付するもので、本年12月中旬からの運用を予定しております。

現行、印鑑登録証明書の交付は、窓口において印鑑登録証の提示が必要となりますが、コンビニ交付サービスでは、印鑑登録証の提示によらず、多機能端末機からのマイナンバーカードの利用により印鑑登録証明書の交付を行いますことから、これに伴う所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

第7条は、印鑑を登録する印鑑登録原票について定めております。

第2項として、「印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調製することができる」と加えるものであります。

第13条は、見出しを「印鑑登録証明書の交付」に改め、本条を第1項として、「印鑑登録原票の写し」に、第7条第2項の規定により磁気ディスクにより調製された印鑑登録原票により作成したものを含むとし、当該写しを「印鑑登録証明書」というと改めるものであります。

第2項として、コンビニ交付サービスとして行う、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付規定を加えるものであります。

コンビニ交付サービスにおいては、印鑑登録証明書の交付1通につき、町からコンビニ事業者に税込み117円を、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に税込み180円を手数料として支出いたしますが、幕別町手数料条例において定めております「印鑑登録証明手数料」1通につき300円は、コンビニ交付による場合も窓口交付と同額とするものであります。

議案書の7ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第65号、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第65号、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の8ページ、議案説明資料の3ページをご覧ください。

本条例は、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき国が定めた行動計画策定指針において、次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定をはじめ、その推進・評価に際し、住民の参画を促進することが求められたことを契機として、平成21年3月に、幕別町次世代育成支援対策地域協議会の設置について、定めたものであります。

このたびの改正は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として令和5年4月に施行された「こども基本法」を受け、政府が同年12月に定めた「こども大綱」を踏まえ、審議会の名称等を改めようとするものであります。

議案説明資料3ページをご覧ください。

条例の題名を「幕別町こども施策審議会条例」に改めるものであります。

第1条は、設置について定めております。

「こども」に関する施策を総合的に審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として幕別町こども施策審議会を設置するものであります。

本条例における「こども」は、括弧書きで「こども基本法第2条第1項に規定するこどもをいう。」と定めております。

同法第2条第1項は、「この法律において『こども』とは、心身の発達の過程にある者をいう。」と定めております。

同法を受けて、政府が定めた「こども大綱」においては、同規定の意味を「18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したもの」と説明されております。

第2条は、所掌事務を定めております。

審議会が調査審議する事項の第1号を改めるものであります。

第1号は、子ども基本法に規定にする「市町村子ども計画」の策定および変更に関することとして、括弧書きで、同法の規定により一体のものとして作成できるとされているアからエまでの四つの計画を含むと定めるものであります。

アは、改正前の第1号であります「次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画」イは、「子ども・若者育成支援推進法に規定する市町村子ども・若者計画」ウは、「子ども・子育て支援法に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画」エは、「子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する市町村計画」であります。

4ページをご覧ください。

4ページは、表現の整理に伴う改正であります。

5ページ、6ページは、同条例改正に伴う条例と審議会の名称の改正に伴い、二つの条例の引用条文の改正を本条例の附則において行うものであります。

議案書の9ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1条は、この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

第2条および第3条は、改正前の条例の規定により委嘱された幕別町次世代育成支援対策地域協議会委員である者は、改正後の条例による幕別町子ども施策審議会委員として委嘱されたものとみなすとするなどの経過措置を定めております。

第4条および第5条は、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例施行に伴う改正を定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第66号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第66号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明資料の7ページをご覧ください。

行政のデジタル化を推進し、医療の高度化や迅速な給付を実現する基盤を整えるため、国は、令和5年4月1日から、医療機関におけるマイナンバーカードを利用したオンラインでの資格確認を原則義務化し、同年6月9日「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」を公布いたしました。

マイナンバーカードと被保険者証を一体化し、現行の被保険者証を廃止することなどを内容とした改正がなされ、同法の施行期日を定める政令において、本年12月2日から施行すると定められました。

同法において、国民健康保険法が改正され、被保険者証の交付、返還等に係る規定が削られましたことから、本条例において所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の7ページをご覧ください。

現行、国民健康保険法第 127 条は「市町村は、条例で、第 9 条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は被保険者証の返還に応じない者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。」と規定しております。

この規定を受け、条例第 15 条において、「過料の対象となる者とその額」を定めております。

同法第 9 条第 1 項と第 9 項で定めている被保険者の資格の取得と喪失に関する事項などの市町村への届出義務を怠った場合、もしくは虚偽の届出をした場合、または同条第 3 項もしくは第 4 項の規定、この規定は、保険税を滞納している世帯主が納期限からさらに一定の期間内に保険税を納付しない場合は、被保険者証の返還を求めるものとする規定であります。これに応じない場合には 10 万円以下の過料を科すると定めております。

改正国民健康保険法において被保険者証の規定がなくなり、実質的に廃止となりますことから、「被保険者証の返還に応じない場合」の文言を削るものであります。

議案書 11 ページをご覧ください。

附則についてであります。

第 1 項は、この条例は令和 6 年 12 月 2 日から施行するとするものであります。

第 2 項は、罰則の適用に係る経過措置を定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 67 号、幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例および日程第 7、議案第 68 号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 67 号、幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第 68 号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 12 ページ、議案説明資料の 8 ページをご覧ください。

議案第 66 号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例と説明が重複いたしますが、国は、令和 5 年 4 月 1 日から、医療機関におけるマイナンバーカードを利用したオンラインでの資格確認を原則義務化し、同年 6 月 9 日交付の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律において、マイナンバーカードと被保険者証の一体化と被保険者証の廃止を定め、本年 12 月 2 日から施行することとされました。

このたびの条例改正は、被保険者証が廃止されることに伴い、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の要件を加えるとともに、オンライン資格確認を受けることができない状況にある方が医療機関等を受診する際の資格確認のための書面である「資格確認書」の提示による方法を定めるなど、所要の改正を行おうとするものであります。

はじめに、議案第 67 号、幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の 8 ページをご覧ください。

第 6 条は、受給者証の提示を定めております。

現行、子ども医療費の助成を受けるときは、保険医療機関または保険薬局に対し、被保険者証または組合員証を受給者証と合わせて提示することとしておりますが、被保険者証の提示に替えて、電子資格確認または資格確認書の提示により保険給付の対象であることの確認を受けた上で、受給者証を提示することとするものであります。

第8条は届出の義務を定めております。

第3号は、被保険者証の廃止に伴う文言整理であります。

議案書の12ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和6年12月2日から施行するとするものであります。

以上で、議案第67号、幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第68号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第67号、幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例と同様に、被保険者証が廃止されることに伴う資格確認の要件について、所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料10ページをご覧ください。

第7条は、受給者証の提示を定めております。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成を受ける際、保険医療機関または保険薬局に対し、被保険者証の提示に替えて、電子資格確認または資格確認書の提示により保険給付の対象であることの確認を受けた上で、受給者証を提示することと改めるものであります。

議案書13ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和6年12月2日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 前段の議案第65号にも通じたのではないかと思いますのですが、ただ今ご説明いただきました67号と68号、いわゆるマイナンバーカードが12月2日から施行されるということに伴って、それぞれ子ども医療費であれば、その資格あるいは重度心身障がい者につきましても、その証明ということではありますが、ご説明の中に、必要とするものは、電子資格確認書あるいは資格確認書と言われましたけれども、この電子資格確認書を持たない場合、資格確認書になるのかなと思うのですが、この資格確認書というのは、どういう手続を経て本人のところに届くようになるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 資格確認書についてであります。資格確認書は、本年の12月2日以降、マイナ保険証にひもづけていない方に対して、これまでの保険証の代わりになるものとして交付するものであります。手続によらず、こちらから必要とする方に交付する形となっております。国民健康保険に関しては、そのような形となっております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） そうしますと、今まで使用しておりました国民健康保険証、たしか来年の7月までが期限となるのですが、それを使うのではなくて、自動的に新たに資格書が送られてくると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 申し訳ございません。説明が不足しておりました。12月2日以降も、有効

期限のある保険証をお持ちの方につきましては、国民健康保険でしたら来年の7月31日までにつきましては、お持ちの保険証で医療給付を受けることができとなっております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 再度確認いたします。そうしますと、来年の7月31日以降に、この電子資格確認書を持たない方につきましては、前段、説明がございましたように、自動的に幕別町のほうから資格確認書が送られていくということを確認してよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 来年の7月31日で有効期限を迎える保険証をお持ちの方に対しましては、国保に関しては切れ目なく保険給付を受けられるように、こちらから資格確認書を送付させていただきます。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第67号、幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第68号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第69号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第69号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の14ページ、議案説明資料の12ページをご覧ください。

平成20年4月に創設されました後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合、北海道では「北海道後期高齢者医療広域連合」が、その運営に当たっております。

本議案は、令和5年6月9日に公布されました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」において、マイナンバーカードと被保険者証の一体化され、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要性が生じたことから、規約の変更について、議会の議決を求めようとするものであります。

広域連合の規約の変更に係る手続は、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣の、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。

当該協議は、同法第291条の11の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと定められておりますことから、提案するものであります。

議案説明資料の12ページをご覧ください。

規約の新旧対照表であります。

第4条は、広域連合の処理する事務を定めております。

現行、広域連合の処理する事務を本条各号で、ただし書で、当該事務のうち関係市町村が行う事務を別表第1で、現行は定めております。

令和6年12月2日から医療保険各法において被保険者証が廃止されますことから、13ページの別表で関係市町村の事務としている「被保険者証の引渡し」等の事務を削るに際し、併せて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条において、広域連合と関係市町村の事務分担に関する規定を定めておりますことから、現行、法定事項を入念的に定めている規約第4条の各号規定と別表第1をこの際、削るものであります。

第19条第2項は、別表第1を削り、別表第2を別表とすることから改めるものであります。

議案書15ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 類似の質問になりますが、ただ今のご説明であれば、別表第1、第4条関係の内容につきましては、幕別町ではこれからは行わないことになっていくと理解していいのでしょうか。そうなった場合に、同じような心配をしてお尋ねするのですけれども、マイナンバーカード、この電子資格確認書を持たずして資格確認書になる場合に、この業務が廃止されたということになれば、後期高齢者医療広域連合から直接加入者のほうに渡っていくということになるのでしょうか。その場合には、先ほど子ども医療費のところ等でお尋ねしたように、来年の7月31日までの有効期限があり、そのときには自動的に交付がされる。その自動的にする相手は、広域連合だということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） まず、別表第1の削除の件でございますが、こちらにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律のほうに定められている事項となっております。今回の改正に合わせて、入念的に今まで定められた事項を削除して、規約を成立するといったものでございます。なので、今まで各自治体が担っていた業務というのは、今後も引き続き行うような形となっております。そのため、資格確認書の交付等につきましても、自治体から送付をするという形になるかと思えます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） そうしますと、今回のこの条例改正は出ましたけれども、保険者と被保険者の関係、幕別町がこれまで携わってきた業務については、この条例廃止されることによって変わることなく、今までどおりに実施されると。今までどおりに高齢者のさまざまな保険証の業務について、相談も受け、対応もするというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） はい。今までと変わりなく町のほうで対応いたします。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第70号、令和6年度幕別町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第70号、令和6年度幕別町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億897万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ188億5,491万8,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」「1追加」であります。

幕別認定こども園実施設計業務委託料であります。

本年4月に旧幕別中央保育所を使用し、開園いたしました幕別認定こども園は、施設や設備の老朽化、駐車場の確保が喫緊の課題で、早期に解消する必要がありますことから、旧わかば幼稚園を改修するとともに、乳児室や給食調理室などを増築することいたしました。

既存の施設において、玄関と職員室を拡充し、ボイラーの更新などをはじめ、屋根、外壁、床、内壁の改修を行い、現施設の東側に保育室、ほふく室、乳児室、調理室などを増築する計画であります。

現施設の面積596.64平方メートルに約290平方メートルを増築する内容で、実施設計を委託するに当たり、本年度中の設計完了が困難なことから、実施設計業務委託料、令和7年度を期間に1,839万円に消費税および地方消費税を加算した額を限度額として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

補正予算成立後に速やかに契約業務に着手し、来年4月に実施設計を終え、その後、直ちに所要の予算を計上し、建設工事を進め、令和8年6月までの完成を目途に進めてまいりたいと、計画しております。

5ページになります。

「第3表 地方債補正」「1変更」であります。

アルコ236整備事業は、設備の老朽化が著しい、厨房の換気設備と冷凍庫の更新を追加して行おうとするものであります。

450万円を追加し、限度額を2,020万円に変更しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更ありません。

歳出をご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、20目地域おこし協力隊推進事業費176万6,000円の追加であります。

今年度末に任期を迎える2人の隊員からの引継ぎや任用に係るミスマッチを防ぐため、新たに迎える隊員のインターン期間として20日間、3人分の報酬のほか、隊員募集に係る広告料や、移住フェアへの旅費、出展料などを見込むものであります。

22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費7,057万1,000円の追加であります。

事業概要をご説明いたしますので、議案説明資料の14ページをご覧ください。

1、定額減税調整給付金給付事業7,057万1,000円であります。

事業内容欄をご覧ください。

デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、定額減税をし切れないと見込まれる方に対し、給

付金を給付するもので、さきの第2回定例会での予算計上額に追加するものであります。

事業内容欄の後段をご覧ください。

第2回定例会の予算提案時は、町の総合行政システムの個人住民税管理システムの課税情報を基に、対象者を4,400人、給付金総額を1億3,598万円と積算・推計し計上したものであります。

8月上旬、国から提供された算定ツール、これはコンピュータプログラムであります。これにより積算・推計したところ、対象者5,000人、給付金総額2億630万円と見込まれたことから、不足見込み額を追加するものであります。

積算欄に記載のとおり、今回の追加補正の対象者数は1,800人、給付金7,032万円であります。

加えて、印刷製本費や郵便料などの給付事務に係る事務費25万1,000円を追加するものであります。本補正を加えた事務費の総額は1,275万3,000円であります。

補正後の事務費を加えた総事業費は、表の左側最下段に記載のとおり2億1,905万3,000円であります。

議案書の10ページにお戻りください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費758万8,000円の追加であります。

障害者自立支援給付事業に係る精算還付金であります。

このうち、500万9,000円は、事業費確定に伴う、国と北海道への精算還付金であります。

残額の257万9,000円は、音更町内の生活介護事業所における平成30年度から令和3年度までの介護給付費の不正請求と過誤請求分に係る事業費確定に伴う、国と北海道への精算還付金であります。

財源欄の「その他」に計上している343万8,000円は、幕別町への返還額85万9,000円を含む、事業者からの返還金であります。

8目重層的支援事業費40万2,000円の追加であります。

ひきこもり対策推進事業は、前年度の事業費確定に伴う国への精算還付金であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費5,926万8,000円の追加であります。

児童福祉総務事務事業は、本年10月から、児童手当制度の改正に伴う児童手当等の追加であります。

所得制限の撤廃をはじめ、支給期間が高校生年代まで延長され、第3子以降への給付額が3万円に増額される内容であります。

11ページになります。

中ほどの19節扶助費の児童手当5,522万円のほか、12節を除き、会計年度任用職員6か月分の報酬や郵便料や印刷経費などの事務経費を追加するものであります。

12節は、子育て短期支援事業、要支援児童などのショートステイに要する委託料の追加であります。

出産・子育て応援給付金給付事業は、前年度の事業費確定に伴う国への精算還付金であります。

過年度国庫支出金等返還事務事業は、前年度の子育て世帯生活支援特別給付金の事業費確定に伴う国への精算還付金であります。

今年度、相当する事業がないことから、過年度国庫支出金等返還事務事業としたものであります。

12ページをご覧ください。

2目児童医療費23万5,000円の追加であります。

前年度の養育医療費の確定に伴う国への精算還付金であります。

3目施設型・地域型保育施設費342万4,000円の追加であります。

前年度の認定こども園等施設型給付事業に係る国と北海道への精算還付金であります。

6目児童館費221万9,000円の追加であります。

前年度の学童保育所運営事業に係る国への精算還付金であります。

13ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健対策費285万7,000円の追加であります。

乳幼児健診事業は、国のこども未来戦略方針において、妊娠期から切れ目ない支援の拡充として位置づけられた1か月児健康診査助成事業を本年10月から実施しようとするものであります。

医師による個別健診で、身体発育状況をはじめ、栄養状態、身体の異常の早期発見、健康相談などを内容とした健康診査に要する費用 4,000 円を上限に 70 人分を計上するものであります。助成費用の 2 分の 1 が国から補助されるものであります。

妊娠・出産包括支援事業は、ベビースケールの更新であります。

不妊・不育症対策事業は、特定不妊治療費助成金で、生殖補助医療 40 回分と先進医療 32 回分を、一般不妊治療費助成金 12 回分を追加するものであります。

3 目予防費 247 万 7,000 円の追加であります。

前年度の緊急風しん抗体検査等事業に係る国への精算還付金であります。

4 目成人保健対策費 3 万 6,000 円の追加であります。

前年度のがん検診総合支援事業に係る国への精算還付金であります。

5 目診療所費 45 万 7,000 円の追加であります。

忠類診療所運営事業は、ボイラーの温水ポンプ制御回路の改修工事費を、忠類歯科診療所運営事業、13 節は、本年 4 月に着任した歯科医師の世帯向け賃貸住宅入居に要する差額分の賃借料を追加するものであります。

14 ページをご覧ください。

14 節は訪問診療におけるオンライン資格確認システムの導入に係る工事費であります。

6 目環境衛生費 32 万 5,000 円の追加であります。

今後、動力制御盤の更新に係る葬斎場改修工事を行います。工事施工者との協議において、火葬炉を使用できない期間が、当初の見込みに比して長期となりましたことから、その期間の町外火葬場使用料を 10 件分追加するものであります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 3,934 万 5,000 円の追加であります。

産地生産基盤パワーアップ事業は、高収益化に向けた取組や麦・大豆の生産拡大を図るための取組などを支援するもので、今回は大豆の生産拡大に向け、2 団体がリース導入するコンバインやトラクター等に対する国からの間接補助金であります。

麦・大豆生産技術向上事業は、先進技術を取り入れた新たな営農技術等の導入を支援するもので、4 団体の小麦、大豆の生産性向上の取組に対し、その面積に応じて交付される国からの間接補助金であります。

7 目農地費 585 万円の追加であります。

土地改良施設等維持管理事業、13 節は明渠排水路の土砂さらいに係る重機借上料を、15 ページになります。

14 節は、これまでの大雨の影響を受け、猿別地区の明渠のコンクリート製水路の側壁が倒壊し、大型土嚢で応急対応しておりますが、この復旧に要する工事費であります。

多面的機能支払交付金事業は、交付対象面積の減少に伴う、令和元年度から 5 年度までの交付金の北海道への精算金であります。

7 款 1 項商工費、3 目観光費 450 万円の追加であります。

アルコ 236 の厨房の換気設備改修工事費と冷凍庫の更新であります。

5 目企業誘致対策費 610 万 8,000 円の追加であります。

指定地域内において工場の増設を行った企業 1 社に係る投資額の 10 パーセント相当額の企業開発促進補助金と土地取得額の 30 パーセント相当額の工業用地取得促進補助金であります。

16 ページをご覧ください。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育財産費 16 万 5,000 円の追加であります。

学校敷地内などのスズメバチ駆除などに要する費用であります。

4 目スクールバス管理費 90 万 8,000 円の追加であります。

スクールバスのエアコン系統の故障に伴う修繕費であります。

4 項社会教育費、5 目ナウマン象記念館管理費 28 万 9,000 円の追加であります。

ボイラー室と空調機械室の配管バルブの修繕費用であります。

5 項保健体育費、2 目体育施設費 18 万 2,000 円の追加であります。

忠類町民プールにおいて、昨年度と同様に地下水の水位低下に伴い、取水できなかったことから、代替措置として行った水道水による給水に要する水道料と農業集落排水施設使用料であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6 ページまでお戻りください。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 5,846 万円の追加であります。

児童手当の制度改正に伴う国庫負担金であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 7,057 万 1,000 円の追加であります。

定額減税調整給付金給付事業に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

2 目民生費補助金 178 万 7,000 円の追加であります。

細節 1 は、子育て短期支援事業の、細節 3 は、児童手当支給事務費の補助金であります。

3 目衛生費補助金 20 万 1,000 円の追加であります。

1 か月児健康診査とベビースケール更新に係る国庫補助金であります。

17 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 161 万 8,000 円の減額であります。

児童手当制度に係る北海道の補助率が変更となりましたことから、減額するものであります。

7 ページになります。

2 項道補助金、2 目民生費補助金 2 万 5,000 円の追加であります。

子育て短期支援事業に係る補助金であります。

3 目衛生費補助金 41 万 3,000 円の追加であります。

不妊治療費助成事業に係る補助金であります。

4 目農林業費補助金 3,934 万 5,000 円の追加であります。

細節 10 は、産地生産基盤パワーアップ事業道補助金、細節 11 は、麦・大豆生産技術向上事業道補助金であります。

21 款 1 項 1 目繰越金 3,134 万 4,000 円の追加であります。

8 ページをご覧ください。

22 款諸収入、5 項 4 目雑入 394 万 4,000 円の追加であります。

細節 22 は、障害者自立支援給付費返還金、細節 41 は、忠類歯科診療所の医師住宅家賃に係る指定管理者からの負担金、細節 65 は、忠類歯科診療所のオンライン資格確認に係る社会保険診療報酬支払基金からの補助金、細節 67 は、多面的機能支払交付金の交付対象面積の減に伴う 3 組織からの返還金であります。

23 款 1 項町債、5 目商工債 450 万円の追加であります。

アルコ 236 整備事業債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） 説明資料の 14 ページでお尋ねしたいと思います。歳出では、定額減税、9 ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の中であります。

説明書の中には、事業内容のところ、8 月上旬、国から提供された算定ツールにより積算したところ、対象者 5,000 人、給付総額で幾らになるかな。要するに、不足の見込額を追加するということですが、この対象になる町民の方たちに対して、個別に連絡が行き、結局、減税をし切れなかった方ですから、給付になると思うのですが、どんな形、どんな手続を経て本人のところへ届くようになるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 定額減税調整給付金に係る手続についてでございますが、8月30日に確認書と申請書ということで、対象となる方に申請書のほうを発送しております。それが、今、随時返ってきている状況でございます。内容の資格審査を経て、内容が適正であればそのまま給付という形になります。1回目の給付なのですけれども、ただ今9月18日に1回目の振込を予定しているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 確認書を送った対象者というのが1,800人になるのでしょうか。つまり国から提出されて、その積算に基づいて検証したら5,000人だったと。新たに1,300人ということは、既に3,200人のところには、この4万円の還付が何らかの形で実施されており、今回の新たな算定基準に基づく、この方たちがいわば漏れていたということになって手続が開始された、こういうことでしょうか。

といいますのは、この定額減税に対する問合せというのがかなりあるのですよね。これとは違っても、お知らせ広報とか、広報ページでもなかなか理解できないという声もありまして、今回改めてこの予算が計上されましたので、今お尋ねした中身についてお答えをいただいて、住民の方に明確に伝わるようにしていきたいと思っておりますので、お答えください。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 今回計上させていただきました予算なのですけれども、6月のときに、予算を上げるときに、個人住民税の課税情報を基に幾らぐらいになるのかというのを積算いたしました。ただ、その個人住民税の課税データというのは、所得税が入っているのですけれども、それが参考の数字ということで、今回、国の算定ツールで積算し直したところ、当初推計した金額よりも7,000万円ほど少なかったということで、追加で計上させていただいた予算ということになります。対象者の方には、8月30日に申請書および確認書を郵送させていただいております。その方たちは必ず対象となる方ですので、そちらに記載事項を記入していただいて、また転入者であるとか、未申告者の方でありますと、申告していただいたり、所得証明書、課税証明書とか取得していただかないと、転入者の方では分からない状況なので、その辺のご案内を8月30日にさせていただいております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 今、課長のほうからは、今回追加の話をちょっと説明させていただきましたけれども、中橋議員からのご質問としましては、まず、6月に補正は計上しましたけれども、ご案内につきましては、この修正後の状況で8月末に対象者全員にご案内をしております。ですので、前回出して今回もう一度漏れた方に案内をしたのではなくて、もともと8月末からご案内予定していましたので、修正後の形で対象者全員にご案内をしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 分かりました。そうしますと、対象となる方には、漏れなくその個別の案内が行くと、その申請に基づいてきちっと給付もするということですね。問題は、転入があった場合というのは、自主的に言っていたかなかったら当然分からないですよね。そういう方に対する呼びかけの方法というのは、どんなふうに行われているのでしょうか。必ず異動というのはあると思っておりますので、お示しいただけますか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 転入者の方なのですけれども、1月1日現在で幕別町に住所のある方基準で算定しております。その方たちは幕別町には所得のデータございませんので、その辺につきましては、前住所地から取り寄せてくださいということのご案内になります。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 転入者に対するご案内ですけれども、基準日現在で町からご案内しますので、基本、転入者に関しましても、対象と思われる方に関しては案内はさせていただいていま

す。ただ、今、課長から話あったように、1月2日以降となりますと、町に課税情報がないということがありますので、そういった部分は課税情報出していただくとか、そういうことは必要となってまいりますけれども、基本、町のほうで対象者に対しては、転入者含めてご案内をしているところです。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第71号、令和6年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第12、議案第73号、令和6年度幕別町下水道事業会計補正予算（第2号）までの3議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第71号、令和6年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第72号、令和6年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第73号、令和6年度幕別町下水道事業会計補正予算（第2号）を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第71号、令和6年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ580万円を追加し、予算の総額をそれぞれ29億3,962万8,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金580万円の追加であります。

前年度の保険給付費等交付金の確定に伴う北海道への精算還付金と、特定健康診査負担金の確定に伴う国と北海道への精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

5款1項1目繰越金580万円の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第72号、令和6年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,235万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ30億9,046万2,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、7ページ、8ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金1億9,235万4,000円の追加であります。

前年度の介護給付費と地域支援事業費の確定に伴う国、北海道、社会保険診療報酬支払基金への精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9ページになります。

9款1項1目繰越金1億9,235万4,000円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第73号、令和6年度幕別町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。

第2条は、資本的収入及び支出の補正であります。

はじめに、支出であります。

第1款公共下水道事業資本的支出既決予定額11億586万円に、補正予定額971万3,000円を追加し、11億1,557万3,000円と定めるものであります。

次に、収入であります。

第1款公共下水道事業資本的収入既決予定額8億2,347万7,000円に、補正予定額965万6,000円を追加し、8億3,313万3,000円と定めるものであります。

第2条の2行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,333万5,000円は、消費税資本的収支調整額3,512万5,000円、引継金1億1,600万3,000円および当年度損益勘定留保資金2億220万7,000円で補填するものであります。

第3条は、企業債の変更であります。

公共下水道建設事業の限度額に480万円を追加し、2億9,000万円に改めるものであります。

13ページをご覧ください。

資本的支出であります。

1款公共下水道事業資本的支出、1項1目建設改良費971万3,000円の追加であります。

札内中継ポンプ場の汚水ポンプ吐出弁の老朽化に伴う更新工事であります。

12ページになります。

資本的収入であります。

1款公共下水道事業資本的収入、1項企業債、1目建設改良費等の財源に充てるための企業債480万円の追加であります。

6項補助金、1目国庫補助金485万6,000円の追加であります。

社会資本整備総合交付金であります。

以上で、国民健康保険特別会計から下水道事業会計までの補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第71号、令和6年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第72号、令和6年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決すること

にご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第73号、令和6年度幕別町下水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

議事の都合により、明9月13日から9月24日までの12日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、9月13日から9月24日までの12日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(寺林俊幸) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月25日、午前10時からであります。

14:56 散会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和6年第3回幕別町議会定例  
(令和6年9月25日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 芳滝 仁  
(諸般の報告)  
行政報告
- 日程第2 発委第7号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書  
日程第3 認定第1号 令和5年度幕別町一般会計決算認定について  
日程第4 認定第2号 令和5年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について  
日程第5 認定第3号 令和5年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について  
日程第6 認定第4号 令和5年度幕別町介護保険特別会計決算認定について  
日程第7 認定第5号 令和5年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について  
日程第8 認定第6号 令和5年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について  
日程第9 認定第7号 令和5年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について  
日程第10 認定第8号 令和5年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について  
日程第11 認定第9号 令和5年度幕別町水道事業会計決算認定について  
(日程第3～日程第11 決算審査特別委員会報告)
- 日程第12 陳情第6号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを国に求める陳情書  
(民生常任委員会報告)
- 日程第13 議案第75号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第14 議案第76号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第15 議員の派遣について  
日程第16 閉会中の継続調査の申し出  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

# 会議録

令和6年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和6年9月25日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月25日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議 長 寺林俊幸  
副議長 中橋友子  
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 6 長谷陽子  
7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘 11 岡本眞利子  
13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 芳滝 仁 16 谷口和弥 17 藤原 孟
- 6 欠席議員  
5 小田新紀 12 小島智恵
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 笹原敏文 農 業 委 員 会 会 長 中村富士男  
企 画 総 務 部 長 山端広和 住 民 生 活 部 長 寺田 治  
保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁 経 済 部 長 高橋修二  
建 設 部 長 小野晴正 会 計 管 理 者 武田健吾  
忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健 札 内 支 所 長 川瀬吉治  
教 育 部 長 白坂博司 政 策 推 進 課 長 宇野和哉  
総 務 課 長 西田建司 地 域 振 興 課 長 谷口英将  
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
事務局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 芳滝 仁

# 議事の経過

(令和6年9月25日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番藤谷議員、14番田口議員、15番芳滝議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

令和5年度幕別町各会計決算審査特別委員会委員長から、付託いたしました議案について、会議規則第77条の規定による審査結果の報告書が、民生常任委員会委員長から、付託いたしました陳情について、会議規則第94条第1項の規定による審査結果の報告書が、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第77条の規定による所管事務調査報告書が、議会運営委員会委員長から、北海道町村議会議員研修会に係る議員派遣結果報告書が、広報広聴委員会委員長ほか3名から、議会広報研修会に係る議員派遣結果報告書が、それぞれ議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（合田利信） 5番小田議員、12番小島議員から本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

## [行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お時間をいただきましたので、上水道量水器取替工事に伴う個人情報漏えいについてご報告申し上げます。

本工事は、令和6年5月30日から12月10日までの工期で、札内泉町、あかしや町などを対象地区とする水道量水器の取替工事を発注していたものでありますが、去る9月20日、午後0時10分頃から午後1時の間に、工事対象者名簿を紛失する事故が発生いたしました。

紛失した名簿は、札内泉町、文京町、あかしや町、明野に居住する方110件分の水道使用者名、住所、メーター情報を記載したもので、紛失場所は泉町団地公営住宅に付属する屋内の駐輪場で、新設する量水器等と共に置いていたましたが、現場から5m離れた敷地内通路に駐車してあった車両の中で昼食を取っていた間に紛失したものであります。

紛失に気付いた請負業者が午後1時から午後6時まで現場付近を探索しましたが発見できず、翌21日の午前8時から正午まで再度搜索を試みましたが発見に至らなかったことから、帯広警察署へ盗難届を提出いたしました。

同日午後5時、帯広警察署から2人の署員が現場に到着し、団地内の住人に聞き取り調査を行った

結果、午後5時30分ごろ単身でお住まいの高齢の方が現場から持ち帰っていたことが判明し、名簿を返却してもらいました。

この高齢の方は、名簿を持ち去った事実を認識しておらず、警察の聞き取り調査の際はその方のお子さんが在宅していたことから、名簿の存在が明らかになったものであります。

この度の事故は、個人情報に記載されていた極めて重要な資料を所持しての作業であるにもかかわらず、休憩中を含めて第三者が容易に持ち去ることのできる場所に置いていたことが原因であり、名簿に記載されていた方々には大変ご迷惑をお掛けしましたことを衷心からお詫び申し上げますと共に、請負業者へ厳重注意を行い、指導を徹底するなど、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

なお、個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、個人情報保護委員会への報告書を提出し、名簿に記載されている110人の方々へは、今週中に個人情報漏えいについての経緯を説明し、謝罪させていただくこととしております。

以上、上水道量水器取替工事に伴う個人情報漏えいについてのご報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

#### [議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、発委第7号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の趣旨説明を求めます。

委員長田口廣之議員。

○14番（田口廣之） 発委第7号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について、趣旨説明を行います。

2ページをお開きください。

前文の前段、中段部分は、省略をいたします。

国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組を、より一層推進するため、次の事項について、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、山積する道路整備の課題に対応するため、新たな財源の創設および必要な予算を確保すること。

2、国土強靱化実施中期計画を令和6年度内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

3、高規格道路におけるミッシングリンクの解消や直轄国道との連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。

4、橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、道路の維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を安定的に確保すること。

5、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備・管理の充実を図ること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長や内閣総理大臣など記載のとおりであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、認定第1号、令和5年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程第11、認定第9号…  
会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

10:11 休憩

(避難訓練)

10:40 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、認定第1号、令和5年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程第11、認定第9号、  
令和5年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの、9議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長酒井はやみ議員。

○7番(酒井はやみ) 令和5年度幕別町各会計決算の審査について、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和6年9月25日

幕別町議会議長寺林俊幸様

令和5年度幕別町各会計決算審査特別委員会委員長酒井はやみ

決算審査特別委員会報告書

令和6年9月4日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則  
第77条の規定により報告する。

記

1、委員会開催日

令和6年9月4日、18日、19日(3日間)

2、審査事件

認定第1号、令和5年度幕別町一般会計決算認定について

認定第2号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第3号、令和5年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第4号、令和5年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

認定第5号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

認定第6号、令和5年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

認定第7号、令和5年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

認定第8号、令和5年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

認定第9号、令和5年度幕別町水道事業会計決算認定について

3、審査の結果

全会計を認定すべきものと決した。

以上であります。

○議長(寺林俊幸) 報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長および議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、  
委員報告に対する質疑は、省略いたします。

一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

一括して採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、一括して採決を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第1号、令和5年度幕別町一般会計決算から認定第9号、令和5年度幕別町水道事業会計決算までの9議件に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号までの9議件は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第12、陳情第6号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを国に求める陳情書を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長荒貴賀議員。

○8番（荒 貴賀） 民生常任委員会の審査結果を報告いたします。

報告書、1ページをご覧ください。

令和6年6月6日、本委員会に付託された陳情第6号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを国に求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和6年6月20日、7月24日、9月5日、13日の4日間であります。

2ページをご覧ください。

審査に当たっては、陳情者を参考人として招致し、陳情の趣旨等について論議がなされ、慎重に審査した結果、起立採決で不採択すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 暫時休憩いたします。

10：47 休憩

10：47 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第12、陳情第6号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを国に求める陳情書について、討論を行います。

委員長の報告は不採択であります。

最初に、陳情の原案に賛成の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○7番（酒井はやみ） 陳情について賛成の討論を行います。

理由を3点述べます。

第一は、現在の年金は憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を十分に支えるものではないという点です。厚生労働省は2013年以来、11年間で物価が8.1パーセント上昇する中で、年金支給額は0.8パーセントの上昇で、差引き7.3パーセントの減額する改定を行いました。2024年度は、物価上昇率3.2パーセントに対して、年金支給額の引き上げは2.7パーセントにとどまっています。実質的な年金の引き下げ、その下での物価高騰で、高齢者の生活は切実さを増しています。民生常任委員会では、陳情者による説明があり、年金で生活する高齢者の厳しい状況が報告されました。例えば、緑町の老人会では、老後の暮らしを楽しもう、健康に生きようと活動していますが、この物価高騰でバス旅行やカラオケの参加を控える傾向が見られ、人との交流も減っているとのこと。さらに、食費や光熱費を切り詰めて生活している高齢者も多く、経済的な不安が心身に与える影響は、非常に大きいと感じます。年金のみで生活する高齢者は6割ほどいますが、老齢基礎年金だけの場合、納付期間が25年以上でも、月平均で約5万2,000円、25年未満では月平均約1万9,000円しかありません。特に深刻なのは、女性の低年金です。女性の年金生活者の約85パーセントが、月額10万円以下で、生活しています。衣食住のすべての分野で切り詰めた生活しても、この金額で健康で文化的な最低限度の生活を営むことは不可能ではないでしょうか。実際、生活保護世帯に移行する高齢者も増えてきており、生活保護受給者における高齢者の割合は全国で50パーセントを超え、幕別町では2023年度で68.9パーセントに上っています。今の年金水準では、若い世代も将来に不安を抱えています。物価高騰は主食の米にも大きく及んでおり、いつまで続くか見通せません。年金を引き上げなければ、命に関わる事態になりかねません。せめて、物価上昇に見合う引き上げをという願いは待たなしの要求であり、実現すれば、高齢者にも若い世代にも安心をもたらすと考えます。

第二の理由は、物価高に対応するための年金の引き上げは財源が十分にあるという理由です。委員会では、現役世代への負担増が懸念されましたが、実際には、年金の積立金は200兆円を超えており、加入者の納付金4年分に相当します。この積立金の約0.1パーセント、2,000億円程度を使用すれば、年金の引き上げは可能です。これにより、高齢者の消費も活性化し、地域経済の活性化にもつながると考えます。

最後に第三は、全国的に年金の引き上げを求める声が広がっており、幕別町からも町民の声を届けることが、国の政策に影響を与える力になるという点です。2017年には全国20の政令指定都市が老齢基礎年金の改善を国に求める要望書を提出しました。また、各地で今回と同様の意見書が出されています。こうした要望を受けて、2020年の年金改革関連法では、老齢年金の水準低下を防ぐ附帯決議が出されました。そして今年8月、厚生労働省が年金積立金を使って、老齢基礎年金を改善する検討を始めていること報道されています。全国からの声が国を動かしている今、幕別町議会としても今回の陳情に寄せられた町民の生活実態や要望を国に届けることは、大変重要であり、大きな意義を持ちます。

以上のことから、この陳情に対して議員の皆様の賛同を求め、賛成討論といたします。

○議長（寺林俊幸） 次に、陳情の原案に反対の発言を許します。

反対の討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

陳情第6号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを国に求める陳情書についての委員長の報告は、不採択であります。

それでは、会議規則第81条の規定により、陳情第6号について、採決をいたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

陳情第6号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを国に求める陳情書を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても賛成のボタン、または反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定します。

投票総数 16 人、賛成 7 人、反対 9 人。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第 13、議案第 75 号および日程第 14、議案第 76 号の 2 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

日程第 13、議案第 75 号および日程第 14、議案第 76 号の 2 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 13、議案第 75 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについておよび日程第 14、議案第 76 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 75 号および第 76 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてについて、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 17 ページ、18 ページをお開きください。

地方自治法は、執行機関として法律に定めるところにより普通地方公共団体に教育委員会を置かなければならない、とし教育委員会は、別に法律に定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行すると定めております。

これを受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項において、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命すると定められております。

また、同条第 5 項では、地方公共団体の長は、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに親権を行う者などの保護者である者が含まれるようにしなければならないと規定しております。

両議案は、現教育委員会委員 4 名のうち、2 名が本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、2 名の委員を任命するため、議会の同意を求めようとするものであります。

はじめに、議案第 75 号であります。

現教育委員会委員であります、東みどり氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

東氏は、18 歳未満の子どもの親権を有する保護者としての要件を備えられている方であり、任期は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 4 年間であり、

18 ページをご覧ください。

議案第 76 号であります。

現教育委員会委員であります、岩谷史人氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。

両氏の経歴につきましては、議案説明資料の 16 ページから 18 ページにかけて記載しておりますので、ご参照いただき、任命につき、同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

採決は、1 件ごとに電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は、1 件ごとに電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、議案第 75 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても賛成のボタン、または反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定します。

投票総数 16 人、賛成 16 人、反対ゼロ人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 76 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 81 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても賛成のボタン、または反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定します。

投票総数 16 人、賛成 16 人、反対ゼロ人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### [議員の派遣]

○議長（寺林俊幸） 日程第 15、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布しましたとおり、10 月 30 日に清水町で開催される十勝町村議会議員研修会に、11 月 8 日に本町で開催する議会運営委員会議員研修会にそれぞれ全議員を派遣いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） したがって、議員の派遣につきましては、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（寺林俊幸） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和6年第3回幕別町議会定例会を閉会いたします。

11：05 閉会